

教科書文庫  
4  
370  
51-1927  
2000079645

近 輒  
史育教世近

版 訂 改  
市 助 原 篠  
行 正 川 水  
郎 治 熊 藤 佐  
箒 共



京 東  
館 文 寶

Ed  
5

42607

教科書文庫

4
370
51-1927
20000 79645

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

教育学科

日八十月三年二和昭

濟定檢省部文

用科育教校學範師

教科書文庫

4

370

51-1927

2000079645

近 輦

# 史育教世近

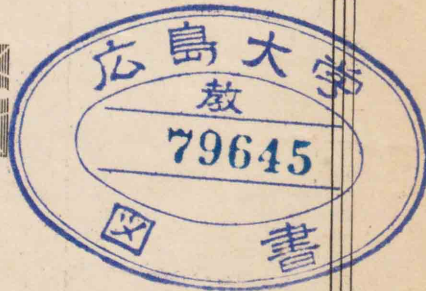
版 訂 改

市 助 原 篠

行 正 川 水

郎 治 熊 藤 佐

著 共



広島大学図書

2000079645



京 東

館 文 庫

E2  
57

# 実用教育

## 緒言

一、本書は、曩に師範學校教育科教科書として編纂したもので、明治四十三年初版發行以來、幸に全國各府縣に於て、師範學校教科書又は教員檢定試験参考用として採用せられ、既にいづれも數版を重ねた。其の間學說の進歩につれ、時々一部分の訂正を行ひ來つたが、今や戦後教育思潮の一大變遷に伴なはねばならないことゝなつたから、特に今回全部に互つて改造を加へ、新組織のものとした。

一、本書の編纂に當り、著者等は他の教育分科の各教科書との連絡に注意し、相補益して、生徒の理解を容易ならしめ、又なるべく材料を精選し、重要なものは稍之を詳述して、他は之を略敘し、或は已むを得ず全く之を省略するなど、實際教授上の便宜を考慮した。

一、本書は近世教育の發達變遷を述べるのが主目的であるから、古代の教

育は、之を簡叙し、特に近世の教育に大なる影響を及ぼしたものに止めた。

一、歐米の教育に於ては、特に教育思想の發達に注意し、之を中心として敘述を進め、教育制度は比較的に簡單に取扱つた。歐米の教育中、我が國の教育と密接の關係あるものは、主として學說の方面に存するからである。

一、一般の方針としては、各時代の趨勢を概説した後、分解的敘述に入るか、又は分解的に敘述した後之を約説し、時代時代の特色を明らかならしめる點に於て、多少の工夫を加へた。

一、外國の地名及び人名の稱へ方及び書き方は、一に文部省外國地名及び人名の稱へ方及び書き方取調委員の復命書に準據することゝした。

一、紀元年代については、本邦及び支那のものは皇紀を用ひ、歐米に關するものは西紀に據ることゝした。

大正十一年十月

著者識

### 改訂版緒言

今次の改訂に當つては、各時代の趨勢を明らかにすることゝ、現代教育に大なる影響を及ぼせる學者について精説することを二大方針として、新に稿を起し、全部に亙つて大修正を加へ、且口語文に書き改め、敘述を平明ならしむるに、多少の努力を拂つた。

大正十五年十一月

著者識

輓近近世教育史(改訂版) 目次

緒論

第一章 教育史の任務……………一

第二章 近世教育史の組織……………五

本論

第一篇 本邦維新以前の教育

第一章 古代の教育……………七

第一節 本邦教育の淵源と古代の教育……………七

第二節 儒教の傳來……………一〇

第三節 佛教の傳來……………一四

第四節 儒佛兩教傳來後に於ける教育の發達……………一七

目次

第二章 奈良朝、平安朝時代の教育……………元

第三章 鎌倉室町時代の教育……………三三

第四章 徳川時代の教育……………二六

  第一節 徳川時代教育の概況……………二六

  第二節 支那宋明思想の影響……………三五

  第三節 徳川時代の教育家……………三九

    一 貝原益軒……………四〇

    二 武士道の教育家……………四四

      山鹿素行 吉田松陰

    三 儒學諸派の教育家……………四九

      中江藤樹 伊藤仁齋 荻生徂徠 細井平洲

  第四節 神道の振興……………五五

    闇齋學派 水戸學派 古典派

  第五節 洋學の發達……………五六

第六節 幕府の學校……………六〇

  一 昌平黌 二 其の他の學校

第七節 藩學、郷學及び漢學塾……………六三

第八節 寺子屋……………六六

第九節 社會教育……………七〇

  一 心學……………七一

  二 報徳教……………七四

第十節 女子の教育……………七五

第十一節 徳川時代に於ける教育法約説……………七七

第二篇 歐米の教育

  第一章 希臘の教育……………八二

    第一節 希臘教育の特質……………八二

      一 スバルタ……………八三

      二 アテネ……………八五

第二節 希臘の教育家	六
一 ソクラテス	八九
二 プラトン	九〇
三 アリストテレス	九四
第二章 羅馬の教育	九六
第三章 基督教と教育	一〇〇
第四章 中世の教育	一〇三
一 第一期の教育	一〇四
二 第二期の教育	一〇六
第五章 第十五、十六世紀の教育	一〇九
第一節 文藝復興と人文主義	一〇九
第二節 宗教改革と新教の教育	一一二
第六章 第十七世紀の教育	一一六
第一節 第十六世紀以後に於ける教育の發達	一一六

第二節 第十七世紀の教育家	一二九
一 新教育の首唱者	一二九
二 コメニウス	一三三
三 ロツク	一三九
第三節 舊教徒の教育	一三五
一 エスイタ派	一三五
二 ヤンセン派	一三七
第四節 敬虔派—フランケ	一三八
第五節 女子の教育—フェネロン	一四一
第六節 初等教育の發達	一四三
第七章 第十八世紀の教育	一四六
第一節 啓蒙思潮と教育	一四六
第二節 啓蒙時代の教育家	一四九
一 ルソー	一四九

二	汎愛派—バゼドウ	一五
三	カント	一六
第三節	普通教育及び特殊教育の發達	一六
第四節	啓蒙思潮への反動—新人文主義	一七
第八章	第十九世紀の教育	一七
第一節	第十九世紀に於ける主要なる傾向	一七
第二節	第十九世紀の教育家	一七
一	ベスタロチ	一七
二	フイヒテ	一八
三	フレーベル	一八
四	ヘルバルト	一九
五	シュライエルマツヘル	一九
六	スベンサー	二〇
第三節	英國公衆學校とアーノルド	二九
第四節	第十九世紀教育の約説	三三

第九章	教育最近の發達	三六
第一節	反動的教育思潮	三七
第二節	教育學説の發展	三九
一	經驗主義の教育學	三〇
二	社會的教育學	三一
三	文化的教育學	三五
四	精神的教育學	三五
第三節	方法上の新傾向	三六
第十章	歐米の學制	三四〇
第一節	獨逸	三四〇
第二節	佛蘭西	三四五
第三節	英吉利	三四九
第四節	米國	三五四



第三篇 本邦維新以後の教育

第一章 明治初年の教育……………二五九

第二章 學制時代の教育……………二六二

第三章 教育令時代の教育……………二六七

第四章 學校令時代の教育……………二七四

    第一節 學校令の發布……………二七四

    第二節 教育勅語の下賜……………二七五

第五章 明治の教育家——福澤諭吉……………二七九

第六章 國民の自覺と教育の勃興……………二八二

第七章 大正の教育……………二八六

第八章 我國教育の特色と  
維新以後の教育……………二九三

附 録

一 明治五年以後に於ける小學校教科目の變遷

二 教育史年表

三 教育史附圖

輓近 近世教育史(改訂版) 目次終

輓近世教育史(改訂版)

縮論

第一章 教育史の任務

教育史の任務

教育史は教育の理論及び實際の變遷を敘述するをもつて其の任務とする。現時の教育は過去數千年の間、あらゆる人文現象と互に交渉しつゝ、次第に進歩發達した結果であるから、現今教育の狀況を十分に理解しようとするには、先づ遡つて其の變遷發達の徑路を明らかにせねばならぬ。教育史の研究によつて我々は始めて現時の教育學説及び實際の由つて來る所を知り、教育の眞義に觸れる事が出来る。教育史に於て攻究すべき項目は、大凡左の

教育史の攻究事項

如く區分せられる。

一、**教育實際の變遷** 實際上の變遷は左の二項に分かれる。  
(イ) 教育制度 即ち教育法令、教育行政機關及び學校設備の變遷。  
明治五年學制 三頁

(ロ) 實際の教育法 即ち教育の目的、教授の材料、方法、訓練等の實際に於ける變遷。  
此は此の書の體裁

教育の實際は、其の國、其の時代の社會狀態及び學術、技藝などと密接なる關係を保つて發達したものであるから、これら相互の關係を究め、兼ねて教育理論の發達との關係を明らかにせねばならぬ。  
二、**教育理論の變遷** 古來有名な學者、教育家により、教育に関する種々の學說が唱へられたが、これらの學說は、縦には其の前時代の學說に關聯し、横には其の時代の學術、思潮に影響せられてゐるから、教育史の研究に於ては、常に是等の有機的關係を考慮し、且

教育の實際に及ぼした影響をも併せ考へねばならぬ。

三、**教育家の活動** 古來幾多の大教育家は己を忘れて、教育の改善發達のために盡くした。教育史は是等の人々の人物及び事業を審かにし、教育事業の眞の根柢は教育者其の人に存することを明らかにする。

教育史の研究は、教育者にとつて如何なる意義を有するか、左に其の要項を擧げる。

一、現時の教育の由來を知る 今日諸種の科學に於て、歴史的研  
究法が盛に行はれてゐるが、教育の如きは、之を科學として研究する上にも、又現時の教育を知悉する上にも其の必要殊に大なるものである。現今教育の理論及び實際は教育學、小學校管理法等で教へるけれども、教育の眞の意義を根本的に理解する爲には、是非教育史を學ばねばならぬ。

教育史研究の必要

二、教育上の識見を養ふ 教育史の研究によつて、特殊の時代及び社會に於ける教育法の成敗の跡を明らかにし、又多くの教育學說について其の適否を論評する識見を養ひ得るから、教育の實際に當り、能く前人の成果を收め、其の覆轍を避け、又妄りに新說に迷はず、穩健中正の判斷を下すことを得るのみならず、更に進んでは、國家の情勢に鑒み、將來を慮り、教育改善の新方法を立つることも可能ならしめる。教育史の研究をして、その人の心を養ふべきである。

三、教育者の人格を修養する助となる 教育史は、古來の偉大な教育者の事蹟について述べるから、教育者は是等の人々の鞏固な信念、高潔な心情、不屈不撓の大精神に觸れて感奮し、人格修養の資となること亦甚だ大である。また、是等の偉大な事業が、永く歴史を貫ぬき、國家の隆盛、人類文化の發達に貢獻する所あるを覺るときは、教育事業の尊嚴を感じ、自ら教育に對する希望を加へ、強き信念を得るに至るであらう。

## 第二章 近世教育史の組織

近世教育史の組織

廣く内外古今に互り、詳細に教育の變遷を説くことは、本書の能くする所でないから、本書は我が國の教育者にとつて特に密接の關係を有する本邦現時の教育の由來を明らかにするを以て其の眼目とする。従つて、現時の教育に直接の連絡を有する近世を重んじ、且我が國現時の教育に對して著しい影響を與へた諸外國の教育を窺ふこととする。是れ本書を近世教育史と名づけた所以である。

近世に重きを置く教育史は、之を維新以前の教育と、維新以後の教育とに分け、前者を略叙し、後者を詳述するのが適當である。而して我が國維新以後の教育は、本邦國有の精神を以て儒教佛教及

び歐米の思想を同化した、渾然たる體系であるから、之が由來を明らかにせんには、先づ本邦國有の思想に儒教及び佛教の影響を加へた維新以前の教育を述べ、次ぎに維新以後我が國に移入せられた歐米の教育思想を究め、最後に是等諸源流が如何に融合して維新以後の教育を形成してゐるかを見なければならぬ。因つて本書は、之を分つて第一篇本邦維新以前の教育、第二篇歐米の教育、第三篇本邦維新以後の教育とする。歐米の教育は、一の傍系に過ぎないが、本邦現時の教育と特に深い交渉を有してゐるから、別に篇を設けて稍詳密に論述することとした。

### 本論

## 第一篇 本邦維新以前の教育

### 第一章 古代の教育

#### 第一節 本邦教育の淵源と古代の教育

凡そ國民教育の理想は、其の國特有の國體、國民性を基礎とした歴史の所産である。我が國體は建國と同時に既に定まり、國民性の特色早く顯れて、本邦教育の淵源を成してゐる。

**天照大神の神勅** 天照大神、皇孫瓊瓊杵尊にこの國を治めしめんとし給へる時、

「葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣。」

我が國體

我が國民性

と勅し給ふ。この宏遠なる神勅を奉じ、萬世一系の皇統を擁護し奉り、萬邦無比の國體を益鞏固にし、之を中心として國運の發展を圖るは、我が國民教育の大理想である。

國民性

建國以來三千年、世運幾度か變遷したが、神勅炳として日星の如く、又能く外來の文物を攝取同化して、建國の大精神を向上發展せしむることを得たのは、固より皇室の御稜威による所であるが、一には又我が特異な國民性に基づくのである。多くの特質ある中、特に主要なるは敬神崇祖、忠孝、武勇の三である。

(一)敬神崇祖 敬神が立國の要義なることは、神鏡奉齋の神勅によりても明らかである。古代は祭政一致神に仕ふるは、やがて政治の主要部であつた。神に仕ふるに太占、祓禊、祈禱等があり、萬事神祇に憑り、疑はしきは皆神教を仰いだ。特に族制を重んじ、祖先の靈を崇拜し、家々氏神を祭つて報本反始の誠を效した。

敬神崇祖  
神鏡奉齋の神勅  
「此之鏡者專爲  
我御魂而、如拜  
吾前伊都岐奉。」

忠孝

(二)忠孝 我が國民道德の眼目たる忠孝兩道も亦崇祖の念に胚胎したものである。即ち我が民族の大宗家にして且國家の統治者たる皇室に奉仕するは忠にして孝を兼ね、祖先忠誠の遺志を繼承するは孝にして忠を兼ねる。忠孝兩道名は二にして其の義は一である。我が國民古來この兩道を勵み世厥の美を濟し、國體の精華を開いたのは、我が國特有の美風といはねばならぬ。

武勇

(三)武勇 我が國が武を以て國を開いたことは、歴史に明らかなる事實であるが、上古は兵農一致、國民皆兵の制であるから、上下一般に武藝を練り、狩獵を好み、歌舞によつて勇壯の氣風を養ひ、君國の大事に臨んでは死をも恐れずして進み戦つた。

以上の三大特質の外、正直潔白を尙んだこと、名譽を重んじたこと、快活淡泊で現在を樂んだこと、温順優美で風雅を愛したことが、實際的活動を重んじたこと、包容同化の力に富んだこと等は、何れも

古代の教育

我が國民の特質で、我が國文化の基調をなすものである。

古代の教育

古代には文字なく、又學校の如き特別な教育的施設は無かつたが、自然的に行はれた實際の教育は固より存在した。教育の内容としては、敬神、忠孝、其の他の國民的、特質の訓育や、武藝、農耕、狩獵及び各部族の家職に關する技能の教育、和歌、音樂による美育等を擧ぐることが出来る。そして是等の教育は、一定の規則の下に行はれたものではなく、日々の實際生活の間に、機に應じて、父母又は社會より、或は手づから、或は口づから傳承修得せしめた。

第二節 儒教の傳來

儒教の傳來

儒教の傳來

應神天皇十五年(五九四年)百濟の王子阿直岐來朝し、翌年更に博士王仁來朝して論語十卷、千字文一卷を上つた。皇子

孔子

一一〇一  
一八二年

孔子

孔子の學說

仁



稚郎子は此の二人に就いて學ばせられた。これ實に儒教傳來の始である。

儒教は孔子によつて大成せられた。孔子は支那戰國時代に生まれ、生知安行の資を具へ、釋迦と並び稱せられる大聖人である。其の人物思想は論語を通して想見することが出来る。

堯舜以來早く支那に發達した思想を集め、更に之を祖述して一の教義に組織せるもの、是れ即ち孔子の儒教で、政治道德の要道を説いたものである。

孔子は唯一最高の原理として仁を説いた。仁とは、遠近内外に

通徹した慈愛の徳、己の欲せざる所を人に施さず、己達せんと欲して人を達する忠恕の徳、利己の念を抑へて徳を行ふ克己禮讓の徳、王者が民を安んずる救済の徳、凡そ是等の諸徳を綜括し包容せる最上至高の理念である。

子貢問曰。有一言而可以終身行之者乎。子曰。其恕乎。己所不欲勿施於人。(靈十五)

曾子曰。夫子之道。忠恕而已矣。(里仁四)

子曰。如有王者。必世而後仁。(子路十三)

夫仁者。己欲立而立人。己欲達而達人。(雍六)

顏淵問仁。子曰。克己復禮爲仁。(顏十二)

孔子は又修徳の實踐的規準として禮を尊んだ。道を内面より見て精神の操守となすとき、之を仁と言ひ、外面より見て、則るべき社會的規準となすとき、之を禮となし、二者相合して儒教の中心思想を形成する。

子曰。能以禮讓爲國乎。何有。不能以禮讓爲國。如禮何。(里仁四)

禮

孔子の性格

教育法

子曰。君子博學於文。約之以禮。亦可以弗畔矣乎。(雍六)

孔子は、門人子貢が温良恭儉讓と稱へた如く、仁恕果斷にして自信の念強く、威儀禮容盡く具はり、仰ぐ可くして犯すべからず、眞に百世の師たるべき、圓滿高潔な大人格者であつた。

孔子の教育は、自己の全人格を範として、弟子を切磋せしめた人格教育である。其の學んで厭かず、循々として誨へて倦まず、困厄の間に在つても慇懃弟子を導き、弟子を見ること我が兒の如くであつたことは教育者の好模範である。六藝及び文行忠信は其の教科であるが決して畫一を強ひず、弟子の資質の長短、識見の廣狹に應じて啓發宜しきを得た個性尊重の教育である。「不憤不啓、不悱不發、舉一隅不以三隅反、則不復也」と述べて奮勵努力を奨めたのは、自發活動を重んじた啓發的教育法である。又「性相近也、習相遠也」と説いて教育の力の偉大なるを認め、唯上智



與下愚不移」として教育の力に制限を加へた。

子貢曰。夫子溫良恭儉讓以得之。(學而)

顏淵喟然歎曰。仰之彌高。鑽之彌堅。瞻之在前。忽焉在後。夫子循循然善誘人。(子罕)

子曰。不憤不啓。不悱不發。舉一隅不以三隅反。則不復也。(述而)

子曰。性相近也。習相遠也。(陽貨)

子曰。唯上知與下愚不移。(同)

儒教の傳統

孔子の後、子思、孟子、荀子等出でて儒教の正統を繼いだ。子思は中庸を重んじ、誠を、天の道、人の道なりと説いて、儒教に哲學的基礎を與へた。孟子は仁と共に義を説き、更に性善説及び養氣の説を唱へ、荀子は、性惡説をなし、禮讓により人性を矯むべきであるとし、禮を以て學問の眼目とした。

儒教の影響

儒教の影響 儒教の説く忠孝仁恕の道を始め、其の現實的な點など、我が道德思想と合致する所多く、我が國固有の精神は茲に學理的説明を得て、其の意義を益、明らかにし、永く我が國民思想、

教育思想を支配した。但かの放伐禪讓などの革命的傾向が何等の反響をも起さなかつたことを思へば、我が國民的信仰が如何に強固であつたかを想見することができる。

第三節 佛教の傳來

佛教の傳來 印度に起り、中央亞細亞を経て、支那に傳はつた佛教は、更に朝鮮を経て我が國に傳來した。即ち欽明天皇の十三年(二二二年)百濟の聖明王、釋迦佛像及び經論を上り、且其の功德を上奏した。これ我が國、佛教の起原である。

佛教の教祖釋迦は、紀元九十八年頃印度に生まれた。世の無常を觀じて出家し、多年苦行の後、三十五歳で、天地人生の真相を悟り、爾來各地に法を説くこと四十五年、人格圓滿、教理玄妙にして萬人の父、衆生の救主と仰がれた。

釋迦

佛教の要義

現世に於ける一切の現象は無常であつて、泡沫夢幻の如く、はかないものである。眞理に暗き凡夫は我執を起し、はかなき萬象に愛着するところから諸の苦患を生ずる。人生の實相は苦である。故に常に正道を修めて怠らず、無常の理を悟り、我執を去り、一切の煩惱を離脱すれば、何人もその佛性を發揮して涅槃精神の絶對的平和の妙境に入り、來世の幸福を得ると説くのが、佛教の根本思想で、四諦(苦集滅道)を以て根本義となし、三學(戒定慧)を以て解脱に達する方法と定め、其の特徴は厭世的、來世的で、且平等主義である。

佛教の影響

佛教の所説は、我が國體及び國民性に適合しない點が多かつたから、傳來の當時神佛兩道の激烈な紛争を惹き起したが、漸次同化せられ、やがては神儒兩道と相並んで廣く行はるるに至つた。其の影響の主なる點は、(一)佛教は人間の平等を説き、且王法以外、佛法ある事を唱へたから、我が尊皇心に著しき變化を

儒佛二教傳來後の教育

與へた。(二)淺薄單純な我が思想界を深遠豊富ならしめた。(三)戒律等によつて道義の實踐を助けた。(四)殺生を禁じ、慈悲を教へたから殺伐の風を和げたが、其の餘弊として優柔懦弱の風に傾かせた。(五)厭世的、未來的な教は、我が樂天的、現世的で、生々活動を尊ぶ風を著しく變化した。(六)僧侶の布教は社會福利の開發、文化の普及に大なる貢獻をなした。(七)佛教美術の移入によつて、我が工藝美術の發達を促したこと等である。

第四節

儒佛兩教傳來後に於ける教育の發達

儒教の傳來と共に皇子稚郎子王仁に就いて學ばれたのは一種の宮廷學校で、師に就いて學ぶことの始である。

履仲の朝には、既に諸國に國史の職を置いて各地の事蹟を記せしめられた。

文化の吸收 同化 普及 皇室を中心として行はれる

法隆寺學問所

繼體、欽明の諸朝にかけて三韓から多くの博士が來朝した。推古の朝に、聖徳太子始めて儒佛兩教の精神を採つて憲法を制定し、次いで國史を撰し給ふた。又留學生を派遣して直接に支那の文化を吸収する道を開かれた。この頃、又法隆寺學問所を設け、僧侶を構内に寄寓させ、學資を支給して勉學せしめられたが、これ我が國に於ける學校の始である。

孝徳の朝には、國博士を置いて文事を掌らせた。これが學官の始である。

天智の朝には、大學を設け、百濟人鬼室集斯を學職頭となされた。これ俗人の爲に設けられた學校の始である。

天武の朝には、更に國學の制を定めて學事を獎勵せられ、教育事業漸く盛なるに至つた。

## 第二章 奈良朝、平安朝時代の教育

教育の目的及び學風 前代に於て支那と直接交通の途開

教育の概況  
官吏養成  
支那流の學問

「己を治めて  
人を治める」  
これが學問の目的

けて以來、遣唐使、留學生及び僧侶の支那に往來する者多く、盛んに、彼地の文華を移し支那崇拜の風、上下に瀰漫した。教育制度も亦、唐制に模して能く整つたが、當代の教育の目的は、主として官吏養成であつたから、教育の恩澤に浴し得るは唯上流の子弟に止まり、社會の下層には及ばなかつた。従つて其の教育法も出仕に必要な教科を授くるに過ぎなかつた。中にも、六朝唐初の詩文を中心とする文藝は一般に最も重んずる所であつて、唐代名匠の詩文を記誦することをこれつとめ、漢文を綴り詩賦に巧みなるを以て學者の理想とした。

大寶令 文武天皇大寶元年(二二三六)大寶令を發布し、其の中に

大寶令

學制

學制をも定められた。是れ我が國教育令の嚆矢であるばかりでなく世界に於ても最も古い教育令の一である。

大寶令の學制

大寶令では、大學と國學との二種の學校を置く。大學は京師に設け五位以上の子孫及び八位以上の請願者、東西史部の子弟を入れ、明經、紀傳、明法、算、書の五道を教へ、國學は各國に一ヶ所之を置き、郡司の子弟を入れ、學科は大學に準じたが、其の程度は低かつた。共に官吏の養成を以て其の目的とした。其の他醫學、天文、曆法、音樂等を教へる爲に、典藥寮、陰陽寮、雅樂寮をも設けた。

大寶令の學制は唐制を模したもので、學校の組織職員より教科書、試験法に至るまで凡て之に則つた。

私學

大學、國學等の盛なるにつれ、私學も亦勃興した。弘文院、勸學院、文章院、綜藝種智院、學館院、淳和院及び獎學院は七大私學と

私學の創立者  
弘文院 (和氣廣世)

勸學院

勸學院 (藤原冬嗣)

學館院 (橋氏公)

淳和院 (桓貞親王)

獎學院 (在原行平)

文章院 (菅原清公)

文學

稱せられ、中にも、勸學院最も榮えた。是等の私學は、多くは、創立者の一門の子弟を教育する爲に設けられたものであるが、唯綜藝種智院は、淳和天皇の天長五年(八四八年)僧空海の創立した所で、僧俗貴賤を問はず、廣く入學させ、佛教と世俗の學とを兼ね授けた。實に我が國庶民教育の始とも見るべきである。私學の外、公開圖書館も起り、石上宅嗣の芸亭は其の嚆矢である。

文學の發達

文學の發達は平安朝に至つて頂點に達したが、之は當時の浮華遊惰の風と互に因果關係をなすものである。始めは漢文學のみ盛んで、吉備眞備、菅原道眞、三善清行、僧空海、最澄等の學者輩出したが、假名の創作あつて以來、國文學も亦隆盛に赴き、紫式部、清少納言等の女流文學者、紀貫之等の歌人が續々あらはれた。是等の學者の中、菅原道眞は久しく侍讀の任を拜した外、上流子弟の教養を掌り、又自家の文庫、紅梅殿を公開して圖書館教育を

家學

創め、其の識見の高邁なる實に當代第一の教育家と稱すべきである。

### 教育の衰頹と家學の興起

大學の教育は一時盛大であつたが、嵯峨の朝弘仁年間以後、私學の勃興と共に次第に其の勢力を失ひ、降つて藤原氏の專權時代に至つては、紀綱弛み人心頹廢して、凡ての教育事業衰へ、之に代つて家學が興るに至つた。家學とは大學諸道の學を以て一家を成し、之を子孫に傳ふるもので、中にも明經道の清原家、明法道の中原家、紀傳道の菅原大江兩家、算道の三善家等最も顯れ、私立専門學校の觀を呈するに至つた。高倉天皇の治承元年、京都の大火で、大學、私學共に焼け失せて後は、家學のみ獨り教育の事に與つた。

### 第三章 鎌倉室町時代の教育

平中時代は

大を

學問の衰頹

支那式の教育から日本固有の教育へ移る行

五山 京都 建仁 東福  
萬壽 天龍  
相國  
鎌倉 建長 圓覺  
淨妙 淨智

武士道の起原

### 教育の概況

前時代の末に、學問、教育漸く衰へたが、當代に入つては一層の衰頹を來した。即ち政權幕府に歸してより、朝廷は學問を保護する方だになく、中原、大江、三善の諸家皆京都を去つて幕府に仕へたので、是等の家學も次第に衰へた。降つて室町時代に至つては、戰亂相次ぎ、文事を顧みる遑もなかつた。唯京都及び鎌倉の五山の僧侶が、戰亂の外に立つて僅に文教の命脈を維持した。然るに他方には時代の要求から武士道が起つた。之を大局から觀れば、社會的勢力が優柔懦弱の縉紳から質朴勇健の武人に移つた爲に、言語文字の技巧を娛しむ才藝教育が衰へて、精神的で且實際的な意志教育に轉向したものと云ふべきである。

### 武士道の起原

武士道は我が國武士の間に發達した一種の道德であるが、淵源頗る遠く、未だ武士階級の起らなかつた以前に、其の精神は既に在存したのである。即ち古來勇敢で忠誠な國民

性は是れやがて武士道の精神であつて、物部氏、大伴氏等の武臣が、専ら忠節を勵み、名譽を尊び、武勇を重んじたのは、此の精神を著しく發揮したものに外ならぬ。其の後王朝時代に於て、一時文を尙んで武を輕んじたが、時勢推移して武家興り、武士道も略ぼ體系を成すに至つた。

武士道の精神

実行主義

西洋の方向には実行より理論を重んずる

犠牲的

因心人 聖君のためには身も命も惜まぬ  
西洋の個人主義より  
意心を尊重

武芸

まづやも見る 理論は役に立た

実行してその中に勇壯、豪膽なる精神を養成す  
心身共に発達した

禪宗

武士道に貢献した

當時武士の間に流行した禪學は所謂不立文字の宗で、煩瑣な經典教説によらず、座禪觀法によつて直ちに自己本來の面目に透徹し、死生の關門を超脱する教義であつたから、當時の武士の境遇と氣質とに適合して、武士道の發達に大なる貢獻をなした。

武藝

武藝は武士の本領で、士道の實行も、主として之によるのであるから、常に其の練磨を怠らず、大に劍術、弓術、馬術、水練等を獎勵し、其の道の達人といはるゝ人も多く出た。斯くて當時の武士教育は尙武の一方に偏し、文事は多く顧みられなかつた。

僧侶と教育

當代の僧侶が、各方面の教化に盡くした功績は特筆すべき者がある。(一)五山の僧徒の禪風は能く武士を感化して、深く其の歸依を得、中には爲政者の顧問の地位を占むるものもあつた。(二)戰亂を外に靜に學窓に在つて文教を維持したのみでなく、盛に宋元の地に往來して彼の文化を傳へた。(三)山内に學舎

僧侶の教化事業

寺子  
入道... 登山

を開いて士庶の教育に當り、所謂寺子屋の始をなした。(四)各宗の僧徒が各地に巡錫して布教した外、或は講筵を開き、或は著述によつて、一般民衆を教化した。

寺子屋

個人指導

寺子屋の就學は、十歳頃に始まり十五歳頃に終る。別に卒業といふことなく、概ね見計らひで退學した。課業は主に手習であつたが、之に結合して修身、讀書、作文及び諸種の實用上の知識をも授けた。徳川家康、織田信長、太田道灌、林羅山等は皆此の寺子屋に學んだ者である。寺子屋は實に我が國普通教育の起源とも稱すべく、次代に及んでは全國に普及するに至つた。

學校教育

寺院以外の教育機關としては、僅に金澤文庫と足

利學校とを數へる。金澤文庫は武藏國金澤稱名寺内にあり、北

條實時の創立したもので、廣く和漢の書籍を蒐め、主に北條氏の子

弟の學問所であつたが、北條氏滅亡後早く衰頽した。足利學校

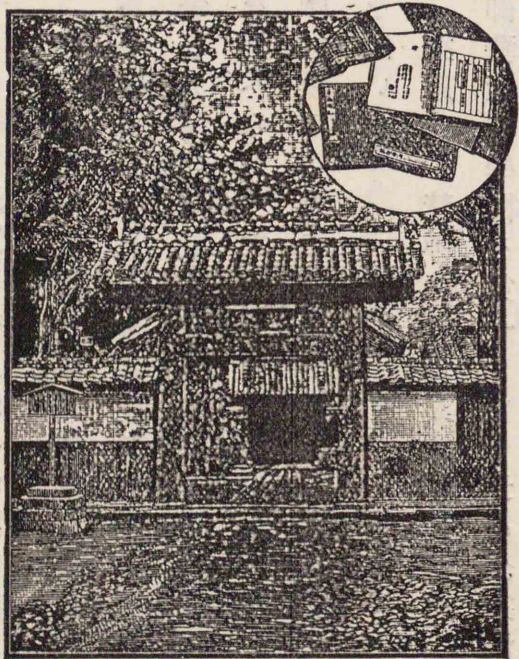
金澤文庫  
は文庫あり

學校教育

金澤文庫

足利學校

は下野國足利町に在り、或は小野篁の創立といひ、或は國學の跡であると言ひ、或は足利義兼が一族の學問所として起したものであるとも言ひ、起原は明らかでない。其の後、上杉憲實之を再興し、僧快元を聘して席主とし、四方の學徒を集めて教育した。戰國時代に於ても



足利學校と  
校現存の古書

千人に達したといふ。徳川時代に入つても、幕府の厚い保護を受け、明治五年廢藩置縣の際まで存続した。

室町時代一般には同か  
おとろへ僅に僧侶によつて  
相統へてゐたに過ぎず  
か、日本個有の學問の流  
達した時代である

## 第四章 徳川時代の教育

### 第一節 徳川時代教育の概説

徳川將軍の學問  
獎勵

織豊二氏の後を承けて撥亂反正の功を遂げた家康は、馬上で天下を取つたけれども、馬上では治められぬ。應仁此の方、君臣、父子相争ひ天下の争亂一日も止まなかつたのは、全く學問廢れ、人倫の道を辨へなかつた爲であるから、書籍を刊行し、學問を獎勵すること、は、仁政の一端である。」と云つて大に文事を獎勵し、文教復興の機運を開いた。

家康

家康は(一)禁中並に公家、武家の法度を定め、禁中法度には、天子の御藝能中學問を第一とすと云ひ、公家法度には、家々の學問を油斷無く勵むべしと云ひ、武家法度には、文武を兼備すべしと云つて、大に學事を獎勵し、(二)孔子家語を始として諸種の書類を刊行し、(三)律

綱吉

令、國史等の各地に埋れるを求めて謄寫し、(四)藤原惺窩、林羅山等を擧げ書を講ぜしめたが、中にも羅山は四代に歷事して幕府の文事を掌つた、(五)伏見に圓光寺といふ學校を起し、足利學校九代の庠主三要を聘して校主となし、僧俗を問はず入學せしめた。

其の後歴代の將軍皆家康の遺志を紹ぎ、文事を獎勵したが、五代將軍綱吉は最も學問に熱心で、自ら書を講じて大名及び旗本に聽かせ、又昌平齋を擴張して幕府の學校とする等、盛に講學を獎勵したから、諸藩も亦競うて學者を聘し學校を起した。中にも特に文教に功績あるは池田光政、保科正之、上杉鷹山等である。他方、民間にも亦碩學輩出して、朱子學以外種々の學說を創唱するなど、文運一時に隆盛に赴いた。

吉宗

八代將軍吉宗は普通教育に意を用ひ、室鳩巢をして六諭衍義などの兒童教科書を編せしめて之を頒ち、又洋書の禁を解いて實學



家齊

徳川の將軍大名か  
浮田を奨励した事

を奨励し、明治文化の端を開いた。  
十一代將軍家齊の時、松平定信幕政に與るに及んで、大に心を學政に用ひ、昌平黌の組織を改め、且異學の禁寛政二年を布き一に朱子學を宗として紛々たる異説を抑へようとしたが、當時自由討究の精神盛であつたため、異説相次いで現れ、文教の多様な發展をなした。

徳川の末世鎖國の夢破れ、廣く諸外國と通商するに及んでは、海外の思想澎湃として入り來り、幕府倒壞の後、直に跡を明治の文化と教化とに接するに至つた。

諸學派と學者

學派及び學者 當代に於ける教育の内容たるべき學說思想は頗る多種であるが、其の中主なる學派及び學者を左に擧げよう。

一、儒教

(一)朱子學派  
藤原惺窩、林羅山、松永尺五、木下順庵、貝原益軒、室鳩巢、新井白石、中村惕齋、柴野栗山、尾藤二洲等

(二)陽明學派  
中江藤樹、熊澤蕃山、三輪執齋、中根東里、佐藤一齋、大鹽中齋、佐久間象山、横井小楠、西郷南洲等

(三)古學派(朱子陸王の説を排して、直に孔孟の眞精神に接しようとするもの)  
山鹿素行、伊藤仁齋、伊藤東涯、荻生徂徠、太宰春臺等

(四)折衷學派(前三派の何れにも偏せず、是等を統一して、中正の道を求めようとするもの)  
片山兼山、井上金峨、太田錦城、細井平洲等

二、神道 (我が國體を明らかにし、尊王愛國の精神を發揚しようとするもの)  
(一)爾齋學派(朱子學を以て神道を説明したもので、之を垂加神道といふ)

山崎闇齋、淺見綱齋、佐藤直方、三宅尚齋、山縣大貳、竹内式部、賴三樹等  
(二)古典派(古學を研究して、儒佛に影響せられぬ古道を發揮せんとするもので、之を純神道といふ)

僧契沖、荷田春滿、賀茂眞淵、本居宣長、平田篤胤等

(三)水戸學派(修史事業を中心とし、神道をたすくるに朱子學を以てし、敬神愛國の念を鼓吹したもの)

徳川光圀、徳川齊昭、藤田東湖、會澤正志齋等

(三)武士道(武士道の學說を集大成し、國家的思想を鼓吹したもの)

山鹿素行、吉田松陰等

(四)心學派(神儒佛三教の長所を採り、平易に實踐道德を説いたもの)

石田梅巖、手島堵菴、中澤道二、柴田鳩翁等

(五)報徳教(至誠を以て身を修め、天地君父の恩に報ゆべしと説くもの)

二宮尊徳

六、洋學

新井白石、青木昆陽、前野良澤、桂川甫周、杉田玄白、大槻玄澤等

教育の機關 學校其の他の教育所の主なるものを左に擧げる。

一、幕府直轄の學校(主要なもの)

(二)昌平黌(儒學特に朱子學を教へた)

學校と教育所

以上、徳川時代、にさかへた  
學派

(二)和學講談所(國學を教へた)

(三)開成所(外國語の翻譯を掌り、且西洋の學術を教へた)

(四)醫學所

二、藩學(凡て三百有餘あつた。中特に著名なものを擧げる)

名古屋の明倫堂

水戸の弘道館

和歌山の學習館

金澤の明倫堂

佐賀の弘道館

仙臺の養賢堂

萩の明倫館

熊本の時習館

米澤の興讓館

福岡の修猷館

岡山の花鳥教場

會津の日新館

鹿児島島の造士館

三、民間の教育所

(一)郷學(藩學と寺子屋の中間に立つもの、左の二者は特に著名である)

肥前の多久學校(備前の閑谷學校)

(二)漢學塾(儒者の私塾、内特に著名なもの)

菅茶山の廉塾(福山) 伊藤氏の堀川學校(京都) 中井菴菴の懷徳書院(大阪)

廣瀬淡窓の咸宜園(豊後) 吉田松陰の松下村塾(長門) 松永尺五の講習堂(京都)

(三)寺子屋

教育の特徴

**教育の特徴** 當代の教育は、儒學を宗としたから、(一)寺院の勢力衰へ、僧侶は僅に社會教化に其の餘喘を保ち、一般に、儒者が僧侶に代つて文教の全權を握るに至つた。是れ教育主體の變化である。(二)次ぎに教育の内容は、内外古今の思想を容れ、極めて多様ではあつたが、何れも政治的、道德的色彩が濃厚であつた。是れ儒學の本質上當然の事である。(三)次ぎに是等の思想は、王朝以降の外來文明が、當代に至つて全く消化せられた結果で、何れも我が國民的根本精神の發揚を資け、遂に維新の大業を醸成するに至つた。(四)更に教育機關及び普及の範圍から見れば、王朝時代には貴族の專有であり、鎌倉、室町時代には僧侶の手にあつた學術は、當代に於ては、學校教育並に社會教育機關の整備につれ、全國に普及し、四民均しく文化の恩澤に浴し得るに至つた。

第二節 支那宋明思想の影響

支那は秦の時、焚書坑儒の厄に遇つて、文教大に衰へ、漢唐に至つては、徒に訓詁を事とするに過ぎなかつたが、宋代に至り、佛教の幽玄な思想を汲んで、獨特な儒教哲學を組織し、其の見地から孔孟の教を解釋しようとする學派が起つた。宇宙の本体は大極としてのみだ周濂溪先づ之を唱へ、程明道、程伊川の兄弟之を祖述し、朱子に至つて之を大成した。所謂朱子學である。理學、宋學、程朱の學など、も呼ぶことがある。

朱熹 は南宋の大儒である。幼より穎悟長じて李延平の門に入り、學大に進んで遂に一家を成した。溫厚篤學、學問極めて該博、又國事を憂へ、屢上表して時弊を痛論した。慶元六年卒し、文公と諡した。

朱子の學說

凡そ宇宙間には理と氣との二元あり、相合して萬物を構成する。理は萬物を通じて同一であるが、氣には精粗の

朱熹

一七九〇—  
一八六〇年

朱子の學說

理は地也、草木の理、  
皆も同一である  
先づ人に於て思ふべき

理  
聖人  
凡人

修徳の工夫

窮理は万物の理を悉く  
居敬は行ふと思ふ所  
生不中て自己の行は  
こととするに一生の  
一歩にあり  
程を以てある

別がある。事物の差は凡て氣の精粗に基づくものであつて、譬へば同一の水も赤器に盛れば赤く、青器に盛れば青く見ゆると同じである。人の性も亦理氣の二元から成る。理は本然の性で人倫道徳其の内に具はつてゐるが、氣質の性は其の人の稟けた氣の清濁によつて、善惡賢愚の別を生ずる。されど、氣質は移し難いものではない。人生の目的は濁(私欲)を去り清天理を發揮するに存し、此の目的を達するには、窮理と居敬との二者に依る。窮理とは廣く事物の理を窮め自己の知を致すことで、博學審問、慎思明辨の順序によらねばならぬ。居敬とは、心をば、知る所を行はんと、の一點に收斂して散亂せしめず、常に自己の言行を省察するをいひ、其の結果として、篤行を生ずる。苟も窮理、居敬、日夜怠らなかつたら、凡人も能く聖賢の域に達することが出来る。博學、審問、慎思明辨は先づ知を明らかにする段階で、篤行は最後

居敬の目的

居敬は窮理の第一歩  
心は主智主義  
に於ける

に實踐する段階であるから、此の説は先知後行説で、順序から言へば窮理が先であるが、究竟の目的は篤行である。又此の五段階は儒教に於ける一種の教授段階とも稱すべきで、教育の方法として廣く世に行はれた。

性無不善而有不善者才也。性即是理。理則自堯舜至於途人一也。才稟於氣。氣有清濁。稟其清者爲賢。稟其濁者爲愚。(二程)

以理言之則無不全。以氣言之則不能無偏。(朱子語類)

學者工夫惟在居敬窮理。此二事互相發。能窮理則居敬工夫日益進。能居敬則窮理工夫日益進。(同上)

朱子以後、宋代の學者は、多く朱子を宗としたが、獨り陸象山は朱子の理氣二元説に嫌らず、心即理の一元説を唱へ、明の王陽明之を承け、所謂陽明學を大成した。

一元説

王陽明 は始め、老佛の學を究めたが、罪を得て龍場に謫せられた時、具さに艱難を嘗め、其の間に修養して大に悟る所あり、遂に一家の學を組織した。後京に歸り在官の傍

王陽明

二一三二  
二一八八年

陽明の學說

美談、体得せしむる  
理も、現をまよと、完全  
おもつて、ふりこく、良知を  
人向の約は、良知を、実する  
にある

知と行と、併して、ある  
行ふ事、行ふ事、知あり、ある  
実践、実践、行ふ事、知あり、ある  
本心、知つて、ある、大  
事、上、練磨

知行合一、我、心、ク、ラ、テ、ス、  
併し、知、る、事、は、行、は、れ、ぬ、と、  
と、云、い、推、ぬ

ら弟子を教へた。弟子其の教を録して公にしたのが即ち傳習録である。

陽明の學說

王陽明の學は、心即理、說致良知、說知行合一、說を  
其の三綱領とする。心即理とは宇宙の本體は理であつて、人の心  
には生まれながら理が具はつてゐる、又心の外に理はないと見る  
說である。此の心の理が明らかに正しく顯れたものが、即ち良知  
であつて、慮るを待たず、學ぶを待たずして、善惡邪正を直覺するこ  
とが出来ぬ。併し、人には私欲があつて之を蔽ふために種々の邪  
惡に陥るのであるから、人は常に其の意を正しく誠にして、私心を  
去り、良知本心を致さねばならぬ、是れ即ち致良知である。又如何  
に知を致すとも行はねば未だ眞の知ではない、眞の知は必ず實行  
を豫想する、知者行之始、行者知之成れるもので、知と行は正に合一  
する。従つて其の修養法は、朱子學の如く、先づ事物の理を窮めて  
後實行するのでなく、所謂事上練磨で、短刀直入に實行して、致良知

の修練を成すに存し、最も實行を重んずる。

心一理也。理一理也。至當歸一。精義無二。此心此理實不容有二。(陸象山全集)

良知是天理。照明靈覺處。故良知即是天理。思是良知之發用。(陽明全書)

知者行之始。行者知之成。聖學只一箇工夫。知行不可分作兩事。(同上)

宋明思想の影響

我が國にて始めて朱子學を講じたのは、南北朝時代の僧玄慧で、  
始めて陽明學を講じたのは、中江藤樹である。徳川時代には此の  
二學が最も盛であつたが、其の何れにも嫌らずして、直接に孔孟の  
本旨を窺はうとする古學派、何れの學說にも偏せず、諸家の長所を  
採らうとする折衷學派等が起つて、互に鏝を削つて争つた。中に  
も朱子學は、徳川時代に於ける幕府の官學であつたから、其の影響  
する所最も大であつた。

第三節 徳川時代の教育家

一、貝原益軒

傳記

二二九〇—  
二三七四年

朱子學  
家言理學家  
望溪家  
學有教育の事あり

貝原益軒



傳記

貝原益軒は、筑前黒田侯の侍醫の家に生まれ、善良な家庭教育を受け、才名夙に著れた。長じて京都に遊學したが、學に常師なく、殆ど獨學で大學者となつた。歸つて藩儒となり子弟を教育する事四十餘年に及んだ。生來虛弱であつたが醫學を修め、あらゆる養生法を嚴守した爲老いて益壯で、講學の傍ら著述に従事し、殊に晩年の大著が多い。又旅行好で、暇ある毎に其の妻東軒と諸國を巡遊した。百餘の著書中、五常訓天和俗訓、初學訓、童子訓、家道訓、君子訓、文訓、武訓、樂訓、養生訓等所謂益軒十訓は、庶人の教育を説いた者で、何れも文章は平易で、しかも雅馴、内容は懇篤適切であつたから、廣く士庶の間に行はれた。

教育法

教育は、たゞ士人以上に限らるべきものではなく、士農工商一般に之を受くべきである。と主張して、普通教育の必要を唱へ、學問の道は他なし、只道を知りて善惡を明らかに分かち、善を行ひ惡を去るにある。と説いて、德育を以て教育の主目的とした。

教育法  
普通教育の必要  
教育の目的は徳を育むこと  
初學訓、家道訓、君子訓、文訓、武訓、樂訓、養生訓等所謂益軒十訓は、庶人の教育を説いた者で、何れも文章は平易で、しかも雅馴、内容は懇篤適切であつたから、廣く士庶の間に行はれた。

教育法  
隨年教法

及復年習  
基礎

益軒の筆蹟

益軒の筆蹟  
自來の筆蹟

隨年教法

頭書之類

勤則必成・出必勤

從つて教育の方法中、最も訓練を重んじ、習慣養成を以て其の出發點とした。即ち道德上の習慣は、凡て幼時に於て養成すべし。

べく、家庭では早くから嚴格な教育を施し、苟も姑息の愛に溺れてはならぬとして、鍛鍊主義をとり、又乳母、朋友より僕婢に至る迄、能く人物を選ぶべしとして、環境の影響を顧慮してゐる。教授に於ては修身、習字(作文を含む)、讀書(歴史を含む)、算數、音樂等の教科を擧げ、其の順序は、凡て兒童の發達に從つて簡より繁に、易より難に進む所謂隨年教法を取つた。養護については、先づ育兒法に注意し、初より愛に過ぎず、多少の飢寒に耐へさせ、克己の精神を養ひ、且運動、遊戯等によつて自由に其の元氣を發揚せしめねばならぬと説いた。

\*三宅米吉著「益軒の教育法」参照

課程表

年齢	學科	習字	讀書	禮法	修身	藝術
六歳		平假名、五十韻、假名、世間往来	数字の名(億まで)、東西南北の名(五十韻(縦))	言葉づかひ	尊長を敬ふこと、尊卑長幼の別等	
七歳		前の平假名、前の假名	平假名、片假名	前の續き、年に相應の禮法	前の續き	
八歳		楷草大字	漢字の單語、短句(文句短くして讀み易く解し易きものを讀ませ、語記せしむべし)	幼者に相應の禮法	孝弟の道、弟を愛し、臣僕を慈み、師を尊び、友に交はる道、賓客を敬ふ道、忠信禮義廉恥の道、謙讓	
九歳		前の續き	前の續き	前の續き	前の續き	
十歳		前の續き	先聖賢の書中義理の聞え易く、悟り易き切要なる所を説き聞かすべし		五常の理、大略	文武
十四歳		前の續き	小、四、五、經、書、學		五倫の道、大略	藝術
十五歳		これより専ら義理を學び、身を修め、人を治むる道を知るべし、博く學び多く知るべし。				
二十歳		元服成人、これより幼少なる時の心を棄て、成人の徳に従ひ、博く學び篤く行ふべし。				

女子教育

益軒の女子教育の理想は、  
 女子の徳を養ふこと、  
 婦徳を重んずること、  
 良妻賢母の養成である。

益軒の功績

氏は又女子教育の必要を唱へ、童子訓に「教女法」の一篇を設けて、之を論じ、愛敬と従順の徳を教ふるを其の要道とした。其の法、七歳に至れば男子と席を分かち、假名を主として漢字に及び、純潔な古歌を誦へしめて風雅の道を習はす。十歳からは外出を許さず、裁縫、紡織、算數を教へ、家事經濟に注意せしめ、婦徳、婦言、婦容、婦功の四行を積んで良妻賢母たる修養を全からしめる。世に行はれた女大學は、益軒の思想に基づき、其の妻東軒の編述したものであるといはれてゐる。

益軒の功績

益軒博學洽才、其の著書は道徳を始め、醫學、博物、政治、地理、歴史の諸方面に涉つてゐるが、特に教育上の功績を擧ぐれば、(一)徳育を説くと共に經濟を重んじ、算數を卑む謬見を破つたこと、(二)兒童の發達に應じて教材を適當に排列したこと、(三)多くの漢學者中、獨り歌道を奨勵して、國學勃興の端を開いたこと、(四)平易

な著書を弘めて通俗教育の端を開き、心學派の先驅となつたこと、  
(五)教育は四民平等に男女を擇ばず之を受くべきであるとして普通教育を主張したこと、(六)家庭教育及び女子教育を重んじたこと等で、始めて教育を系統的に論述し、且其の識見遙かに時流を抜いてゐる。後繼者を得なかつたため、學說としては發展を見ることが出来なかつたが、著書による實際教育上の影響は甚だ大なるものがある。

夫聖人之教以入倫爲先而後有幾多工夫。皆是爲入倫設而已。(自娛)

學問の道は他なし。只道を知りて、善惡を明らかにわかち、善を行ひ、惡を去るにあり。

故に君子の學問は仁心をたもち、つねに善を行ふを宗とす。(初學)

凡小兒は、はやく教ふると、左右の人をえらぶと、是れ古人の子をそだつる良法なり、必是を法とすべし。(童子訓)

凡小兒をやすからしむるには、三分の飢と寒とをおぶべしといへり。……是古人小兒をたもつ良法なり。(上同)

小兒をそだつるには、もはら義方のをしへをすべし。姑息の愛をなすべからず。義方のをしへとは義理のたゞしき事を以、小兒のあしき事をいましむるを云。是最後の福となる。姑息とは婦の小兒をそだつるに愛にすぎ、小兒の心にしたがひ、氣にあふを云。是最後のわざはひとなる。(上同)  
凡そ子ををしふるに、父母嚴にきびしければ、子たる者おそれつゝ、しみておやの教を聞てそむかず。こゝを以孝の道行はる。(上同)  
四民共に其子のいとけなきより、父兄君長につかふる禮義作法をしへ、聖經をよましめ、仁義の道理をやうやくとさしむべし。(上同)

### 二、武士道の教育家

山鹿素行

二二八二一  
二三四五年

山鹿素行 武士道の教育家としては、前に山鹿素行があり後に吉田松陰がある。素

行は會津に生まれて幼少の時、朱子學を學び、長じて兵學を學び、更に神道國學をも修め、其の他諸子百家に涉り、學問極めて該博であつた。赤穂侯に仕へたが、後致仕して江戸に家塾を開き、専ら兵法、文學を講じた。名聲頗る高く、門人二千人を超えた。然るに寛文六年(二三二)聖教要録を著して古學を唱へ、大に朱子學を排撃した爲に幕府に忌まれて赤穂に幽閉せられ、其の間在藩子弟の教育に力を盡くした。後年赤穂義士の美學の如きも氏の薰陶與つて力ありと言はれてゐる。



素行の功績

素行の功績  
素行程、大なる影響を  
及ぼし、教育家  
は、い

素行の教育に於ける功績としては、(一)朱子、王子共に孔子の教を誤ると論じて之を排し、我が國古學派の開祖となつたこと、(二)中朝事實によつて、我が國體の尊嚴なる所以を明らかにし、支那崇拜に陥つた當代の學者を警醒したこと、(三)武士道の思想を集め、始めて組織的な學説となしたこと等であるが、中にも其の武士道は影響極めて著しく、氏の家塾に學んだ門人は諸國にわかれて、所謂山鹿流の兵學を全國に弘め、其の著武教全書、武教小學、山鹿語類等は武士道の經典として、永く世の則る所となつた。

予者師周公孔子。不師漢唐宋明之諸儒。學志聖教。而不志異端。(聖教要錄小序)

然者智仁勇の三は聖人之三徳也。此三徳一つもかけては聖人の道にあらず。今此三徳を以て本朝と異朝とを一々其印を立て校量せしむるに、本朝はるかに勝れり。誠にまさしく中國といふべき所分明なり。是更に私に云にあらず。天下の公論なり。(配所殘筆)

吉田松陰 松陰は素行の歿後大凡百五十年、長州萩の東郊松本村に生まれた。もと杉氏なれど、幼にして吉田家を嗣いだ。養家は山鹿流の兵學家であつたから、夙に家學

吉田松陰

二四九〇—  
二五一九年

吉田松陰と  
自署



を修め、長じて佐久間象山に陽明學を學んだ。後、國事を憂へて脱藩し、當時の名士と交り、常に勤王の大義を唱へ、熱心な攘夷論者として奔走した。安政元年米艦に投じて海外に遊學しようとして果さず、捕へられて長州野山の獄に投ぜられたが、越えて二年、松本村の自宅に蟄居を命ぜられた。翌年多くの子弟の懇請により、藩に請うて家學を教ふる許可を得た。是が即ち有名な松下村塾であつて、松陰年正に二十有六。至誠豁達の資を以て國家經綸の大策を論じ、尊王攘夷の精神を鼓吹したが、偶安政の大獄起り、

天保元年(1830)六月甲子誕生幼名  
卯之印

死、不背君親、悠々天地事、感賞在明神。とは辭世の賦である。

松陰も亦之に坐して罪を得、安政六年江戸に送られて從容刑に就いた。「我今爲國死、

松陰の教育

松陰の教育

松陰が深く素行の武士道に感化せられたこと

熱心、信念の強かる

は、其の教育説を見ても明らかである。松陰は五倫の中、忠孝を最も重しとなし、特に君臣一體、忠孝一致の國民道德の發揚と、君臣の義華夷の辨を明らむるを教育の眼目とし、此の大義を守るに、死而後己の覺悟を以てし、至誠國家に奉仕する人材を育成するを以て教育の目的とした。其の弟子を導くや熱誠燃ゆるが如く、自ら肺腑を吐露して人の腹中におくの慨があつた。又「松下雖陋村誓爲神國幹」と村塾に題した如き、天下を奮發し、四夷を震動するは即ち長州にあり、其の長州の大に顯はるゝは必ず松下邑より始まらん。と松下村塾記中に掲げた如き、何れも自信と抱負の尋常ならぬを見るに足るものである。村塾に於ける教育は簡易質素を旨とし、師弟共に出でては田を耕し、入つては米を搗き、日常作業の間に書を講じ、道を論じ、専ら實踐躬行を以て弟子を導いたので、其の塾は僅かに八疊と十疊半の陋屋、其の期間は僅かに二年半の短日月で

最後に學校の中で留魂録を書きつけて、萩へ送った

あつたが、高杉東行、伊藤博文を始め、多くの英材を出し、維新の皇謨を翼賛した功績は頗る大なるものがある。薰化の力の偉大なる、松陰の如きは未だ曾て見ざる所ぞ、人格教育の模範とすべきである。松陰は又極めて勵精、牢獄に在つても常に心を書冊に潛め、著書實に六十種の多きに及んだ。其中教育上の意見として、普通教育の主張、人材教育及び女學校設立の政策、勤勞作業の尊重等は特に注目に價する。

一 凡生爲人、宜知人所以異於禽獸。蓋人有五倫、而君臣父子爲最大、故人之所以爲人、忠孝爲本。(士規七則 第一條)

一 凡生皇國、宜知吾所以尊於宇內。蓋皇朝萬葉一統、邦國士大夫世襲祿位、人君養民以續祖業、臣民忠君以繼父志。君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。(士規七則 第二條)

一 死而後已四字、言簡義廣、堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也。(子規七則 第七條)

### 三 儒學諸派の教育家

中江藤樹

二二六八—  
二三〇八年

九才の時始を屋間さうり  
十七才で大に終へた  
(死書百遍)

十九才より弟を教へ  
てゐる

実践、実行

以上挙げた諸家の外、當代の儒者中、教育家として特に著名なるは中江藤樹、伊藤仁齋、荻生徂徠、細井平洲等である。

中江藤樹 は近江の人、幼時大學を讀んで發奮し、獨學で勉強して大學者となつた。長じて大洲侯の弟新谷侯に仕へたが、母に奉養する爲に、官を棄て、郷に歸り、子弟を教育した。初め朱子學を奉じたが、三十七歳の時陽明全書を讀み、深く知行合一の説を信じ、我が國陽明學派の首唱者となつた。

藤樹は學問の目的は道德の實行にある。心裏の良知をよく體認するは其の第一義で、書籍は單に「吾人心性の注脚」に過ぎないとした。即ち彼の教育の目的は致良知の一語に盡きる。彼は致良知を又孝といひ、孝に極めて廣い意義を與へた。曰く、「情欲の邪火を消化し、以て本體の明を復すべし、之を大孝といふ」と。又曰く、「良知とは赤子孩提の時よりその親を愛敬する最初一念を根本として、善惡の分別、是非を眞實に辨じる徳性の知を云ふ」と。かくて彼の教育の目的は具體的には孝の實行である。教育の方法としては

孝を首重し

孝教を教へた

実践、実行

伊藤仁齋

二二八七—  
二三六五年

1. 道德の源流あり  
2. 道を行はば徳は自然に  
人しむるを目的

3. 教育方法

自然主義、個別主義、本論

4. 道德主義

模範により自ら教化すべきを勧め、根本眞實の教化は徳教なり、口にて教へずして我身を立て道を行ひ人の自ら變化するを徳教といふ」と述べてゐる。然るに模範による感化は模倣性の強い幼時に於て行はれ易いから、幼兒の教育は特に注意すべきである。彼は又音樂の教育的價値を力説した。彼は徳教の必要を説いたのみならず、自ら範を垂れ、實踐躬行、懇切に弟子を導いたから、徳風郷黨に洽く、近江聖人と敬はれた。弟子の中、熊澤蕃山最も名高く、池田侯に仕へ、民政上に大なる功績を挙げた。

伊藤仁齋

は京都の人、初め程朱の學を修めたが、後一家をなし、大學は孔子の遺書

にあらず、宋儒理氣の説は皆佛、老の緒餘にして、聖人の旨にあらず」と喝破し、論語古義及び中庸發揮を著して、古學を首唱した。道を説くこと四十餘年、門生全國に普ねく、其の數三千人を超えた。性寛厚母に仕へて孝心深く、人に對しては少長の別なく、懇篤誠實であつたから、人皆其の徳に服した。

四端説

仁齋は教育の目的は道を行ひ、仁義の徳を成すにある。仁義の徳は人の本来有する惻隱羞惡辭讓是非の四端を擴充するによつて得らるとし、實踐躬行を重んじ、訓詁に拘り、博覽記誦を事とするを深く戒めた。其の教育法は自發主義、個別主義であつて、人によつて教を立て、科條を設けて督察を嚴にすることなく、師友一堂に會して互に切磋することを主とした。弟子には並川天民、中江岷山等の高足があり、長子東涯亦能く家學を紹ぎ、其の家塾たる堀川學校は相傳へて明治初年に及んだ。

荻生徂徠 は江戸の人。初め程朱の學を講したが、後古文辭學を開き、古言を研究して六經の眞義を究めようとした。性靈遇文辭の才一代に並ぶものがなかつた。同じく古學派と言はれながら、徂徠と仁齋とは全く見解を異にしてゐる。仁齋が仁義を以て道とせるに對し、徂徠は道は先王の作爲せる禮樂の統名で、仁とは長人安民の徳に外ならないとした。

堀川學社古義堂

荻生徂徠

二三二六  
二三八八年

2 道は先王の作爲せるものなり、仁とは長人安民の徳に外ならないとした。

性靈遇文辭の才一代に並ぶものがなかつた。

同じく古學派と言はれながら、徂徠と仁齋とは全く見解を異にしてゐる。

3 教育は個人主義自由主義

4 文藝主義

古文古言を尊重

5 古文辭派

國伴觀念に於けるもの

教育者の人物に於けるもの

細井平洲

二三六八  
二四六一年

従つて教育の目的は民を治むる術に長じ、國家有用の材たるべき人物を養成するにある。教育の方法は個性主義、自由主義で、巧みに開發法を利用し、各自の個性を暢發し、長所を發揮せしむる事を力め、區々の禮節に拘泥せず、各其の往く所に任じた。彼は又文辭の研究を學問の根本義とし、古文を學び、古文を作るべきことを説いて、文藝主義の教育を唱導し、漢文の如きも、支那音により直讀直解すべく、決して和訓倒讀の法によつてはならないとし、自ら之を實行した。徂徠の個性主義、自由主義、及び文藝主義の教育は當時に於ては、たしかに一異彩であつた。彼の學派を古文辭派又は護園學派と言ふ。多くの弟子中、大宰春臺、服部南郭の二氏最も著れた。大宰春臺は、たか、道徳を缺けてゐたのを、護園學派の人々が、補つた。

細井平洲 は尾張の農家に生まれ、長じて中西淡淵に學んで折衷學を唱導した。始め江戸に在つて後進を導いたが、後米澤侯上杉治憲の賓師となり、其の學政を輔けて興

学制、政治、をよこせしむ  
主権を五五  
諸君と申す人、其の如  
せむ

日平教育屋の中、細井  
平洲の居、彼等よき書  
てある  
師道論  
建学大意  
兩長は人に信せしむる、にあり

讓館の制を定め、晩年又尾張侯に聘せられて明倫堂を改革した。性温厚篤實しかも操守頗る堅く、其の講義は切實簡明聽く者皆感泣せざるなく、一度其の風貌に接したものは永く忘れ得なかつたといふことである。其の學一家の説に偏せず、聖學の要は徳を成すにありて學流にあらず」と唱へて、人々好む所に從つて學ばしめた。

平洲は教育の目的は成徳育才、その器用を盡くすに在り」と説いて、道德主義に加ふるに實用主義を以てし、學校の設立は御先祖様よりの風俗を失ひ不申、萬人安堵仕候様に被遊度と申所極意にて、人を利口發明に被遊度と申所には無御座候。とて教育を政治の用具とした。其の他、師たるもの、修養を論じ、子弟の個性を顧慮すべきことを説き、普通教育の必要を唱へ、説く所高遠ではないが、頗る注目に價するものがある。彼は又教育行政家として卓拔な手腕を有してゐた。

夫聖人之設教也、因人以立教、而不立教以驅人、無所造作、無所添飾、出於人心之所同然而非有所強也。(仁齋、童問上)

道德實踐  
個性教育

三期

神道  
神道は我が口、其の如くもあらざらん  
伊勢、備前、はつて来りて、其の如くもあらざらん  
折る、神道に在りて、其の如くもあらざらん

闇齋學派

### 第四節 神道の振興

茲にいふ神道とは、我が國體を明らかにし、尊王愛國の大義を發揚しようとする學派を廣く指し、徳川時代の末、次第に勢を得、王政復古の一大原動力となつた者である。其の中主なる學派を左に擧げる。

一、闇齋學派 山崎闇齋(三二七—八二)は京都の人。初め熱心な朱

天命之謂性、人殊其性、性殊其德、達財成器、不可得而一焉。……故命也者、不可如之何者也。故學而得其性所近。……達其財、成器以共天職、古之道也。(徂徠先生學則第七)

花は見事に相見候ても、苦桃石桃に候は、終に食物にも入不申、無詮事御座候。梅は梅干に相成栗はむし栗に相成候所が極意に可有御座候。

其人才と申は草木の區々にして別なる如く、柔勁性を別にし、紅白色を異にして、思ひ思ひ様々の花を開、實を結び候にひとしく、人々一様に不參は、面の不同が如く候へば、押なべて丸く押なべて角にもならぬ者に候得ば……(米澤學校相談書)

神は重く、に皇徳を稱す。にあり。し。重か  
國年 神皇正統記  
明正神皇正統記  
皆忠を愛するの意に込  
えてある

子學者であつたが、晩年朱子學を以て神道を説明し垂加神道の一  
派を創めて我が國體の重んずべきことを唱へた。多くの儒學者  
中、特に師道の嚴格なるを以て聞えた。門人中淺見綱齋は靖獻遺  
言を著して勤王の精神を鼓吹した。幕末の志士、山縣大貳、武内式  
部等は、何れも闇齋の學統に屬する。

水戸學派

二、水戸學派 水戸學派は神道を根本義とし、儒教を以て補ひ  
資けたもので、國史編纂の大事業を中心として敬神愛國の大精神  
を鼓舞した一大學派である。徳川光圀は明暦三年闇齋派の學者  
栗山潛鋒、三宅觀瀾、明の遺臣朱舜水、其の門下の安積澹泊等を招聘  
し、彰考館を起して大日本史の編纂を始め、神功皇后を皇妃傳に收  
め、大友皇子を帝紀に列し、南朝を正統とするなど、春秋の筆法によ  
つて大義名分を明らかにし、臣子の嚮ふ所を示した。後齊昭出で  
て、修史の業を繼ぐと共に、弘道館を起し、忠孝不二、文武不岐の主義

大日本史

神功皇后を妃傳に列した

大友皇子

南朝を正統

徳川光圀の遺臣朱舜水、其の門下の安積澹泊等を招聘

の精神を以て、大日本史を著す

大日本

四書五經を以て、神道を説明し、垂加神道の一  
派を創めて我が國體の重んずべきことを唱へた。多くの儒學者  
中、特に師道の嚴格なるを以て聞えた。門人中淺見綱齋は靖獻遺  
言を著して勤王の精神を鼓吹した。幕末の志士、山縣大貳、武内式  
部等は、何れも闇齋の學統に屬する。

に基づいて子弟を教育し、會澤正志齋、藤田東湖等の英才あつて之  
を助けたから、水戸學大に盛んとなり、嘉永、安政以後、天下を風靡す  
るに至つた。そして此の大義名分の發揚は、やがて、幕府が政權を  
握るの不合理なるを覺らしめ、他の學派と相提携して明治維新の  
内部的動力となつた。大日本史の編纂は年を閲すること大凡二  
百五十年、卷數三百九十七、量に於ても、勞力に於ても、天下無比の大  
著述である。

古典派

三、古典派 我が國の神道は、多くは佛教又は儒教と結合した  
ものであるが、たゞ古典派のみ、全く儒佛を排し、古典を研究して古  
代の神道を闡明し、國民をして儒佛の粉飾を離れた古代精神に復  
歸せしめ、敬神愛國の信念を發揚しようとしたから、之を純神道と  
名づける。古學の研究は僧契沖に始まり、次いで荷田春滿あり、賀  
茂真淵(二三五七年)其の門に出で、始めて儒佛を排斥した。真淵の門

神皇正統記  
皆忠を愛するの意に込  
えてある

頼山陽は、三三九〇年は學問博く、古事記傳を著して、盛んに古道を  
發揚し、尊皇の精神を鼓吹した。宣長の後に平田篤胤(三五〇三年)出  
でて宣長の説を祖述し、異端(儒教、佛教)及び俗神道の駁撃に力を用  
ひ、古道益々明らかなるを得た。

嗚呼我國中士民夙夜匪懈出入斯館奉 神州之道資西土之教忠孝无二文武不岐學問  
事業不殊其效敬神崇佛無有偏黨集衆思宣群力以報 國家無窮之恩則豈徒 祖宗之  
志弗墜 神皇在天之靈亦將降鑒焉。(弘道館記 之一節)  
そも此の道はいかなる道ぞと尋ぬるに天地のおのづからなる道にもあらず、人の作  
れる道にもあらず、此道はしも可畏きや高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐  
大神、伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひたもちたまひ傳へ賜ふ  
道なり、故是以神の道とは申ぞかし、さて其の道の意は此記をはじめ、もろもろの古書  
どもよく味ひ見れば、今もいとよく知らる云々。(宣長直 昆靈)

### 第五節 洋學の發達

室町時代の末、歐洲人は屢々我が國に渡來した。中にも、天文十八  
年、エスタ派の長老フランシスコ・ザヴィエーリ鹿兒島に來り、基督  
教を宣傳したが、後には傳道の必要から、肥前の有馬、豊後の府内、近  
江の安土を始め、各地に學校を立て、宗教の外に、西洋の學術をも授  
けたので、洋學次第に弘まった。信長は政策上布教を助けたが、秀  
吉、家康相次いで之を禁じ、更に家光の時禁書令を布いてから、洋學  
研究の道絶え、只交易に來る蘭人の口より聞き傳へるに過ぎな  
かつた。

降つて家宣の時代、西川如見、新井白石等通詞によつて西洋の事  
情を研究して、洋學再興の端を開いた。吉宗は早く西洋學術の進  
歩に着眼し、享保五年禁書令を解き、宗教以外の洋書を讀むことを  
許すと共に、儒官青木昆陽を長崎に遣して蘭人及び通詞に就いて  
蘭書を學ばしめた。昆陽の門人前野良澤は桂川甫、周杉田玄白等

洋學の起原  
今までの如く、  
宣長もその一  
白木一科の如く、  
蘭語は博物等  
明の初ヨリ自文科等  
下より重んじ、  
存に在りて

洋學の發達

と始めて蘭書を翻譯して解體新書と名づけたが、一語に一日を費し、數日尙一句を解する能はず、稿を改むること十一度、年月を閲すること四年なり。」といふから其の困難さが想像せられる。世に白石昆陽、良澤及び立白を蘭學の四大家と呼ぶ。良澤の門人大澤立澤、和蘭文法書を著し、稻村三白は「ハルマ和解」を作つたので、蘭學研究に多大の便宜を得、多くの蘭學者相尋いで輩出した。文政、天保の頃からは單に醫學のみでなく、天文、地理、博物、物理、化學、兵學等の諸學次第に傳はり、語學も蘭學に次いで露、英、佛、獨語次ぎ次ぎに傳來した。安政年間には洋學所、醫學所が設けられ、文久年間には幕府から始めて留學生を外國に送つた。他方、諸藩の學校も西洋の學術を其の教科に加へ、以て、明治の文化に推移した。

第六節 幕府の學校

沿革

一、昌平黌(昌平坂學問所)

寛永七年、家光林羅山に上野忍岡の地を與へ書院、塾舎を開かした。是が昌平黌の起原である。後聖廟をも附設したが、元祿年中、綱吉之を湯嶋に移し、昌平坂學問所と改稱し、羅山の孫鳳岡を大學頭として學事を司どらしめた。後寛政年間、家齊明の制に倣つて學舎を改築し、規模を擴張して純然たる官學とした。維新後、明治二年、大學と改稱したが、同四年廢校となり、僅かに遺つてゐた聖堂も大正十二年の劫火で烏有に歸した。

教育方針

教育方針

修身治國の道を究むる儒教主義の教育で、毎年春秋には盛んな釋奠の禮を行つた。諸教科の中心たる經學は、固より朱子學で、經史の註釋悉く一定し、嚴に異學や新説を抑壓し、又決して規定以外の漢書や横文の書を讀むことを許さなかつたから、學問の範圍狭く、偏固に陥るを免れなかつた。

孔子を中心として、天啓の道、朱子學を中心として、他の諸學を排斥するもの、  
朱子學を中心として、他の諸學を排斥するもの、  
朱子學を中心として、他の諸學を排斥するもの、



教育法

**教育法** 教官は林氏を總裁とし、其の下に専任の御儒者四五人と教授方出役とよぶ兼任教授とがある。生徒の就學は七八歳以上別に制限なく、寛政以前は士庶共に入學を許したが、以後は士人に限つた。通學生と寄宿生とあつて、何れも官費である。學科は經科、漢土史科、本朝史科、刑政科、詩文科の五科に分かれ、教授法は初學者に素讀を課する外、講釋の聽講、輪講、會讀、質問等を一六とか二七とか日を定めて行つた。但毎朝の四書の講義のみは公開で、何人も聽講するを得た。試験は吟味と唱へ、生徒に課する毎月の小試、春秋の大試の外、幕臣の學力を檢定するものもあつて、成績良好の者は賞を受け、又登用も速かであつた。

二、其の他の學校

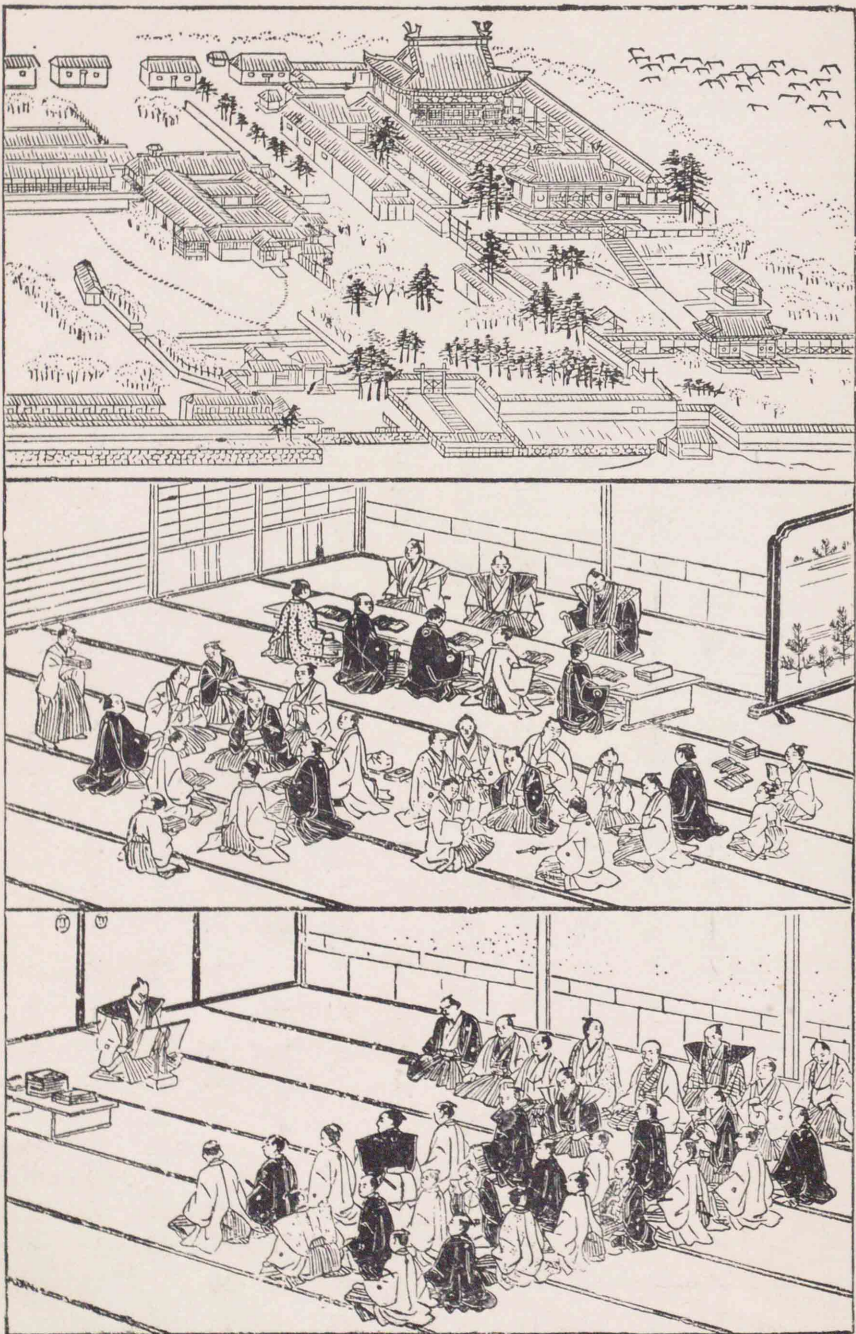
**和學講談所**

は塙保己一の建てたものであるが、後幕府から地所や年金を給して國學を研究せしめた。**開成所**は文化年間、幕

今、  
大層と文  
を採りもの  
和學講談所

和學講談所

開成所



輓近近世教育史(六二—六三)

各地方の同様にありて存するもの

是等おろろおろろ存するもの  
て官に立りて存

府が翻譯局、蠻書和解方を置いたのに始まり、其の後數次の變遷を経て開成所と改稱し、蘭英佛獨露の諸外國語と共に種々の科學を教へた。明治二年大學南校と改め、醫學所と共に今の東京大學の前身である。其の外醫學を教ふる醫學所及び醫學館、兵學を教ふる陸軍所、海軍所等があつた。又各地在勤の幕臣を教ふる爲には甲府の徽典館、駿府の明新館、長崎の明倫堂、佐渡の修教館、日光の日光學問所等があつた。

第七節 藩學、郷學及び漢學塾

藩學 藩學は諸藩主が家康以來歴代將軍の文教獎勵の旨趣を體して、部下の藩士を教育する爲に設けたもので、施設全國に普ねく寛政以後、殊に盛んで其の數二百以上に及んだ。多くは強制教育で、教科は儒學、特に朱子學を授くるもの多く、武藝を併せ課し、

現在も残して、そのまゝのもの  
とつてあるものがある。

後には洋學、國學等を加へたものもあつた。校費は概ね藩から支辨し、束脩、謝儀をとらぬばかりか、學才俊秀なものには學資を給して、江戸其の他に遊學せしめた。藩學中、特に有名なるは、名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿兒島の造士館、萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、米澤の興讓館、福岡の修猷館、岡山の花畠教場、會津の日新館、佐賀の弘道館等である。

郷學

郷學 藩學の外に又郷學があつた。藩主、藩士又は村民有志などが設けたもので、藩學と寺子屋の中間に立つ。是に士人のみを教育するものと、士庶共に入學を許すものとの二種あつた。百餘の郷學中、肥前の多久學校、備前の閑谷學校等特に聞えた。

漢學塾

漢學塾 漢學塾は儒者が私塾を開いて教授する所で、是に浪人儒者の開いたものと、公職の餘暇に教授するものとの二種ある。何れも儒教主義の教育で、漢學を主としたが、中には洋學、和學等を

明倫堂にちよつとるものにさか  
り、その人格の感化は  
なまならず、  
あつたに、  
形式的なものであ  
つた、  
に於つた。

玉り、  
さまね、  
小

併せ授けるものもあつた。教育の方法は、全塾生一室に集まり、教師は上座に坐し、見臺に向つて講義し、生徒其の下に居ならんで講義を聴き、質問ある時は一人づゝ師の前に出でて質す。多くは組別もなければ、時間割もない。若し生徒多きときは、其中、學力、操行の優れたものを選んで助教とする。束脩、謝儀は生徒の隨意である。漢學塾の組織は、斯く簡單であつたが、形式に拘はることなく、又生徒は何れも師の學德を慕つて集まつたのであるから、教師に對する尊信の念も篤く、情誼甚だ濃かた。人格的感化は極めて深かつた。従つて人材を出すことも却つて官學に優つた觀がある。多くの漢學塾中有名なるは、菅茶山の廉塾(備後)、伊藤氏の堀川學校(京都)、松永尺五の講習堂(京都)、中井登菴の懷德書院(天阪)、廣瀬淡窓の咸宜園(豊後)、吉田松陰の松下村塾(長門)等である。

沿革

### 第八節 寺子屋

寺子屋の發達 嘗ては文教の全權を握り、士庶の教育を掌つた僧侶も、徳川時代に入つて後、幕府、諸藩共に儒者を登庸して士人の教育をなさしめたから、次第に其の勢力を失ひ、僅かに寺子屋で庶民の教育に従事するに至つた。其の後庶民教育の普及するにつれ、寺子屋も僧侶の手にのみは委ねられず、神官、浪士、醫師、庶民等之に加はり、中には女子で之を開くものすらあらはれ、名は昔のままながら、其の實純然たる普通教育の機關となり、現今の小學校の前身とも見るべきものに發達した。寺子屋の發達は、一には泰平の惠澤に浴して、富有になつた庶民の盛んな向學心にもとづくのではあるが、一には又吉宗、家齊、家定等の獎勵も與つて大に力がある。かくて寺子屋は全國到る所に起り、天保の最盛時には、其の數

世の中に蚊帳のうらやまをなす  
寺子屋と云ふて夜もわきま

教師及び生徒

寺子屋



一萬五千以上に上つたと言はれてゐる。

#### 教師及び生徒

寺子屋は江戸では手習師匠といひ、又手跡指南、筆道指南、筆學所など、も呼んだ。教師は生徒の多少に拘らず大抵一人にて教授し、助教を置くものは稀であつた。生徒は寺子又は筆子とよび、入塾するを登山(寺入)、歸省するを下山と稱へ、就學は七八歳から十三四歳に至るを普通とし、男女共學であつたが、嚴に其の席

江戸  
近畿、信濃、河内  
關東、甲斐、信濃、氏師匠  
奥羽、九州、武蔵  
中ノリ、信濃  
田ノリ、信濃  
登壇山、大町、行方  
折尾、あわし、師匠、園、信濃、河内  
大御孫、あわし、信濃、河内

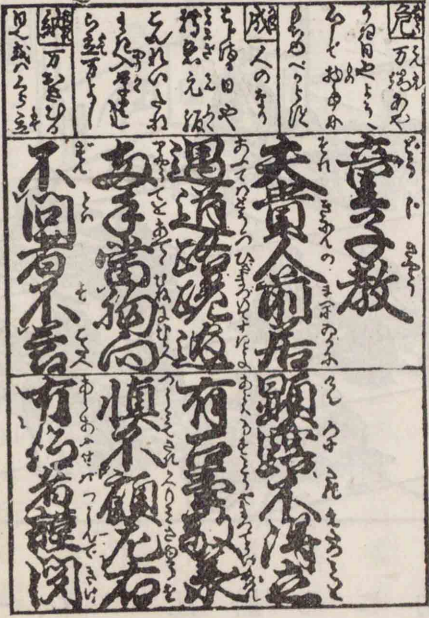
教科

を別つた。生徒の数はまゝ、數百人に上る所もあつたが、多くは二三十人位の少數であつた。

教科

は習字が主で、傍ら讀書、作文、算術、修身等を授け、又希望によつては、漢學、詩歌、裁縫、生花等を授けることもあつた。算術は珠算で加減乗除から開平、開立、求積位まで進み、教科書として塵劫記

童子教



を用ひた。習字は能書を以て主目的としたが、手本の讀解によつて處世上必要な種々の知識を與へた。習字手本は伊呂波、數字、名頭、苗字、盡國、盡庭、訓往來、百姓往來、商買往來、番匠往來等で、多くは師匠手づから

讀書の習字、  
此等を用ひて生用しよう  
承教云

教育法

書き與へたものである。別に讀書の教科書として、男子には實語教童子教、古狀揃、孝經、大學及び小學、女子には百人一首、女今川、女孝經、女大學等をも用ひた。修身は御談義と唱へ、忠臣義士の事蹟を口授した。

教育法

授業時間は毎日午前七八時から午後二三時迄、休日は朔日、十五日、二十五日、五節句、祭日等である。教授の方法は、教師高座に構へ、兒童三四名づつ其の前に出でて教授を受け、全く個別式で、僅かの教材を反復練習せしめ、男女共學であつた。試験は毎月末一回小浚ひと稱して手本の誦誦を試し、十一月頃大浚ひがあつて手本の中を誦誦誦書せしめ、又春秋二回の席書、七夕、書初などあつて其の優劣を判じ、勉學を奨励した。大書の行方でも、寺子屋は其の地方の教化の中心であつたから、父兄、生徒の尊信極めて篤く、師弟の情誼も亦甚だ濃かであり、又年長俊秀の生徒は

個別式なるより徹底する  
併し他の生徒は遊んでゐる  
徹底するより反復練習  
習字の草紙に題を記す

てんくてもいへる  
師匠に二つ  
の金釘を  
大浚ひ小浚ひの手本を  
用ひて

當番となつて教授、管理を佐けたから、長幼互助の風おこり、恰も一家の如き親しみがあつた。時としては懶惰又は不行儀な生徒に、譴責、直立、留置、笞杖等の罰を加へたが、教師の嚴格なほど父兄の信賴厚く、生徒も亦之を怨むことなく、却つて益、親密の度を加へ、寺子屋を退いた後も、永く其の師を慕つて音問を絶たなかつた。

束脩及び謝儀

束脩及び謝儀は隨意で、其の額を定めない。先づ入學の際に扇子、菓子折、鯉節等を束脩とし、謝儀は年始、盆、五節句等に多少の金品を贈り、其の他月並錢、天神講錢、疊代、炭代等を出し、又家庭から時々贈物をした。師は道を傳へるもの、必ずしも報酬を求めないといふのが、當時一般の思想であつた。

第九節 社會教育（平民教育）

徳川時代、儒學者の教育は主として士人に對し施されたもので

社會教育

經濟の向上を以てして、向學の  
かあつて来た

謹儀の武工の間に  
不隠南法 かよふれ

心學

あるが、一般庶民の教化を目的とする社會教育も亦頗る盛んであつた。此の時代の初期には、庶民の教化に努めた僧侶が多かつたが、儒者の中にも、貝原益軒、室鳩巢等は通俗な教訓書を著し、又石田梅巖は心學を創めて商工民の教化につとめ、降つて二宮尊徳、佐藤信淵、大原幽學等は農民教育に努力した。就中、梅巖の心學と、尊徳の報徳教は其の影響する所極めて大であつた。此の外庶民教育を直接の目的としたものではないが、瀧澤馬琴、高井蘭山等の小説が、風教上に裨益する所多かつたことも忘れてはならぬ。

一、心學 が日本宗廟、天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇太神宮御寶勅に任せと述べてゐるのは、神道を立脚點としたことを示し、萬づくだくしきを拂ひ捨て、一心の定まれる法を尋ねて、天の神の命に合ふとして、人の本心には五倫五常悉く具はるから私心を去つて本心を明らかにし、常に其の命に従ふ時は、一切の行動天理に

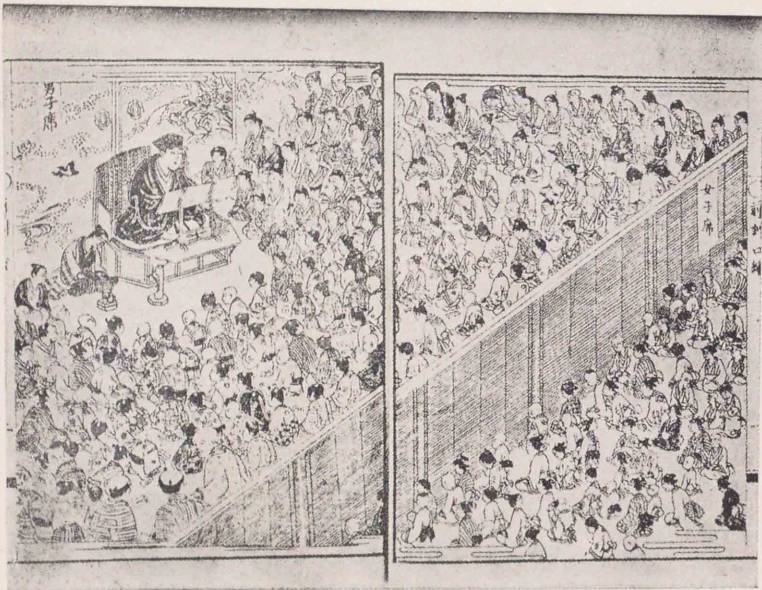
合すと説くは、儒教の中心思想を採つたものである。更に靜坐して本心悟得の工夫を凝らすは是れ佛教的修養である。斯く神儒佛を打つて一丸とし、自性見得の工夫を中心とし、通俗平易な講話と教訓書とにより、社會民衆の教化につくしたのが心學派の人々である。

石田梅巖  
二三四五—  
二四〇四年

心學は丹波の人石田梅巖之を創めた。幼時嚴正な家庭教育を受け、後京都に出て商家に奉公したが常に道徳の研究に心を傾け、四十五歳の時始めて京都に講席を開いた。梅巖の弟子には手島堵菴及び慈恩尼兼叟あり、堵菴は京都の五樂舎に據り、堵菴の弟子中澤道二は江戸の參前舎に據り、心學傳道の東西二大中心となつた。其の後、布施松翁、柴田鳩翁を始め多くの大家輩出して心學の擴張に努めたから寛政の頃には全國に互つて二百有餘の道場を有するに至つた。梅巖堵菴及び道二は所謂心學の三先生である。  
心學の教育所は之を舎と稱へ、職員には舍務を監督する都講と、道話及び教授の任に當る講師とあつて、道話の外に書籍の會讀が

神道は研究  
伊賀の女  
その内に儒は朱子

心を教授するものとの如き者  
心學は、宋子高の如きも  
あつたが、中心心は儒  
學である。蓋道心學は  
心學に朱子學、陽明學



繪口訓前著菴堵

抑揚して不飾不倚中和の極を致して  
天人合一の地位小善んとすべからざる  
我 石門の徒子と云ふにん  
寛政甲寅冬 手島堵菴男正揚識

浪華 八宮齋輯

道二翁道話卷上  
近思錄、夫天地之常其心普萬物而以無心也、  
天地の常、則ち道の刺で、天の心、一  
万物、人、物、人、物、人、物、人、物、  
り、り、り、り、り、り、り、り、  
天の心、天の心、天の心、  
此、二、三、四、五、六、七、八、九、  
一切の物の進歩、天の心、天の心、  
中、心、心、心、心、心、心、心、心、

話道翁二道

石門心伝の討論は平氏特に商人の事

○平島のとく

○言語は神位

○例が社寺にわたりやすく

○よと用ひられた

○極めを列

○五全とことわ

○全のをまわて百位可

○長隆とことわ

○それは宗家のは道

○標もあつた

質民 教信 公益 聖の

社 會 事 業 上 未 だ 未 だ

あ ー と ぬ ぬ

こ の 標 に 見 入 行 じ と も 存 じ

の か ち ち の ぬ ぬ

所人 心伝

曲辰氏 報便 放

本論 第一篇 第四章 徳川時代の教育

あり、自性見得の爲の靜坐があつた。東脩謝儀等は一切之を受けず、却つて自費を抛つて道の爲に盡くしたから、其の事業に精神あり活氣あつて、徳川時代の後半に於ける民衆教育上の功績頗る大なるものがある。道話を集めたものでは、「道二翁道話」「松翁道話」「鳩翁道話」等特に著名である。

儒道佛道、老子莊子に至るまで、盡く此國の相けとするやう用ふることを思ふべし、日本宗廟天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇太神宮御寶勅に任せ、萬づくたくしきを拂ひ捨て、一心の定まれる法を尋ねて、天の神の命に合ふ唯一を相くるに、儒佛の法を執り用ふべし、こゝを以て一法を捨てず、一法に泥まず、天地に逆はざるを要とす。梅巖の經論に因りて見れば、佛は覺なり、覺は一切衆生の迷解くる也とあり……迷の解けたる體を名づけて佛性といふ……至極の所は性を知る外に佛法あらんや、又儒には道の大原は天に出づ、依つて天の命之を性といひ、性に率ふは人の道なりと説き給ふ……神儒佛ともに悟る心は一なり、何れの法にて得るとも皆我心を得るなり。梅巖

心學道話講席揭示の一例、  
一、御講釋定日。三日、十三日、二十三日、八つ時



報徳教  
二宮尊徳  
二四四七  
二五一六年

但し席の儀其節々御案内申候。  
 一、衣服 男女ともに手習、繭縫物などに御出の通り、ふだん體にて不苦候御はおりに不及申候。  
 一、聽衆の席は男女間をへだて、女中の席には、すだれをかけ置申候間、御遠慮なく御出なさるべく候。  
 一、席料香物謝禮等一切うけ不申候。  
 一、御ざれあひ御無用、しづかになされ、御ちいさきを御いたはり、先へ御つめあい、随分神妙になされ下さるべく候。  
 一、火の用心御願申候。以上。

一、**報徳教** は二宮尊徳の始めた教である。尊徳は相模の人、貧困の中に育ちながら、勤勉力行、産業の傍、讀書修養して、遂に報徳教を立て、爾來専ら農民教育に力を盡くし、其の感化全國に及んだ。又屢、諸侯の家政を整理して、功績著しかつたことは、人能く知る所である。

報徳とは、徳を以て徳に報ゆるの謂である。即ち人は天地の徳、君親の徳を蒙ること、鴻大であるから、之に報ゆる爲に、至誠を致し、徳行を勵むべしと説き、實行の方策として、至誠、勤勞、分度、推讓の四

經濟と道徳を一體として  
 經濟リコノ利ヲ主義  
 道徳リ宜シク生活ヲ爲スル  
 この二つは經濟生活の根本を  
 成ると同時に道徳生活の根  
 である  
 銅像新設  
 大塚

綱領を立てた。至誠にして一點の私なく、放逸を貪る自然の性情を克服し、勤勞して殖産の道を計り、收入支出の分度を立て、餘分の財は他に推し讓るべきで、是が人道の極致である。凡そ人の禽獸と異なるは、此の「讓」あるにより、讓はあらゆる道徳の根柢である。父の子に讓るは慈、子の父に讓るは孝、君の民に讓るは惠、民の君に讓るは忠、一家悉く讓らば一家睦しく、國民皆讓らば國治まり天下平かである。報徳の道之より至れるはない。所説必ずしも高遠でないが、道徳と經濟とを調和し、農民生活の實際に極めて適切であつたから、次第に各地に擴まり、今も尙農村教育の方法として、廣く行はれてゐる。

第十節 女子の教育

徳川時代の女子は、多くは幼少の時、寺子屋にて初步の教育を受

教育法

け、其の後家庭にて調理、裁縫、機織等を學んだ。併し、中流以上の公家、武家の子女は寺子屋に入らず、家庭に師を聘して讀書、作文、習字等を修め、又女禮、彈琴、薰香、插花等の高尚な遊藝を學んだ。此の風習は後、次第に下層社會にも傳はり、百姓、町人迄も三絃、手踊等を學び、遊藝を知らぬを恥とするやうになつた。女子にして漢書を讀み詩を賦する如きは極めて稀で、知育は一般に輕んぜられた。

女子教育の主義は、儒教に基づいて行はれた。然るに儒教には、女子三從の教、婉婉聽從の教があり、その他「牝雞無晨」とか「夫唱婦隨」とか「女子與小人爲難養也」など言ふ語があつて、一般に女子を輕視し、男子に服從するを以て美德としたから、徳川時代の女子は、かなり虐げられたものであつた。中村惕齋の「比賣鑑」、藤井懶齋の「婦人養草」を始め、多くの女訓書は、何れも儒教三從の道を中心とし、之を我が風俗習慣に合せて、多少取捨したに過ぎない。女訓書の中で

教育主義

知育は、  
はれては親  
カしては天  
老いば子  
三從

特に名高いのは益軒の妻の著作と稱せられる女大學で、徳川時代の女子は凡て之を誦讀し、其の三從七去、四行、五病等の教は深く女子の精神に浸み込んでゐた。

第十一節 徳川時代に於ける教育法約説

教育の目的、教材及び學校 幕府の學校及び藩學は、何れも

修身治國の道を究むる儒教主義に武士道の精神を交へ、經學と武術とを二大教科とした。稀には神道、國學等を加へたものもあつたが、實用上の知識はあまり顧みられず、僅かに寺子屋にて其の一端を授けたに過ぎなかつた。學校は男子の爲に設けられ、階級により差別があつた。女子は内にありて學ぶべきものとせられ、唯寺子屋のみ男女共學であつた。教材の排列は隨年教法を取つたものが多い。儒教の中、最も勢力のあつたのは、いふ迄もなく、幕府

七去  
多言  
淫亂  
妬妬  
五病  
四行  
德行

目的、  
學校、  
教材及び

五病  
和順  
いかり  
わだかま  
おぼろ

の官學たる朱子學であつたから、左に掲ぐる白鹿洞書院學規は最も廣く行はれた。

父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。

右五教之目、堯舜使契爲司徒、敬敷五教、卽是也。學者學之而已、其所以學之之序亦有五、其別如左。

博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之。

右爲學之序、學問思辨四者所以窮理也。若夫篤行之事、則自修身以至於處事接物、亦各有要、其別如左。

言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過。

右修身之要

正其義、不謀其利、明其道、不計其功。

右處事之要

己所不欲、勿施於人、行有不得、反求諸己。

右接物之要

凡所學問、思辨而得之者、又皆必踐其實、而不爲空言矣、是五者之序也。

教育の方法 教育の方法は専ら教師の實踐躬行により生徒

教育の方法

立心

立心は事もた  
立心は事もた  
立心は事もた  
立心は事もた

習徳  
習徳は事もた  
習徳は事もた  
習徳は事もた

を率ゐ、理論的に方法上の細目を立てたものは益軒の外、多く見るを得なかつたが、自然の間に行はれた一般的傾向は明らかに認めらる事ができる。之について小西重直氏は左の五項を擧げてゐる。

- 一、努力的教法 克己は儒教の根本精神であるから、學問修養には努力實行、死而後己の意氣を以て當るべきものとし、課業の際苟も坐位を亂し、或は惰容を示すは、不熱心なものとして之を戒め、師道最も嚴肅であつた。
- 二、直觀的教法 學問、德行凡て教師の模範による自然の感化を重んじたことは、當時の教育の一大特徴である。但其の直觀的教法は、道徳と武藝との二方面に止まり、知育の方面には殆ど及ばなかつた。
- 三、練習的教法 凡て僅かの教材を反復練習し、讀む所は之を諳記し、習ふ所は之を體得せねば已まなかつた。益軒の童子訓に、四

現在主義... 用ひて... 徹底しな... 口唇... 三者... 自ら... 個性... 缺兵... 觸... 出来た

書を毎日百字づつ、百べん熟誦して、そらに讀みそらにかくべし。字のおき所、助字のあり所、ありしにたがはず、おぼえよむべし。とあるは其の適例である。併し、意義内容を閑却して、多く機械的記憶に陥つたのは一の缺陷である。  
四、自學的教法 博學、審問、慎思明辨、篤行の五者は學問一般の順序で、我が國に行はれた最初の教授段階とも稱すべきである。中にも慎思明辨の二は自ら思索し工夫する段階で、自學の旨義最も明らかに點出せられてゐる。凡て當時は、憤せざれば啓せず、併せざれば發せざる「硬教育」で、内修自奮を重んじたから、前項と相待つて、其の學習は徹底的に行はれた。  
五、個性的教法 個性的取扱の必要は、當代多くの教育家が特に注意した所で、しかも當時の教育は多く個別式であつたから、其の實行は一層容易であつた。

口民約... 文... 色... 活... 口... 全体... 神... 途... 色... 活... 口... 全体... 神... 途...

以上諸種の教法は多年の經驗から自然に發達したものであつて、幾多の長所があり、今日でも尙則るべき點が少なくないのみならず、西洋諸國に發達した教育上の重要な傾向を網羅してをるかの觀がある。但我が國には之を理論的に發展せしめた教育家なく、維新後に於ては、只管海外教育法の模倣に趨り、却つて邯鄲に故歩を失ふに至つたのは、一時的の現象であつたとは言へ、遺憾なことである。

口民... 文... 色... 活... 口... 全体... 神... 途... 色... 活... 口... 全体... 神... 途...

## 第二篇 歐米の教育

### 第一章 希臘の教育

#### 第一節 希臘教育の特質

文化の源流

#### 文化の源流

希臘は地中海上の一小半嶋で、海岸は屈曲多く、良港に富み、氣候は快適で風光美はしく、山岳各所に亙つて國內二十餘の小邦に分かれた。此の幸福な樂土に生まれた希臘人は、獨立自由の念強く、又美を愛し調和を尊び自然を樂しむ美的情操早く發達し、知性も亦頗る明敏であつた。かくて航海の安易な爲、東洋諸邦の文明を吸收した上に、宗教上の信仰から、所謂神聖競技が行はれ、運動競技を始め、あらゆる學術技藝の競争が盛んであつた爲に、古代に於て早く<sup>クラシク</sup>絢爛たる文華を開いた。歐洲近世の文化は、哲學にしる、科學にしる、將美術にしる、其の源を悉く希臘に發して

ある。

希臘教育の理想

#### 教育の理想

希臘の教育は、人間固有の諸性能を、調和的に發達せしめ、國家有要の公民を養成するを以て其の終局の理想とした。即ち國家主義と調和的發展との二者は、希臘の教育に共通な二大特徴であつて、教科としては、一般に身體を鍛鍊する體操と精神を修養する音樂とを課した。併し、邦によつて國家主義の極端に行はれた所もあり、又さほどでもない所もあり、夫れ、多少趣を異にしてゐた。茲には其の代表とも見るべき、スパルタとアテネとの教育について、大要述べることにする。

#### 一、スパルタ

スパルタの教育

#### スパルタ

人はドリリア種族で、北方山地から次第に南方に侵入し、ペロポネス半島の土人を征服して此處に住んだ。かくて内は、僅かに九千戸の士族で十二萬の土人と二十萬の奴隸を支配

せねばならず、外、他の諸邦と對立する必要から、紀元前八百二十年頃リコルゴスは憲法を改正し、極端な國家主義尙武主義の教育法を制定した。

スパルタの教育は(一)戦争の爲に身體を鍛鍊し、(二)長老を敬ひ、法律に服従し、及び忍耐、果斷、勇氣の道德的修養を與ふるを以て其の直接の目的とした。兒童生まるゝや國家は其の健否を試し、虚弱なものは生存を許さない。七歳家庭から引き上げて、共同教育所に入れ、國家の任命した教官が之を指導した。共同教育所では裸頭跣足、夏冬唯一枚の外衣を着藁や蘆の床に臥し、少量の粗食に甘んじ、冷水に浴し、鞭撻に耐へるなど、あらゆる艱苦缺乏を忍ばせ、勇氣を鼓舞する訓練が行はれた。學科は、十二歳からは、角力、競走、圓盤投、飛躍等の體操を主とし、愛國心と勇氣とを養ふために音楽をも併せ課し、讀書、算術、習字等は私に學ぶに過ぎなかつた。十八歳

兒童組を脱して青年組に入り、軍事教育を受け、三十歳成人となり、始めて家庭を作つたが、六十歳迄は軍務に服さねばならなかつた。スパルタの女子は、強壯な子女を擧げ得る強壯な母でなければならなかつたから、男子と同様に嚴格な教育を受け、常に身體が強壯であるばかりでなく、愛國心強く勇氣に富み、又貞操最も正しく、常に男子を鼓舞して出征させ、毫も後顧の憂なからしめた。スパルタの教育はかく、尙武に偏したから、軍事や體操では希臘の師と呼ばれたが、學問、藝術などの精神的方面に於ては見るべきものが甚だ少かつた。所謂希臘の文明は大部分、アテネに發達したものである。

二、アテネ

イオニア種族の代表たるアテネは、希臘諸邦中最も文化の發達した邦である。其の教育は紀元前五百九十四年ソロンの立て

アテネの教育

た憲法に基づき、スパルタとは全く異なつた色彩を有してゐる。

即ち身體と精神との調和的發達を理想とし、身體の鍛鍊を重んずると同時に文學、美術を重んじ、殊に音樂を尙んだ美的教育である。

國家有要の公民を養成する點に於てはスパルタと同じであるが、スパルタよりも遙かに多く個人の權利を認めた。又父母は子女を教育する義務あるものとはするが、一定の法規で強制せず、其の方法は之を個人の自由に一任した。

アテネに於ては、家庭をば兒童の人格養成上重要な場所とし、幼少なる間は母の手で主として身體に對する教育を施し、又禮法、傳説

希臘の音樂學校  
(シイレにて發見せる杯の模様より)  
右端にあるは僕、一人の生徒は希臘の詩を、他の生徒は音樂を學ぶ。



\*Pedagogue

等を授けた。七歳に達すると、教僕教僕は一般に、老いたる、又は虚

カタルタとは個々の自由を意味する。

弱な奴隷であつた。に導かれて、午前は私立の體操學校に競走、高飛、圓盤投、槍投、角力等を學び、次ぎに私立の音樂學校に行き、先づ唱歌にて宗教的、道徳的な歌や、歴史上の敘事詩を唱へ、後讀書、文法、習字等を學んだ。十二歳からは更に算術、天文が加はつた。十六歳、教

僕の手を離れ、國立の體操場に入つて武藝を練習し、十八歳卒業の上、成人となり神前に宣誓して士班に列したが、尙二十歳迄は軍隊的教育を受けた。女子の教育はあまり顧みられなかつた。學問は却つて其の淑徳を害ふものと信ぜられ、常に深閨に育ち、家政と裁縫とに従事してゐたから、身體概ぬ虚弱、スパルタ婦人の強壯剛健なるには較ぶべくもなかつた。

降つてペリクレス時代に入ると、アテネの文化は其の頂點に達し、政治、文學、美術、哲學の各方面に偉大な天才が顯はれ、一般市民も

ソフィスト

\*Sophist

更に高等の教育を望むやうになり、身體の教育よりも、精神の教育を重んずるに至つた。又ソフィストと呼ばれる一派の職業的教育家が出で、月謝を取つて文學、修辭、政治等を教授した。ソフィストとは、もと智者を意味したのであるが、是等學徒の品性漸く墮落し、古來の眞理に對して懷疑的思想を有するに至り、個人主義的傾向が次第に勢を得るに至つた。

### 第二節 希臘の教育家

希臘の哲學は、早く紀元前六世紀頃から發達したが、夫れは主として自然哲學であつた。ソクラテスがソフィストの懷疑思想に反抗して立つに及び、精神的道德的方面に轉換し、プラトン、アリストテレスに至つて其の最高所に達した。中にも教育學者として特に注意すべきはプラトンである。

#### 一、ソクラテス

\*ソクラテスはアテネ市の人。父は彫刻家で母は産婆であつた。支那の孔子にも比すべき大道德家、大教育家で、道德の改善、眞理の普及を以て己が任とし、敝衣跣足、日夜市街を彷徨し、相手を選まず得意の問答を試みて知見を開いたが、不幸にも時人の誤解を受けて死刑を宣告せられ、從容毒を仰いで獄中に斃れた。



#### 知行合一説 ソフィストは、人は

萬物の尺度である。道德上善惡の判断の如きも、個人の便宜に従つて異なるべきであると説いた。此の懷疑思想に反抗して立つたソクラテスは、道德には萬人共に守るべき普遍的の善ありと説き、更に進んで知行合一説を唱道した。其の説によれば、凡そ悪行は無知の結果である、眞に善を知らば必ず行ふべき筈である。蓋し善は必然に幸福を伴ふからである。斯く知と行は合

ソクラテス

ソクラテス

\*Socrates Bc 469—399

知行合一

ソクラテス



ソクラテス法

I Socratic method

プラトン

2 Platon Bc 427-347

一するから道徳は教ふる事が出来る、眞に知る事によつて道徳は成る。併し眞に知らんが爲には人々先づ自己の無知を自覺せねばならぬ。即ち己を知ることは教育の出発点である。

**ソクラテス問答法** ソクラテス問答法は、無知を自覺せしむる反語法と眞知を得しむる産婆法との二段から成つてゐる。反語法とは、茲に一つの問題があつて、相手若し知れりとの風あらば、段々と反語的發問を重ね、終に相手を自己撞著に陥らしめ、其の無知を悟らしむる法である。次に産婆法は知見開發の段であつて、日常卑近の經驗について問答し、歸納的に相手の知識を導き、終に概念、定義を自ら發見せしめる。ソクラテス自ら曰く、余は知識を授けるのではなくて知識を生ましめる産婆である。と。

二、プラトン

**プラトン**<sup>2</sup> はアテネの人。ソクラテスの教を受くること八年、後アテネの近郊アカ

理想的國家

プラトン

四主徳



テミーに學校を開き死に至るまで育英に従事した。氏はソクラテスの思想を承けて更に深遠な哲學體系を組織した。其の著對話篇中共和國法律の二篇特に共和國に於て氏の教育意見を窺ふことができる。

理想的國家

プラトンの教育説はスパルタに倣つて極端な

國家主義である。彼に従へば國家は大なる個人である。個人の精神に理性、氣力、欲望の三作用ある如く、國家にも亦理性に相當する支配者、氣力に相當する軍人、欲望に相當する勞働者の三階級がある。そして

個人に於て、上の三作用の夫れ夫れに應じ睿智、勇氣、節制の三徳があり、三者相調和する所に正義の徳ある如く、國家の各階級亦各其の本分を守り、正しき關係を保持するときは、國家最高の徳たる正

義を實現する事が出来る。國家としての正義の實現、是が教育の目的である。

國家は最高の道德的社會である、個人は絶対に之に服従せねばならぬ。家庭生活の規律も、教育の方法も、職業の選擇も共に國家により制定せられねばならぬ。中にも教育は國家の最も重要な任務である。

教育の方法

教育の方法

健全な父母からのみ健全な子女が得られる。

だから、國家は國民の結婚に干渉し、結婚に關する規定を定めねばならぬ。生まれて三歳に至る迄、主として其の身體に注意し、三歳より六歳に至る間は遊戯によつて身體及び精神の發達を計り、且適當な童話を授け、七歳以後學校教育を受ける。學校は國家が設立し、教師は國家之を任命し、強制的でなければならぬ。七歳から十歳迄は主として體操を學び、十一歳から十八歳迄は主として精

要約

神教育を受け、十九歳より二十歳迄、軍事教練を受け、特に學術に秀でたものは三十歳迄、高等な科學的修養を積み、少數の優秀者に限り更に五個年間哲學を學んで爲政者となる。凡そ一國の政治は哲學者によつて行はるべきである。曰く「哲學者が國王とならねばならぬ、若しくは國王は哲學者であらねばならぬ」と。教授の方法について、彼は、教授は兒童の經驗及び交際に結合すべきこと、ソクラテス問答法を利用すべきこと、反復すべきこと、自己活動を引き起すべきこと、個別的取扱をなすべきこと等を説いた。彼は又スパルタの慣習に従つて、女子の體育を奨励した。

フラトンの教育説は倫理的社會的であつて、極端な國家主義である。しかも、階級的な貴族主義で、人類の平等といふことは、彼に考になかつた。そして是は明らかにスパルタの教育の影響を受けたものである。彼は教育を系統的に敘述した最初の學者で、其

の國家主義は後フイヒテによつて繼承せられ、ナトルフによつて復活せられて、現代の社會的教育學の淵源となつてゐる。

三、アリストテレス

アリストテレス

\*アリストテレス は希臘の一植民地スタギラに生まれた。長じてアテネに出で、プラトンの門に入り、學ぶこと二十餘年、マケドニア王フィリポの招に應じ、王子アレクサンドルの師となり、非常な尊信を受けた。後アテネに歸り著述に従事すると共に育英の業に従つた。氏は歴史上稀に見る博學宏才の士で、多くの學術を集成組織した。其の學術は後、小亞細亞を経て羅馬に傳はり、次いでサラセン帝國に普及し、中世紀の後半、歐洲に逆輸入せられ、千有餘年間學術の本宗と仰がれた。「學問上の歷山王」の名空しからずといふべきである。

教育説

教育説

アリストテレスの教育説もプラトンと等しく、國家主義である。人は社會的動物である。個人は個人としてでなく、相依つて社會を形成し、社會の爲に活動せねばならぬとはアリストテレスの根本思想である。併し、彼はプラトンの如く、極端に馳

せず、個人の自由をも認めた。プラトンの説がスパルタ流なるに比すれば、彼の説はアテネ流である。彼は教育作用の中最も道徳教育を重んじ、徳は中庸にありと唱へた。徳ある人にして始めて社會の爲に活動することが出来る。

教育は身體の養護と良習慣の養成と教授とから成る。其の順序を言へば、幼時は遊戯によりて心身の發達を計り、七歳より十四歳に至る迄、初歩の教授と體操とを課し、後三年間は高等なる精神教育を施し、夫より二十一歳に至る迄、強度の體育を施し、之によつて軍人としての修養をなすと共に、不自然なる性欲の發動を豫防する。遊戯の教育的價值を認めたこと、知育の外に、養護及び練習による習慣養成の必要を説いたこと等は、彼の教育説に於て特に注意すべき點である。

羅馬の教育

羅馬は紀元前七百五十三年、伊太利のチベル河畔に國を建て、次第に四隣を征服し、終に地中海沿岸の諸國を併合して一大帝國を成した。其の人民は祖先を尊び、家系を重んじ、愛國心に富み、戦に勇に、眞摯にして能く職務を守り、質樸剛健、頗る現實的實際的な特質を有してゐた。

教育の理想

此の國民性に基づいた羅馬の教育は、國の法律に従ひ、名譽を尊重し、愛國の精神に富み、且質樸剛健にして、實地的動作に勝れた公民を養成するを以て終局の理想とした。そして政治と戦争とは其の生活の主要部であつたから、軍事、法制、修辭等は教育上重要な科目となり、何れも著しく發達し、中にも法律制度の進歩は前古無比であつたが、文學や藝術は頗る振はなかつた。之を希臘に比較

各時代に於ける教育の特徴

初期の教育

すると、彼が、心身の調和的發展を理想とし、多くの哲學者、藝術家を出だしたに反し、此は飽くまで實用を離れず、多くの政治家、雄辯家を出だした。唯其の國家主義であつた一點に於て兩者相一致する。

羅馬の教育は王政時代、共和政時代及び帝政時代に於て多少趣を異にしてゐる。殊に紀元前百四十六年希臘を亡ぼして以來、希臘の文明滔々として羅馬に侵入し、教育上一新時期を開いた。概して言へば、羅馬初期の教育は質素嚴格な軍隊式で、スパルタに近く、後期は文學、修辭を重んじ、アテネに髣髴たるものがある。

初期の教育

羅馬初期の教育は、主として、家庭に於て行はれた。羅馬は家族制度の國で、其の家長權は絶大であり、且一夫一婦の制行はれて、子女の教育は氣品高き母の掌る所であつた。常に從順、謙遜、敬虔、忍耐、勇氣、誠實等の諸徳の養成に力を注ぎ、殊に父母

後期の教育

は子女の愛國心を鼓舞する爲に、機會ある毎に、偉人の事蹟や戦争の物語をなし、宴會等の席では、長者、偉人の傳記を演べ聽かせ、兒童に讚美の歌を謠はせるのが、ならはしであつた。教授は體操の外に讀書習字を課し又十二銅盤法を誦せしめた。學校は紀元前五世紀頃から存在したが、凡て私立で、國家は之に關與しなかつた。

後期の教育

希臘文明の移入と共に、次第に固有の家庭教育の美風を失ひ、終には子女をもアテネ風に、乳母、教僕等の手に任せるともしたが、國粹主義者は極力之に反對したが、一世の風潮、如何に至つた。國粹主義者は極力之に反對したが、一世の風潮、如何に至つた。國粹主義者は極力之に反對したが、一世の風潮、如何に至つた。

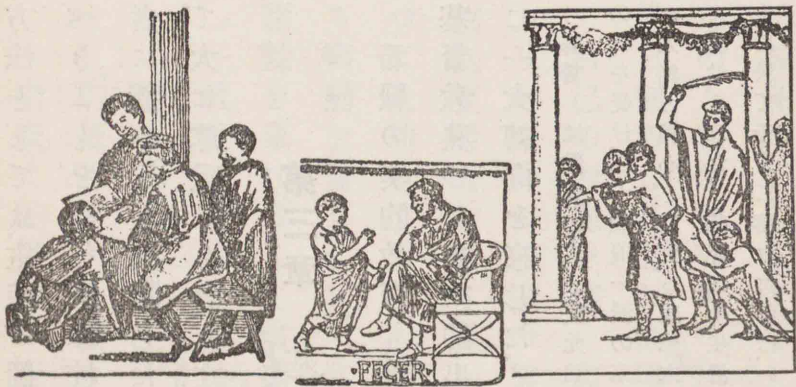
學校には初等學校、文典學校、修辭學校の三種あつて、初等學校は六七歳の兒童を入れ、讀書習字、算術の初歩を授け、頗る嚴格な訓練を施した。十二歳に達すると、文典學校に入つて、希臘語、拉丁語、修

羅馬の學校

左方、學習(ボシマイにある繪畫より)  
中央、演述(ロイマの石棺より)  
右方、課罰(ハークレネウム市にある繪畫より)

クインチリアヌス

Quintilianus 35?-100?



辭、法律、音樂等を學び、十五六歳、修辭學校に入り、主として修辭辯論の術を研究した。

羅馬の教育家としては、フルタルコス、大カトー、セネカ、クインチリアヌス等著名である。中にもクインチリアヌスは羅馬第一の教育家で、西班牙の人であるが、羅馬に來つて修辭學校を開き、多くの秀才を養成した。氏は雄辯家を作るを教育の目的とした。併し、茲に雄辯家とは、唯、辯に巧みな人といふ意ではなくて、凡ての必要な知識を有し、道德的品性を具へた公民を指すのである。教育の

方法としては、生徒の個性に注意すべきこと、體罰の絶対に排斥すべきことを唱へ、又學校教育と家庭教育とを比較し、前者を以て後者に勝れりと論斷した。其の著、辯論術教本は文藝復興時代に於て、大に尊重せられ、ギリヤウツチの思想に大なる影響を與へた。人文派の思想に大なる影響を與へた。これに對するは、ロウのゆゑを意を盡し、實際生活に役立つるべき事なり。

### 第三章 基督教と教育

希臘の美的教育も、羅馬の實際的教育も、共に現世的であつたが、基督教興つて未來的出世間的教育を説くに及び、歐洲の精神生活に一大轉向を來した。

**基督** は猶太の人。紀元前四年ガリラヤ州のナザレに生まる。始め豫言者ヨハネの教を受け、三十歳頃一派の宗教を開き、自ら神の子と稱して布教に従事したが、其の高位人格と熱心とで、到る處偉大な感化を與へた。後ユダヤの僧侶に訴へられ、終に磔刑に處せられた。基督は、全生活其の者が、己に人類に對する一大教育であつて、人格的感化に於て千古に勝れたのは、いふまでもなく、其の教育法亦實に巧妙を極めた。

基督

\*Christ.

基督教の教義

基督教によれば、人は凡て神の子で、神は人類共通の父であり、一切の人類は神の前には平等である。神は人類を救済する爲に世界を創造し、且之を攝理する。従つて、衷心から神を信じ、同胞を愛し、自己の罪惡を悔い、肉慾を抑へれば、我々の靈は救はれて天國に入り、神の許に永遠の樂みを享けることが出来る。即ち基督教は教義の根柢を愛に置き、救済の方法を信仰に求め、愛と信仰によつて、永劫の生活に入らうとする教であつて、人世の各方面に大なる變動を齎らした。其中、教育に及ぼした主な影響として、左の諸點を擧げることが出来る。

- 一、教育は兒童を神に導く愛の事業であるとし、博愛の精神を教育に導入した。
- 二、階級的差別を破り、奴隸にも女子にも、如何なる種屬、如何なる階級にも平等の價値を認め、從來の國家主義の教育は、一轉し

て個人主義、世界主義となつた。

三、現世を以て未來生活の準備とし、現世主義から、出世間的な教育に、希臘羅馬の知的美的な教育から宗教的、道德的教育に轉じた。

四、従つて國民的道德や、市民生活に必要な知識、技能は斥けられ、博愛、敬虔、克己、服従等の宗教的、道德を尊び、凡ての教育は聖書を中心として行はれ、宗教に關係なき學問、藝術は信仰を害するものとして疎んぜられた。

五、靈を尊び肉を卑し、禁欲生活によつて精神の救済を求めたから、自ら體育を輕視し、訓練法も亦苛酷であつた。

六、兒童の教育は、父母が神から委託せられた神聖な義務であるとし、家庭教育を重んずるに至つた。

以上の特質は、中世紀に於て最も著しく顯れたが、其の後永く歐

洲の教育界を支配して今日に及んでゐる。歐洲に於ける基督教の影響の廣大なるは、東洋に於ける儒教に匹敵し、希臘の思想と共に近世文明の二大源泉をなしてゐる。

#### 第四章 中世の教育

紀元四百七十六年西羅馬帝國の滅亡から、紀元千四百五十三年東羅馬帝國の滅亡に至る凡そ一千年間を、歐洲中世期と稱へ、世俗的學問の最も衰へた所謂暗黒時代である。

中世期の始め、歐洲北方の野蠻人ゲルマニ民族が羅馬帝國に大遷移を企て、又基督教の擴まるにつれ、之に對する迫害起るなど、全歐混亂を極め、戰爭止む時なく、従つて學校は頽廢し、書籍は散逸し、古代の文化は殆んど廢絶に歸した。其の間、基督教の僧侶が布教のために學校を開いて唯僅かに文教の命脈を維持した。

暗黒時代

中世の區分

中世の區分 中世の教育は通常之を二期に區分する。第一期は第五世紀から第十一世紀に至り、ゲルマニ民族が基督教の感化を受け、次第に野蠻の風習を脱する時期で、中世の大部分を占めてゐる。第二期は第十二世紀以後、ゲルマニ民族が不羈獨立の特性を發揮し、其の獲得した文化を利用して、政治的社會的に活動を始め、教育の改良を企てた時代である。

一、第一期の教育

基督教の教育

- 1 Catechetical schools
- 2 Cathedral schools

基督教の弘まるにつれ、其の教育を施す學校が次第に起つた。<sup>1</sup>問答學校は最も早く紀元二世紀アレクサンドリアに起り、四世紀の終に至るまで、基督教的教育を施した。下つて五六世紀の頃から、各本山に<sup>2</sup>本山學校起り、僧正監督の下に主として宣教師を養成すると共に一般の青年をも教へた。又第六世紀以後各地に僧庵學校が設立せられた。僧庵學校は以上各種の學校中、特に教育上、

重要な位置を占むる。

<sup>1</sup>僧庵學校

僧庵とは遁世して清き宗教的生活を営まうとする修道者が團體生活をなす場所、僧庵



1 Monastic Schools.  
2 St. Benedict 480-543  
僧庵學校(外典)  
(千四百九十七年の彫刻より)

俗人をも教育することゝした。教師は凡て僧侶で、學科は誦誦に



七自由科  
 文(文法)  
 修(文法)  
 辨(歴史を含む)  
 證(以上三學)  
 法(以上三學)  
 音(算術)  
 幾(算術)  
 何(算術)  
 天(地理を含む)  
 文(地理を含む)  
 (物理を含む)  
 (以上四術)

よつて七自由科を授け、獨身、貧困及び服従を徳育の三大眼目とし、頗る厳格な宗教的訓練を施した。又作業の一部として多くの古書を集めて書寫し、典籍保存の上に大なる貢獻をした。僧庵學校は次第に各地に擴まり、第八世紀から第十世紀にかけて全盛を極めた。殊に第八世紀カロロ大帝は意を教育に用ひ、羅馬及び基督教の文化を北方に移植するに力め、又寺院附屬の學校を改良發達せしめたが、爾來其の業を紹ぐものなく、第十一世紀以後、教育は再び衰退した。

二、第二期の教育

第十一紀以後、羅馬法王の權威衰へ、諸侯武士の勢力盛んとなり、僧侶の寺院教育は衰頽して武士の教育が起つたが、第十四世紀に於て是も衰へた。又十字軍の爲に商工業發達し、都市殷盛となるにつれ、市民學校が起つた。更に、第十二世紀頃から、アラビヤに發

第二期の教育

達した科學は歐洲に移入せられ、且十字軍の遠征によつて歐洲人の眼界著しく擴まり、世間的興味が旺盛となつた爲に大學の興起を促すに至つた。要するに、第二期の教育は純然たる中世紀教育から、近世の教育に移る過渡期といふべきである。

武士の教育

武士に入る儀式



士との主從關係と基督教の精神と結合して、武士道と其の教育法が起つた。武士の教育を受けるものは、貴族の子弟で、七歳になると武士の家に預けられ、貴婦人の扈從として行儀作法を見習ひ、十四五歳從士となり、主君に侍して七術を學び、二十一歳に達すると嚴肅な儀式の下に、寺院を衛り、不正を撃ち、僧侶を尊敬し

七術  
 騎馬、水泳、弓、術、擊劍、狩獵、將、基、作、詩

市民の教育

婦人及び貧しきものを保護し國家の平和を保ち、同胞の爲に血を流すことを辭せない。といふ誓を立て、始めて武士の列に入つた。其の教育は實行による訓練を旨とし、知的教育は多く顧みられず、讀書は女子的であるとして輕んぜられた。

二市民の教育 十字軍の結果、商工業次第に發達し、市民の地位及び勢力の高まるにつれ、自然に其の實際生活に必要な教育を施す市民學校が設立せられた。市民學校には二種あつて、一を國語學校と言ひ、讀書、習字、算術及び信書の往復等、主として日常生活に必要な事項を授け、他を拉丁語學校と言ひ、國語學校よりは程度稍高く、拉丁語を主とし、讀書、文法、宗教、讚美歌等を併せ授けた。市民學校は始め伊太利、和蘭、ライン地方の都市に盛んであつたが、後各國に普及するに至つた。僧侶の地方を廻つて社會事業をしようとする者も、その一環として、大學はもとアラビヤ文化の刺戟を受け、自由

大學の起原

に科學を研究せんとする學者の私設團體で、教會及び政府と何の關係もなかつたが、次第に發達するにつれ、王侯の保護を受け、種々の特權を享くるに至つた。教科は通常、神學、法學及び醫學の三科に分かれ、其の下に七自由科及び哲學を教授する豫備科があつた。サレルノ大學、ボローニヤ大學、パリ大學等は何れも第十二世紀の創立で、オックスフォード大學、ケンブリッジ大學等之に次いで設けられた。

第五章 第十五、六世紀の教育

第一節 文藝復興と人文主義

文藝復興  
\*Renaissance

文藝復興 *ルネサンス* 文藝復興とは希臘、羅馬の古文藝の復興を意味し、十四世紀から十六世紀に亙る一大運動である。中世紀後半以後、交通開け、都市富み、思想界漸く覺醒し來つた結果、自ら宗教の束縛

1 Boccaccio 1313-1375  
2 Petrarca 1304-1374

を脱し、自由な研究をなさうとする氣運勃興し、遂に古代を回顧し、其の自由にして自然的な文化に憧憬し、之に倣はうとするに至つたのが其の動機である。此の運動は先づ上古羅馬の遺風多い伊太利に起り、伊太利の文學者ボカチオ及び人文學者の模範と呼ばれるペトラルカ等は早く十四世紀に於て、神學に反抗し古學の研究を主唱した。次いで紀元一千四百五十三年東羅馬帝國はオスマンリトルコ人の爲に滅ぼされ、文化の中心たるコンスタンチノール陥落するや、多くの古典學者書を抱へて伊太利に遁れ來つた。伊太利の都市は能く是等の學者を保護し、古學に志す者集り學んだから、伊太利は古文藝復興の中心となり、英、佛、獨の各國から、遊學するものも多かつた。剩へ、印刷術の發明は思想の普及に一層の便宜を與へ、復興の氣運は終にアルプ山を越えて北歐までも瀰漫した。但南歐の學者は古文藝の復興を唱ふるに過ぎなかつ

1 Erasmus 1467-1536  
2 Humanism

人文主義

第十五世紀の學校

年(千四百九十三年)出版書籍より、教師と生徒は着座し、前方に於て幼生(左方)は問答し、右方(右方)は幼生(右方)の問答するに手を角質板を透明な手に入紙とて、その意味する『靜肅』を



たが、北歐の學者、特にエラスムスの如きは、希臘語、ヘブライ語によつて聖書を根本的に研究したので、これがやがて宗教改革の導火線となつた。文藝復興に與かつた人

人を人文派、其の主張を、人文主義と名づける。

人文主義

人文主義は希臘の自由教育の復興であつて、中世の宗教教育に反對し、教育の目的は人格の自由なる發達にありとし、其の方便として古典を採用した。即ち古典を學ぶ間に、希臘時代の高尚で自由な精神に觸れ、之によつて、人としての完全な發達然るに十六世紀以後、當初の目的を忘

を遂げしめようと企てた。

れ、只管形式の美に趨り、古語古文の記誦を事とし、古典の中にも特にキケロに傾倒し、所謂キケロ主義を現出した。爲に後世では、古語、古文藝を偏重する教育を一般に人文主義と呼ぶやうになつた。

**人文主義と學校教育** 人文主義は、初等教育については見るべき影響もなかつたが、中等教育の内容に著しき變動を與へた。

獨逸では從來の中等學校を改めて文科中學校とし、英國では十四世紀以後徐々に創立せられた公衆學校の組織を改め、其の他到る所に影響を及ぼし、十九世紀に至る迄歐洲の中等教育を支配した。

### 第二節 宗教改革と新教の教育

寺院の腐敗、僧侶の墮落は、中世紀に於てすら已に反抗を喚び起し、英國のウイックリフ<sup>1</sup>の如きは夙に宗教改革を主張したのである

<sup>1</sup> Wycliffe 1320?-1384  
<sup>2</sup> Reformation

宗教改革

が、時機未だ至らずして不成功に了つた。然るに文藝復興に伴なふ聖書の自由研究は、自ら羅馬教會の教權に對して疑を抱くに至らしめ、改革の氣運次第に熟し來り、千五百十七年マルチン、ルーテルの贖罪符を難ずる檄文によつて、始めて其の強い烽火が擧げられた。

**ルーテル** マルチン、ルーテルは獨逸アイスレーベンの人、鐵夫の子であるが、幼時頗る嚴格な家庭教育を受け、長じて大學に入り、僧侶としての修養を積み、ウイッテルベルヒ大學の教授となつた。後宗教改革を唱へて、法王から破門せられたが、毫も屈せず、續いて起つた幾多の迫害を物ともせず、或は聖書を獨逸語に翻譯し、或は大小二種の聖教問答を著し、或は讚美歌を編し、火の如き熱心を以て新教の宣傳と初等教育の振興に力めた。其の勇悍豪邁なる我が日蓮に髣髴たるものがある。

**新教と初等教育** 新教の教義は、從來羅馬法王が神と人との媒介者となり、天國の鍵を握つてゐたに反對し、(一)人は自己の良心に基づく信仰によつて直接に神に救はるゝもので、何等の媒介を

\*Martin Luther 1483-1546

新教と教育

も要しない、(二)聖書は直接に我々に神の道を示し、聖書こそ信仰の根源であるとの二大主義に基づいて立てられ、全く羅馬教會の教權を認めない。即ち新教は從來外面的形式的であつた信仰を切實な内面的なものに變じ、人格の尊嚴と自由とを認め、又徒らに現世を卑まず、日常の實生活に於て神の心を體すべきことを教へた。此の現世を重んずる思想は教育上身體に對する考を一變せしめた。

信仰の根源が聖書にありとすれば、一般の人々に對し自ら聖書を読み得る教育を施し、自由な人格を育成することは、新教の最も重要な仕事の一である。従つて宗教改革家は何れも教育に力を盡くし、普通教育は新教徒の力によつて始めて其の基礎を置かれた。史家コンペレー曰く「小學校は新教の生んだ兒童で、宗教改革は其の搖籃である。」と。

ルーテルと教育

### ルーテルと教育

ルーテルは(一)普通教育の必要を力説した

第一人者であつて、各市は基督教學校を設立すべく、又兒童は男女を問はず必ず學に就くべきを論じ、始めて強制教育を主張した、(二)教科については、最も宗教及び古語を重んじたが、歴史、辨證法、修辭、數學、唱歌、體操等の價值を認め、(三)教師の職の高尙なるを説き、良教師の養成に力を用ふべきを唱へ、(四)又從來の苛酷な訓練法を寛和すべきことをも力説した。

### 新教の教育家 著名な宗教改革

家として、ルーテルの外に瑞西のツイ

の教師として  
ルーテル

\* Zwingli 1484-1531



新教の教育家

1 Calvin 1509-1564  
2 Melancthon 1479-1560

ングリ、佛蘭西のカルヴァイン、ルーテルの協力者で「獨逸國の教師」と尊ばれたメランヒトン等があり、是等の人々は何れも宗教改革家であると共に、人文學者で、同時に又教育者として有名である。中にもメランヒトンはウイッテンベルヒ大學の教授たること四十二年、新敎國の教育制度の制定に大なる功績があつた。  
自由をもち、<sup>自由をもち、</sup>余は主權者が必ず其の子弟を學校に送るべく部下に強制するであらうと信ずる。……若し健康な壯丁に、武器を肩にし、城砦を乗り越え、軍務を全うすべきを強制し得るとしたら、一層大なる理由の下に、兒童を學校に送ることを強制することが出来、又強制せねばならぬ。學校の問題とするところは、惡魔との戦といふ一層人との戦よりは、怖ろしき戦争であるからである。……(ルーテル)

### 第六章 第十七世紀の教育

#### 第一節 十六世紀以後に於ける教育の發達

#### 中世的傾向 敎權より自由に、神學より科學に、超自然より自

中世的傾向

近世的傾向の發達の原因  
1. 國民的意識の高まり  
2. 近世語の發達  
3. 學術の進歩

然に移るのが近世教育の使命である。併し、かゝる大事業は固より一朝にして果さるべくもない。文藝復興、宗教改革等は、敎權に反抗し、自由研究の精神を鼓舞し、教育上多くの貢獻を成したのであるが、未だ完全に中世的傾向を脱し得ないで、十六世紀の教育は舊敎に於ても將新敎に於ても古典、古語を中心とし、教育の實權は僧侶の手にあり、精神は近代的であつたが、其の方法は依然として古語主義、宗教主義の舊態にあつた。

#### 近世語の發達 降つて十七世紀に入り、近世國家の基礎が確

立し、國民的意識の高まるに従つて、各、其の國語を尊ぶと共に、實用上からも近世語の價值を認めて、其の發達普及に努力する人々が多くなつた。

#### 學術の進歩 十六世紀から十七世紀にかけて、學術は長足の

進歩をなした。コペルニクス、ケプラーの天文學、ガリレイ、ニウト

ンの物理学、ハーベールの生理學、デカルトの哲學、ベーコンの歸納的研究法等が次ぎ次ぎに起つて近世文化の地盤は極めて固くなつた。殊に歸納的研究法、地動説の唱道、新大陸の發見、マジエランの世界一周等は中世の宇宙觀を全く打破り、自然研究は日を追うて盛んに、科學的實學的傾向は終に一世を風靡するに至つた。

教育に及ぼした影響

新教育

學術の進歩は教育にも大なる影響を及ぼし、實學的傾向は次第に古學の壘を摩し、從來宗教の爲に施された教育は全く現世的となつた。名づけて新教育といひ、其の派の人々を新教育家或は教育改良家と呼ぶ。左に新教育の主要な二三の特徴を擧げる。

- 一、宗教的であり古典的修飾的であつた教育を、科學的實用的ならしめたこと。
- 二、中世に於て輕んぜられた身體に注意するに至つたこと。

近世教育の首唱者

新教育の首唱者

\*Rabelais 1483-1553

- 三、苛酷な訓練を避けて寛和な方法を取るに至つたこと。
- 四、言語の諳誦を棄て、事物の直觀及び理解を尊ぶに至つたこと。
- 五、古語を排して國語を重んずるに至つたこと。

第二節 第十七世紀の教育家

一、新教育の首唱者

新教育の多くの特質中、特に注意すべきは古典偏重の人文主義に反對して實學主義を主張した點にある。けれども前者から後者に移る過渡期に於ては、人文的色彩に富んだ學者で實學主義を主張したものが多く、新教育は是等の人々によつて開拓の最初の鋸を入れられた。

ユ・ラブレール

佛國の醫師で文筆に長じ、一篇の諷刺小説を著

\* Milton 1608-1674

して、當時の教育が言語の形式的練習にのみ偏せるを攻撃し、宗教、道徳、科學及び身體の各方面に亙る多方面の陶冶を主張し、形式よりも内容を重んじた。けれども、氏が知識の内容としたものは、古典の中にある事柄を指し、未だ自然界の事物其の者についての研究には及ばなかつた。史家、或は、氏の主張を人文的實學主義と呼んでゐる。

二、ミルトン

英國の大詩人で、失樂園の著者である。教育に興味を有し、自ら貴族の子弟を教育したことがある。氏は其の著「教育論」で、教育の目的は「戦時と平時とを問はず、公私の職務を、正しく敏速に、且雄々しく遂行し得る人を作るにある」とし、従來の言語的教育に代ふるに、事物の知識を以てすべきことを唱へた。けれども、所謂事物の知識が、古典の内容的方面に過ぎなかつたことはラブレールと同じであつた。人文的實學主義

1 Montaigne 1532-1592

2 Ratke 1571-1635

三、モンテーニウ

佛國著名の論文家である。氏は教育の目的は文法家を作るのではなく、又論理學者を作るのでもなく、實に心身の兩面に亙り、完全な紳士を養成するにある。教育の對象は「精神でもなければ、身體でもない、夫れは人全體としてののである」と説いて、従來輕んぜられてゐた體育に大なる注意を拂つた。教授の方法に就ては、若し理解が伴はなかつたら、知つても何の效もない」と主張して大に當時の注入教育に反對し、又古語よりも先づ自國語を學ぶべきであるとした。訓練については愛と威とを兼ね備へた厳格な寛和によるべきを唱へ、コメニウス、ロック、ルソー等に大なる影響を與へた。社会的実學主義

四、ラトケ

(ラチヒウス) ラブレール、ミルトン等は事物に関する知識の必要を説いてはゐるが、未だ直接に自然界の觀察を主張するには至らなかつた。眞に自然界の事物に眼を開き、ベーコンの



歸納的研究法を採用して、經驗を基礎とする教育を打ち立てようとの試みは、ラトケを以て嚆矢とする。氏は一切の知識は目による外的直観と、耳から入る内的直観とに起源するから、先づ事物を直観せしめ、然る後其の説明に及ばなければならぬ、教授は凡て自然の順序に従ひ、一時には一種の學科を授け、言語の教授は自國語から始めて順次に古語に進ましむべきであると説いた。氏は實地の教育事業では成功するを得なかつたが、其の學説はコメニウスの先驅として、特に注目に價する。史家或は氏の主張を**感覺的實學主義**と呼んでゐる。

二、コメニウス

傳記

\*Johann Amos Comenius 159.-1670

傳記 ヨハン・アモス・コメニウスは、オーストリア州モウヴァア州に生まれ、實學主義を大成した大教育家である。早く父母を失ひ、叔母の家に寄寓した程の不幸な境遇にあつたから當時最も重んぜられた拉丁語も十六才で始めて學ぶことを得たが、却つて之が爲に當時の教授法の缺陷を見破り、他日教育改良に志す端緒を開いたといはれてゐる。後ヘル

コメニウス



ボルン、ハイデルベルヒの兩大學で神學及び哲學を修めた。ヘルボルン在學中、ラトケの教育事業を知り卒業後、和蘭、英國等に旅行し、英國に於てはベーコンの著書を研究した。千六百十四年ブレラウの**學校長**となり居ること五年、フルネックに赴いて新設の**一學校長**となり、傍ら**牧師の職**を兼ねたが、偶三十年戦争の禍亂に遇ひ、悉く家財を失ひ、且宗**教上の迫害**を受け、國外に放逐せられた。後

諸方に流浪し、其の間に妻子を喪ひ、具さに艱苦を嘗め、遂に波蘭のリサに入り、**文科中學校の教師**となつた。此の地で**語學入門**及び**天教授學**を著した。前者は最も廣く行はれた拉丁語の教科書で、後者は教育學を始めて系統的に論述した者である。語學入門の廣まると共に名聲四方に轟き、諸方から招聘せられた。即ち先

づ英國に渡り、次いで瑞典に行つたが、いづれも戦亂のため教育改革事業を行ふことを得ないで、匈牙利に歸り、名著**世界圖解**を著した。千六百五十四年再びリサに歸つたが、時に瑞典と波蘭との平和破れ、リサの兵燹によつて財産、書庫、原稿悉く焼失はれ、再び流浪の旅に上り、獨逸を経て和蘭に入り、晩年を文筆に捧げ、千六百七十年アムステルダムの客舎に歿した。氏の一生は戦亂迫害交々、實に悲惨を極めたものであつたが、

少しも屈することなく、教育の爲に奮闘した偉大な人格は、其の學說と相並んで永く教育史上に光を放つてゐる。

### 教育説

教育の目的

一、教育の目的 人生の究竟目的は天國に入つて、神の世界に永劫の幸福を享くるにある。併し、天國に入る準備は現世に於ける完全な生活の外にないから、教育は先づ人を導いて完全な現世生活を營むに至らしめねばならぬ。所謂完全な生活とは(一)知識を開發して理性的となり、(二)道徳を實踐して自己を支配し、(三)神に對する敬虔心を養ひ、神の肖像となり神の完全を代表する事である。此の三者は何人も生まれながら其の萌芽を具へてゐるが、是が完全な發達は、少年時代に於ける、自然の法則に適合した教育に待たねばならぬ。

直觀主義

### 一、直觀主義

氏はベーコンの歸納的研究法を教育學に適用

\*Encyclopedism

した第一人者で、ラトケの説を受け、直觀主義を教育の第一原理に推し立てた。だから或は「教育界のベーコン」と呼ばれてゐる。其の著「世界圖解」は直觀主義を具體的に表はし、其の中に「世界に於ける主要なる事物及び主要なる職業の圖解と名稱」とを含み、事物と言語とを結合して授け、之によつて「世界に於ける一切の事物を知悉せしめようとするもの」\*「百科字書主義」である。教育上時代を劃する好著述と稱すべく、後世繪入教科書の先驅を成してゐる。

〔凡ての學習の根柢は感覺的事物を明瞭に直觀せしめ、其の收得を容易ならしむるにある……豫め覺官に存しない者で、知性に存するものは一もあることない。従つて覺官を練習して、自然界の事物を明らかに辨別せしむるは、凡ての知識能辯、裁智、善行の基礎である。〕

〔どうして、死んだ書籍に代ふるに生きた大書籍「自然」を以てしないのである。事物の影を棄て、事物其の者を少年の眼前に展開し、深く覺官及び想像に印銘せしむべきである。教授は實物の觀察から始まるべく、決して言語的説明からは入つてはならぬ。〕

世界圖解第四十  
二圖(英語より)  
内外の感覺に  
なき英語と拉丁  
明したるものつ  
のつてのつての  
説語つ

客觀的自然主義

\*Objective naturalism

XLII  
The Outward and Inward Senses.



Sensus externi & interni.  
There are five outward Senses, 1. The Eye, 2. the Ear, 3. the Nose, 4. the Tongue, 5. the Hand. The inward Senses are three. The Common Sense, 7. The Phantasia, 6. The Memory, 8.

Sunt quinque externi Sensus. 1. videt Colores, quid album vel atrum, viride vel caeruleum, rubrum aut luteum. sit. 2. audit Sonos, tum naturales, Voces & Verba, tum artificiales. 3. olfacit odores & foetofes. 4. cum Palato gusat Sapores, quid dulce aut amarum, acre aut acutum, acerbum am austerrum. 5. tangendo dignoscit quantitatem & qualitatem rerum: calidum & frigidum, humidum & siccum, durum & molle, laeve & asperum. 6. grave & leve. Sensus internum sunt tres. Sensus Communis 7. sub sincipite apprehendit res perceptas a Sensus externis. Phantasia, 6. sub vertice, dijudicat res stas. Memoria, 8. sub occipite, recondit singula & depromit: it loseth some, and this is forgetfulness. Sleep, is the rest of the Senses. hoc est oblivio. Somnus, est requies Sensus.

三、客觀的自然主義 氏が教授上に於ける第二の功績は、自然主義の唱道である。これは、技術は、自然を模倣するに過ぎない。といふ見地から自然界に現はるる現象を研究し、之を模倣し、之より類推せる法則に基づいて、教育を施さうとするもので、特に客觀的自然主義と呼ばれてゐる。主觀的自然主義(一五二頁) 自然の模倣に於て、コメニウスは特に、卵より次第に雛が生まれ、種子より次第に樹木

訓練

が發生發達する例を引いた。例へば一つの卵から二つの雛は生まれぬ、従つて、一時には一事を授け、之は已にラトケの唱へた所である。ねばならぬ。木は春芽を出し、鳥は春其の子を孵化する、教育も之と等しく少年時代に於て行はねばならぬ。鳥の發達では、先づ大體の構造が出來、次第に一々の機關に及ぶ如く、教材も亦一般のものを以て始め、次第に特別のものに進まねばならぬといふ類である。

氏は、教授に於て具體より抽象に進む歸納的發展を推奨し、正しく理解したる後記憶せしむべしとし、又自己活動を起し、強迫を避け興味に訴ふべきことをも説いた。

四、訓練 氏は又訓練を教育の重要な要素と考へ、訓練のない學校は水のない水車のやうなものである。といふベーム地方の古諺を引いて、其の教育上缺くべからざる所以を説明した。訓練の方法も亦自然を模範となし、彼の太陽が(一)常に光と溫とを與へ、(二)時に風雨を下し、(三)稀に雷霆の威を示すごとく、(四)教師は常に模範を示し、溫情を以て兒童を導き、(五)時に訓戒を加へて反省させ、不良

な兒童に對しては(三)偶力を用ひて矯正すべきも、必ず慈愛の精神に基づき、鞭撻は之を避けねばならぬと説いた。

道德の教育については、練習と習慣と實例による教訓の必要を説き、又凡そ道德の基礎は宗教であるから、幼時より敬虔心を養成せねばならぬとした。

五、**學校系統** 氏は又幼時期から成年期に至る期間を四期に分け、各期に夫れ夫れの學校を配當して、一の學校系統を案出したが、夫れは宛も現今に於ける世界の學校系統を豫示したかの觀がある。

一、**母親學校**(六歳―) 各家庭で母の膝下に教育せらるゝ時代で、宗教道德及び事物に關する知識の基礎を與へる。

二、**國語學校**(十二歳―) 各町村に設けらるべきで、國語、算術測量初歩、唱歌、宗教問答、歴史、地理及び諸般の知識を授ける。實業に關係がある

三、**拉丁學校**(十二歳―) 各市に設けらるべきで、國語、拉丁語、希臘語、

希伯來語及び諸般の學術を授ける。

四、**大學校**(十八歳―) 各州又は各國に設けらるべきで、科學及び人智の全範圍に互り包括的な研究をなし、尙旅行によつて教育を完成する。

五、**要約** 之を要するに、氏は教育の目的に關しては、未だ中世の宗教的傾向を脱することを得なかつたが、方法上、ラトケを承けて之を大成し、教授上の革新を促した功績は頗る大である。其の直觀主義はフランケによつて中等學校に、ゴータ侯エルンストによつて小學校に導かれ、始めて學說上並に實際上の一大勢力となつた。

三、ロツク

傳記 ジョン・ロツクは千六百三十二年英國ブリストルの近傍に生まれた。ウエスト

\*John Locke 1632-1704

要約

傳記

ミンスター學校を経て、二十歳オクスフォード大學に入り、神學を學んだが、自然科學に興味を有し又醫術をも學んだ。後シヤツペリー伯に知られ其の紹介で高貴の家庭に入した。次いで伯の家庭教師となり其の關係から政治にも與つたが、千六百八十二年政變の爲、伯と共に和蘭に逃れ海牙に止まること六年、此の間に「人間悟性論」を著し千六百九十三年には「教育思想」を出した。



此の書は氏が家庭教師としての經驗に基づき、貴公子の教育法を説いたに過ぎないが、有益な意見に富んでゐるので、大に歡迎せられた。歸國の後ウイリヤム王に重用せられたが、數年後病の爲職を退き、千七百四年エセックスのオーツに歿した。氏は人間悟性論に於て、人の心は白紙の如くあらゆる觀念は内外の經驗に由來すると論じて經驗主義哲學の開祖となつた。少時ウエストミンスター學校に學んで、其の教育法に慚らず、學校教育を排斥して家庭教育を重んじ、自ら研究せる醫學上の見地からして、特に體育を重視した。

ロ  
ツ  
ク

### 教育説

#### 教育の目的

一、教育の目的及び區分 教育の目的は紳士の養成にある。而して紳士は健全な身體と、道德と、知識とを兼ね具ふべきであるから、教育は自ら體育、德育、知育の三者に區分せられる。中にも道德は紳士第一の資格であるから、最も德育を重んずべく、體育之に次ぐ。

#### 體育

二、體育 「健全な身體に於ける健全な精神とは、語簡なれども人世の幸福を言ひ盡くしてゐる。」とは「教育思想開卷」の語であるが、此の語にも明らかなる如く、氏は特に身體に注意して鍛鍊主義の體育を鼓吹した。「教育思想」の前半で詳細に衛生上の注意を述べた後、余が身體及び健康に關して論じ來つた所は、次ぎの數則に約める事ができる、即ち空氣運動及び睡眠を十分にし、淡泊な食物を與へ、酒類等の劇しい刺戟性の飲料を禁じ、衣服は狹窄又は溫暖に過ぎず、頭及び脚部を冷し、特に足は冷水に慣れ、濕氣に浸さしむべ

德育

きである」と結んでゐる。

三、德育　精神の健全とは徳の完成を意味する。而して、徳の完成が意志の鍛錬によつて成ること、身體が鍛錬によつて強健となると同様である。即ち凡ての徳の基礎は不正な欲望を否定して理性の命ずる所に従ふにある。けれども、克己の徳を養はんがために、過度の抑壓を加へ、又は體罰を課するは有害無益である。兒童の名譽心に訴へ體面をおもんじ恥を知つて自ら善に遷るやうに導かねばならぬ。次ぎに、學校教育は同年輩の兒童との交際によつて、多少、兒童を活潑熱心ならしめる效はあるが、同時に悪友の感化を受け、野鄙無恥な悪習を得ることが多いから、善良な家庭教師により家庭に於て、兒童の個性に適應せる教育を施すべきである。

知育

四、知育

氏は知育をば教育上最も價値の少い作用とした。

世には知育即ち教育の如くに誤信する者もあるが、徳高く思慮に優れた人は、單に學識のみを有する人よりも遙に尊ぶべきである。而して知育の目的は科學を完全に授くることではなく、科學を受け入るゝ能力を開發するにある、特に多様の練習によつて思考の習慣を形成すべきであるとして、諸種の教科中最も數學を重んじた。けれども又他面に於て、市民として必要な知識を與へ、實用的人物を作ることゝ怠らなかつた。教授の方法としては、なるべく兒童の活動性を利用し、直觀に訴へ、極めて自由に、遊戯の間に學習せしめよと主張した。

要約

五、要約

ロツクの説は、古來の教育學說中、最も徹底した鍛錬主義である。其の思想は史家ラウメルの云つた如く、多くは自己の經驗から來てゐる。即ち醫師としての素養は大に體育に注意して、始めて秩序ある體育論を成し、政治家としての生活及び幾多

知名の士との交際は、知識偏重の學者よりも、寧ろ體面を重んずる紳士の養成に傾いた。氏は我が貝原益軒と同時代の人であるばかりでなく、其の經歷、學說共に似てゐるのも一奇である。「教育思想は早くより外國語に翻譯せられ、特にルソーに大なる影響を及ぼし、延いて歐洲各國に擴まるに至つた。

「讀むこと、書くこと、學ぶことは共に必要であるが決して主要なる任務ではない。徳高く思慮ある人が、單に學識ある人に比べて遙に尊敬すべきは何人も認むる所であらう。」

「讀書を遊戯と感ぜしめよ。從來の兒童が鞭によつて得たるものを遊戯によりて得しめよ。重き作業と感ぜらるゝものを兒童の頭上に課してはならぬ。」

「精神の勢力が困難に耐ふるによつて増すことは身體に等しい。己が欲望を否定し、性向を支配し、理性の最善と認むるものに従ふことは、實に凡ての徳及び價値の原理で且其の基礎である。」

「名譽及び恥辱の念は精神に對する最も有力なる刺戟である。」

### 第三節 舊教徒の教育

#### 一、エスイタ派

一、起原及び概況<sup>1</sup> エスイタ派は千五百三十四年、西班牙の貴族イグナシウス、ロヨラの創めた舊教徒の一團體である。宗教改革運動に反對して、舊教を保護し、説教、精神修養及び慈善事業、特に少年竝に無智者の教育によつて、信仰の普及を計るを目的とし、あらゆる手段で極力布教に努めたから、終に驚くべき勢力を得、十七八兩世紀に互り、歐洲上流社會の教育に對し偉大な事業を完成した。のみならず、遠く印度支那、米國を始め、天文の末頃、我が國にも其の羽翼を擴め、我が文化の發達に裨益したことは、已に述べた通りである。

#### 二、教育法

此の派の學校は、主に、中等教育及び高等教育に關

起原及び概況

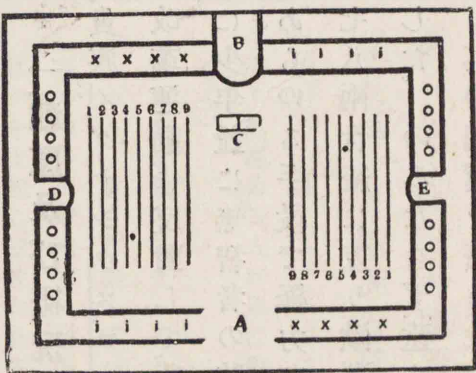
- 1 Jesuits (Jesuita)
- 2 Ignatius Loyola 1491-1556

教育法

中世的な、宗教教育と  
重んじら

し、ロヨラの主義とする厳格な軍隊的訓練の下に、主として拉丁語、希臘語、哲學及び神學を學ばせ、神學部の卒業生は之を教師に採用した。良好な教師の養成に力を用ひたのは、此の派の特色で、是が教育上大なる成功を收め得た一大原因である。

教育法は生徒を幾多の分團とし、又は能力相似たるもの二人を一組とし、互に競争切磋せしめ、優等の者には嚴肅な儀式で賞牌、賞品等を授け、競争心を利用して知徳の向上を圖つた。教授は、多く知らしむるより、寧ろ僅少の材料を反復練習して其の心を練り、訓練に於ては人格による感化を重んじ、當時濫用せられた體罰は用ひなかつた。其の他、體育に關しても大なる注意を拂



エスイタ派の教室  
B 正教員、C 助教、A、D、E、I、O、X は生徒の役員 1、2、3 は生徒の列、點は一對の競争者を例示す。

ひ、過度の勉學及び過度の節制を禁じ、必要な睡眠時間を與へ、且水泳、騎馬、擊劍等を練習せしめた。

エスイタ派の教育法には種々の長所もあるが、短所も亦少くない。夫れが餘りに排外的、形式的であり、且個人をば嚴格な團體的規律で束縛し、毫も其の自由と創意とを認めなかつた如きは、文藝復興以後の思想界の大勢に逆行せるものといふべきである。

### 一、起原

ヤンセン派は佛蘭西の僧サン・シラン及び和蘭人ヤンセンの共に創めた舊教徒の一派で、エスイタ派と同じく教育上種々の改良を企てた。此の派の運動の中心は巴里のポール、ロワイヤールにあつたから又之をポール、ロワイヤール派ともよぶ。

### 二、教育法

此の派は敬虔心の養成を宗教家の最も高尚な任務とし、教育を以て其の重要な一事業とした。學校は極めて小規

- 1 Jansenists
- 2 S. Cyran 1581-1643
- 3 Cornelius Jansen 1585-1638
- 4 Port Royalists

教育法



模で之を小學校と稱し、全校兒童數を二十名乃至二十五名、一教師の擔任兒童數を五六名に限り、特に個性に注意し、絶えず其の性行を監督した。教授は先づ國語を授けて後拉丁語に移り、凡て已知より未知に進む原則に従つて、愉快に學習せしめ、最も兒童の理解を尊んだ。訓練は訓戒を減じ、多く寛容し、且多く祈るといふ三原則に基づいて行はれた。□（後より古語）

ヤンセン派はエスイタ派の強い反抗を受け、早く禁止せられたため、活動期間僅に二十餘年に過ぎず、其の範圍は佛國の一小部に限られたが、教師には知名の士多く、教育上の學說に對する貢獻は却つてエスイタ派に勝つてゐる。

第四節 敬虔派——フランケ

敬虔派

敬虔派とは、新教が次第に形式主義に陥れるを慨き、

敬虔主義

\* Pietists

フランケ

- 1 Philipp Jacob Spener 1635-1705
- 2 August Hermann Francke 1663-1727

教育事業



敬虔心の養成によつて獨逸新教徒の精神生活を革新しようとする基督敎の一派で、シュペーネル始めて之を唱へ、ハルレ大學を中心として十七世紀から十八世紀の前半にかけて盛んに活動した。此の派を代表する最も有力な教育家は、アウグスト・ヘルマン・フランケである。

傳記 フランケは獨逸のリューベックに生まれた。幼より敬虔の念篤く、大學卒業の後ライプチヒ大學の教授となつたが、此の時シュペーネルに親炙し、其の感化を受けて熱心な敬虔主義者となつた。後ハルレ大學の教授となり同時に隣市の牧師を兼ね、死に至る迄三十六年ハルレ市に在つて、教育史上殆ど比類なき不朽の大事業を成した。

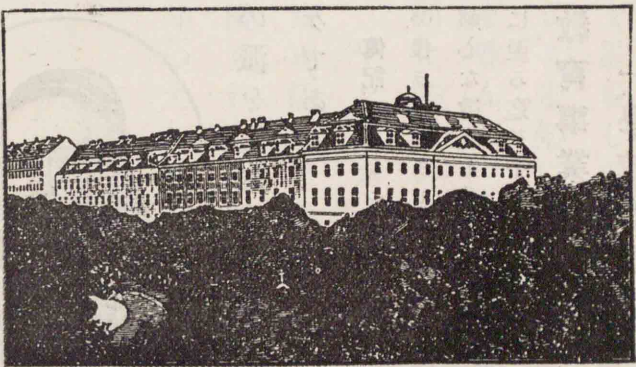
教育事業

一、學校の設立

氏はハルレに於て、多くの學校を創設したが、其の手始めは貧民學校であつた。初め、木曜日毎に老少の貧民を

院フ  
ランケ  
學

\*A. H. Niemeyer 1754-1828



えたといふ。後一時衰へたが、ニーマイエル改革を加へて復興し、

寺院の前に集めて麪包パンを施してゐたが、其の無知頑陋なさまを見

て深く同情し、精神上の糧をも與へんと志

した。偶門前に掲げた慈善函に少許の喜

捨金あるを見て大に喜び、之を資本として

大學の貧學生を雇ひ、僅少の報酬を與へて

一日二時間貧兒を教授せしめた。これが

貧民學校の起原で、又有名なフランケ學院

の濫觴である。其の後各種の學校を増設

し、歿する頃には學院内にペダゴギウム(貴

族の子弟教育所)拉丁學校(中學校)、市民學校

貧民學校、孤兒院及び其の他多くの附屬建

築物を有し、生徒の數大凡二千三百人を超

政府の補助を受け今尙存續してゐる。

二、教員の養成 氏は又、凡そ教員たる者は篤い敬虔心と潔白

な精神を有し、之と共に教育術に堪能であらねばならぬとして、其

の教育事業の盛なるにつれ、教員養成所を設け、教員希望者に教授

の練習を積ませ、卒業後、學院の教育に従事せしめた。之が獨逸に

於ける師範學校の起原である。

三、實科の尊重 氏は教育の目的を敬虔心の養成に置いたが、

之と共に實地生活に必要な實科を重んじ、近世語及び科學の教授

を奨励し、植物園、理科實驗室等を設備し、始めて實學主義を中等學

校にとり入れ、獨逸に於ける實科學校の基礎を定めた。

### 第五節 女子の教育—フェネロン

女子の教育は從來一般に顧みられなかつたが、フェネロンが「女子

傳記

\*Fénelon 1651-1715

フェネロン

女子教育論



教育論を出だすに及んで始めて世の注意を惹き、女子教育に一轉機を劃するに至つた。

傳記 \*フェネロンは佛國フェネロン城に生まれた。貴族であるが長じて僧籍に入り舊教の爲に活動し、傍ら貴族の子女を教育した。後選ばれてルイ十四世の王孫教育係となり、又カムブレーの大僧正となつた。其の著女子教育論は佛國で始めて教育を系統的に論述したものである。

教育説

女子は男子よりも弱い

ものであるから、益、教育の必要がある、之を教育し、母として又主婦としての義務を遂行し得る強き人たらしめねばならぬとは氏の教育説の基調である。氏は宗教心に富む良妻賢母の養成を以て女子教育の目的とし、特に勤勉、節儉、清潔等の諸徳を重んじ、多辯にして虚飾に流れ、流行を競ふ當時の弊風を極力排斥した。

十七世紀の小学校(當時の彫刻より)



教授は宗教の外、讀書、算術等を課し、趣味を高尙にする爲に音楽及び圖畫を、家政を整理する爲に家事に關する事項を授け、なるべく強迫を避け、愉快に遊びながら學ばしめよとて、遊戯的教授を奨励した。

第六節 初等教育の發達

初等教育は、新敎國たる獨逸に於て先づ其の萌芽を發した。即ち千五百五十年代から所々に小学校が設けられたが、千六百十九年ヴァイマルは始めて強制教育令を布いた。次いで千六百四十二年ゴータ侯エルン

第十七世紀ラサルの學校  
（十七世紀の彫刻家ホッスの彫刻より）  
教師の手にせるは課罰の具である。  
\*La Salle 1651-1719



ストはコメニウスの主義によつて新教育令を發布した。これ實に獨逸現今の小學制度の基礎とも稱すべきもので、就學の強制から教科課程、教授の方法に至る迄詳密に規定してある。

獨逸に次で、初等教育の發達したのは佛國である。佛國ではヤンセン派早く初等教育に注意したが、其の規模は極めて小さかつた。千六百八十四年舊教徒の僧**ラサル**は基督學校同胞と名づくる一團體を組織し、自己及び家族を支へる爲に終日労働しなければならぬ貧民の子弟に對する無月

パリに於けるラサルの學校（一六八八年）  
（セーマス二世及びバリエ大僧正の視察）



謝の教育を始め、是より次第に發達の機運に向つた。ラサルは又**教員養成**に力を注ぎ、千六百八十五年 فرانケに先だつて、師範學校を郷里ランスに開き、後パリにも之を設け、殊に巴里の師範學校には練習學校を附設した。之が世界に於ける**師範學校**の始である。次にラサルの事業として注目すべきは、始めて學級教授の方法を用ひたことである。從來の教授は凡て個人的に行はれ、兒童は一々教師の前に出でて學習する習はしであつたが、此の派では生徒を優、中、劣の三等に分け、等級毎に一齊教授を施し、教授の面**目**を一新した。

基督學校同胞團體は、其の後、徐

徐に勢力範囲を擴め、今尙活動をつゞけてゐる。佛國初等教育に於ける此の團體の位置は、之を中等教育に於けるエスイタ派に比べることができる。

佛國の僧デミア、千六百七十二年始めて師範學校をリヨンに起したとも云はれてゐる。フランクの師範學校は千六百九十六年の創設である。

### 第七章 第十八世紀の教育

#### 第一節 啓蒙思潮と教育

*啓蒙思潮の起因*  
第十六世紀以後擡頭し來つた自由討究の精神は、新哲學の組織科學上の新發見に刺戟せられて、次第に勢を得、第十七世紀の末葉から十八世紀に入つて最高潮に達した。此の時代に於ては、政治宗教、科學及び教育の各方面に互り、傳來の意見や信仰を否定し、教權を離れて、全く自由に考察し、合理的に諸般の改造を企てた。名

\* Demia

啓蒙時代の特色

• Enlightenment

づけて啓蒙運動といふ。啓蒙時代の主要な特色としてメッセルは左の諸項を挙げた。

#### 一、現世主義活動主義

中世の宗教主義、未來主義に反對して、現世に於ける生活に注意し、現世を苦とする宗教家の厭世觀に反對して、人間固有の能力を信じ、活動的世界觀を抱くに至つた。

#### 二、個人主義

一切の教權特に宗教上の教權から個人を解放し、個人としての價値を高唱した。

#### 三、合理主義主知主義

人の理性のみ眞あり價値あるものを認め得るとして、宗教上の奇蹟の如きは一切之を排斥した。従つて思考の能力を過信し、人間の進歩は、消極的には、あらゆる傳來の偏見及び迷信を洗ひ去り、故に又此の時代を一洗時代と言ふ。積極的には合理的に正しく思考するに基づくとした。啓蒙時代に起つた合理的神學(理神論)、社會契約説等は何れもかゝる主

感情に上へし、理屈はわかんない、我々の心で、ゆたたりとする。この様子は、認めなければ、行儀的、物言ひの事も、道理はあはれもさすす、す、す、す。

- 1. G. W. Leibnitz 1646-1716
- 2. F. Voltaire 1694-1778
- 3. Encyclopedists

知的傾向の所産である。  
 四、無歴史主義 過去の歴史を、歴史として尊重せず寧ろ歴史を無視し、過去よりも將來に着眼し、社會各般の事情を根本的に改造しようとした。  
 五、世界主義 人は凡て理性を有すとの見地から、貴族の特權を無視し階級の差別を撤し、國民の相違を多く眼中に置かず、個人主義であると共に世界主義となつた。  
 啓蒙思潮は歐洲全部に互る大運動で、英國では端をロックに發し、多くの理神論者を出だし、獨逸ではライプニッツを始め多くの哲學者之に屬する。併し、啓蒙運動の最高點に達したのは佛國で、ロックの影響を受けたヴォルテールを最大の代表者とし、所謂百科全書派亦之に屬する。ルソーは其の感情主義によつて主知主義に反對したが、個人主義、無歴史主義に於て啓蒙思潮を代表する。そして

教育に及ぼせる影響

\* Jean Jacques Rousseau 1212-1778

佛國の革命が、是等の人々により精神的に準備せられたことは、治く人の知る所である。

教育に於ては人は平等に理性を有すとの見地から、教育の能力を過度に信じ、教育萬能論、主知主義の結果、教授をば教育上最も重要な作用と認め、且自然科学を尊重して實利的傾向に馳せた。其の他、知識を一般に擴め、公衆の蒙を啓く(啓蒙主義の名此に由來する)爲に、國語を尊重し、國語による平明の敘述を旨とするに至つたことも、當時の一大傾向として、見逃がすことは出來ない。啓蒙時代の代表的教育學者はルソー及び汎愛派に屬する人々である。

### 第二節 啓蒙時代の教育家

#### 一、ルソー

傳記 ジャン・ジャク、ルソーは瑞西のジネーブに生まれた。父は貧しい時計師であ

傳記

つた。生後直に母を失ひ、教育に無頓着な父の手に養はれたから、其の生活極めて不規律で、幼時より小説を耽讀し、生來の多感性を益、助長した。後父に別れ、諸方を流浪し、極めて放縱な生活をした。けれども非常な勉強家で最も讀書と音楽とを好み、又頗る文才に長じた。自ら言ふには「自分は何事も知らないが、能く凡ての事物を感得する」と。千七百四十九年、ディジョン大學の懸賞論文に應じて一等を得、忽ち名聲を擧げた。後想を



練ること十有餘年、千七百六十二年「民約論」を著して政治上の革命を促し、同年又教育小説「エミール」を出版して教育界に新生命を吹き込んだ。けれども此の書はエスタタ派の宗教思想に反對した爲に種々の迫害を受け、瑞西及び英國に逃匿し、其の間に懺悔録を著した。後許されて歸國し、千七百七十八年巴里近郊の客舎に歿した。

教育の原理

教育説

一、エミールの教育主義 教育小説「エミール」は、教育の理法を系統的に述べたものでない。又、其の凡てが必ずしもルソーの

獨創でもない。特にロッキの影響を多分に受けてゐる。併し彼の鋭利な筆鋒、非凡な着眼は教育各般の問題を見透さねば止まない観がある。「彼の口から出ると、何事も新しく聞こえる。」(メッセル)。大哲カントすら「エミール」に讀み耽つて、其の日課を怠つたと言はれてゐる。

個人の自由と「自然に返ること、即ち自由と自然」とはルソーの教育を貫ぬく根本思想である。自由の高唱と現在の文化への反感は啓蒙時代の一般思潮であるが、ルソーは他の人々より一層極端に當時の貴族的文化を詛ひ、極力自然への復歸を説いた。「萬物造物主の手から出るときは善であるが、人の手に渡つて悉く墮落する。」とはエミール開卷第一の語である。だから教育の要は、なるべく現代文化の悪影響より遠ざけ、自然の性情の自然の發達を遂げしむるにある。決して、人爲的に、自然の發達を早めやうとしたり、

自然主義、消極教育

一般的陶冶

兒童の權利  
(見るべき地位)

妨げたりしてはならぬ消極教育。  
 ルソーは教育の目的は社會の一員即ち公民を養成するのでは  
 なくて、完全な個人即ち自然人を作るにある。又萬人に共通な職業  
 は完全な人となることであるから、兒童は先づ「人」に迄教育せられ  
 ねばならぬと説いて、公民への教育、特殊の職業への教育を排して、  
 一般的陶冶を主張した。彼は又始めて、兒童に兒童としての權利  
 を認めた。兒童期は兒童期として夫れ自身價値を有する。夫れ  
 は成人期への方便でも準備でもない。従つて教育は兒童の自然  
 に従ひ、其の内部的發展に順應し、各時期を、夫れ夫れ意義あり幸福  
 なる者とせねばならぬ。兒童の自然性をあつげしめしめらねとつた。  
 以上は「エミール」に現れた教育上の根本原理とも見るべきであ  
 るが、更に順序を逐うて、各時期の教育について、其の梗概を左に摘  
 記し、所謂自然に従ふ教育の如何なるものなるかを瞥見する事と

エミールの梗概

鍛鍊主義

する。

一、エミールの梗概 「エミール」は、一孤兒エミールの出生から  
 結婚に至る迄、一家庭教師によつて教育せられた徑路を描いたも  
 ので、五篇に分かれてゐる。

第一篇は教育の總論及び幼兒の教育法として體育を論じて  
 ゐる。凡て幼兒の教育は全く兒童の自由に任せ、其の自然的活動  
 を妨げぬやうにし、帽子や襪襪などで身體を束縛してはならぬ。  
 病氣に罹つても醫藥を與へず、平生跣足で、毎日冷水に浴し、寒暑飢  
 渴に慣らすがい。玩具なども質素な簡單なものを與へれば足  
 りる。又母が子に乳を與ふるは自然である、決して乳母などに委  
 ねてはならぬ。母子の愛は相互的で、母の愛なければ子の情なく、  
 従つて家庭の樂もないこと、ならざるを得ぬ。

第二篇は兒童が談話し得る時期から、十二歳に至る教育で、體



直觀主義

育の外に言語の收得と五官の練習を以て其の目的とする。此の兩者は常に並行すべきで、兒童は自ら事物を経験して直觀的に學習しつゝ、言語を收得すべく、讀書は凡て之を禁ずる。エミールの談話は單純であるが明瞭であり、思想は豊富でないが確實である。兒童を自由に放任することは、第一期と同様で、命令、從順義務等の語は兒童の辭書から抹殺せらるべきである。十六歳迄は道德的概念を與へてはならぬ。「かくすべきである」と理由を説き聞かしてはならぬ。唯さうしなければならぬやうに仕向けければ宜しい。賞罰も凡て自然に一任し、行爲自然の結果に鑑みて、自ら非行を改めるやうに導くべきである。此の時期では、野蠻人のやうに、強くて敏捷な身體を作ること、特に注意せねばならぬ。

功利主義

第三篇は十二歳から十五歳に至る知育の時期である。ルソ

發見主義

ハレドクイセ  
モニテスコイセ

道德教育及び宗教教育

ての職業に必要な手工を重んじた。教授の方法は、凡て、兒童の立場から之を決定し、兒童の好奇心を利用し、事實の觀察及び經驗に基づき、十分理解した後、始めて之を言語に發表せしめる。學習は容易ならしめるよりも、寧ろ困難にして、兒童が自ら努力して學ぶやうに導き、教ふべきでなく、自ら發見せしむべきである。文字よりも事物、書籍よりも大自然について學ぶべきであるから、書籍は之を與へない。たかだか「ロビンソン漂流記」一冊あれば足りる。

第四篇は十六歳から結婚に至る迄の教育で、道德教育及び宗教教育を論じてゐる。エミールは、今や社會に入る準備として自己を知り、自己と他人との關係を知り、社會の眞相を辨へねばならぬ。併し、現代の社會は假面の社會である、學ぶべき何物もない。従つて、エミールは、毫も事實を枉げてゐない。「アルタルコス英雄傳」を讀み、歴史の研究によつて、人性の自然を悟り、社會の害惡を憐み、

趣味の教育

女子教育

其の缺陷に同情を寄せるやうにならねばならぬ。宗教は十八歳で始めて之を學ぶ。又古語の學習劇場の觀覽等によつて、其の趣味を養成し、二十五歳に至つて教育完成し、理想の妻ソフイーを娶る。

**第五篇** はエミールの妻ソフイーの教育法を説いてゐる。凡て女子は男子を樂ませるのが其の天職である。従つて、其の教育は、從順謙讓の美德を養ひ、音樂及び一切の女功を學んで、能く夫を悦ばせ、子女を養育し、老人を看護して、巧みに一家を整理し得る良妻を作るを以て目的とせねばならぬ。

**二、要約** ルソーは教育改良家といふよりも寧ろ革命家である。其の教育説は根本思想をロツクに承け、更に新生命を與へたものである。其の所説中には、(一)極端な個人主義を主張して、社會、國家を無視したこと、(二)自然を偏重して一切の開化事業を度外視した

要約

こと、(三)自然の性情を其の儘凡て善であるとしたこと等首肯し難い點が多々あるが、同時に又甚だ有益な暗示に富み、十九世紀以後に於ける教育的改良は、凡て「エミール」に豫言せられたかの感がある。其の中特に顯著な事項を左に掲げる。

- 一、教育は自然性の内部的發展であるとし、徒らに傳説及び習慣を兒童に強ひ、外部的陶冶を施さうとするものに極力反對したること。
- 二、従つて知育を以て、既成の知識を受け容れる作用とせず、内自ら進んで之を發見すべきものとしたこと。此の點は直觀主義よりも更に一步を進めて、現今高唱せられる自己活動の原理に近づいた者である。
- 三、教育は未來の生活の準備ではなくて、生活其のものである。従つて教育の目的や方法は兒童の立場から決定せられねば

ならぬとせる教育説は、ルソーが始めて力説した所である。  
四、手工的作業の教育的價値を認めたこと。

「エミール」は當時佛國では迫害を受け、英國でもあまり顧みられなかつたが、獨逸の汎愛派によつて始めて實地の教育に應用せられ、ペスタロチ、フレーベルを始め、十九世紀以後の教育家に大なる影響を及ぼした。最近エレン、ケイ女史等によつて唱導せられた自由教育の如きも、其の一面は、氏の意見の現代に於ける復活である。

「天性を害ふか、社會を破壊するか、人を造るか、公民を養成するか、二者其の一を選ばねばならぬ。我々は同時に此の二者を成すことを得ない。」

「祖國市民の二語は現代の國語より抹殺すべきである。」

「現在を以て不確實なる未來の犠牲となし、兒童の恐くは享樂し謂ない將來の假裝的幸福の準備として、兒童を束縛し且之を苦しむるが如きは野蠻な教育法ではないか。」  
「余が積極的教育と呼ぶ所のものは、兒童の精神を其の發達の時期に先だつて教育し、

- 1. Philanthropists
- 2. Johann Bernhard Basedow 1723-1790

大人に屬する義務を兒童に授けようとする教育で、消極的教育とは知識收得の機關を完全ならしめ、感官を練習して理性の活動を準備する教育である……消極的教育は徳をば教へないが惡を防ぎ、眞を授けないが偽より保護し、將來兒童が一定の時期に達したとき眞理を喜び、道徳を愛し得るに至る道を開く教育である。」

「感覺をば精神活動の指導者たらしめよ、大自然の外に書籍なく、事物の外に教授あることない。讀書する兒童は單に讀むのみで思考するを得ない。」

「罰を罰として課してはならぬ。罰は惡行の自然の結果として起らねばならぬ。」  
「少年に對する教訓は言語に於てするよりも、行爲によりて與へられねばならぬ。經驗によりて學習しないものを、書籍によりて學ばしめてはならぬ。これは幾回繰返すも尙飽くことを知らない原則である。」

「十五歳に至る迄エミールは靈魂の存在を知らない。十八歳尙恐くは之を知らしめる時期ではあるまい。蓋し早く之を學ばしめると、決して之を知り得ないといふ危険に陥ることがあるからである。」

### 二、汎愛派——バゼドウ

最も能く啓蒙時代の精神を代表し、ルソーの意見を實地教育に應用した一派を汎愛派<sup>1</sup>とよび、ヨハン、ベルンハルト、バゼドウ之

を創めた。



J. C. Kaspari

傳記

バセドウと  
自著

\*Philanthropine

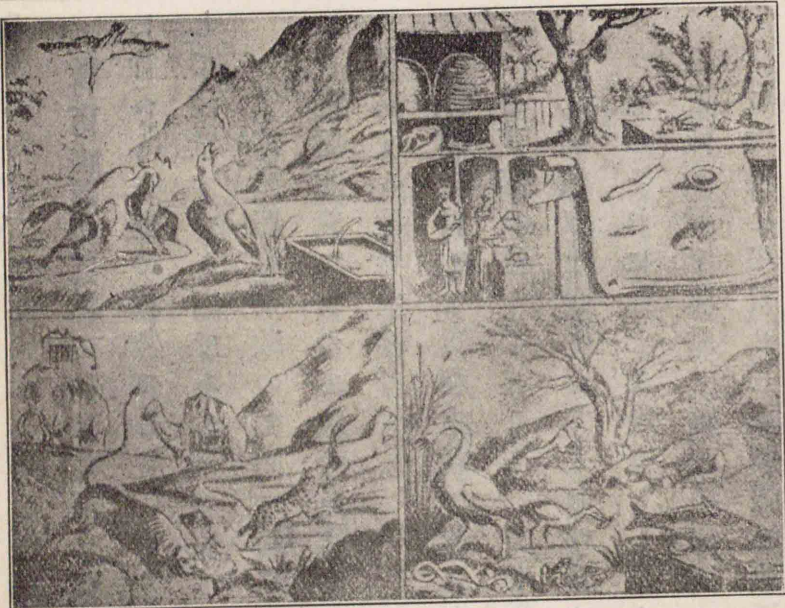
公にした。又コメニウスに倣つて銅版の挿畫を入れた[初歩讀本四冊千七百七十年]以後を出版した。後デッサウ侯レオポルトの教育顧問に聘せられ千七百七十四年侯の補助の下に汎愛院と名づくる一の模範學校を立て六歳から十八歳までの兒童を入れ始めて汎愛主義によつて教育を施したが其の方法が卓抜であり且多くの良教師を得た爲に忽ち全歐洲の注意を惹くに至つた。けれども氏は理財の才に乏しく剩へ教員との和合に缺くる所あり數年の後全く學校との關係を絶ち千七百九十年マクデブルグに歿した。

バセドウはあまりに名譽を重んじすぎた。バセドウは人格が大いである。人格の相異するバセドウとカスパーの生涯を比べると。

1. J. H. Campe 1746-1818
2. F. Eberhard v. Rochow 1734-1805
3. C. G. Salzmann 1744-1811
4. E. C. Trapp 1745-1818

初歩讀本第八圖  
動物界

\*主要なもの  
「蟹の書」邦譯「我子の  
「惡德」邦譯「我子の  
「コンラート、キ  
「フエル」邦譯「我子の  
「美徳」邦譯「我子の  
「蟻の書」邦譯「我子の  
「教師」邦譯「我子の



バセドウの後繼者には、<sup>1</sup>カンペ、<sup>2</sup>ロヒウを始め、多くの教育家があつたが、就中實際家としてはザルツマン、理論家としては<sup>4</sup>トラップ最も著れた。

ザルツマンは獨逸のゾエメルダに生れた。始め牧師となつたが、千七百八十一年以後デッサウの學校に教師となり、同八十四年自らシュネッペンタールに學校を開き、終生同校の教育に従事した。其の教育法の特色は家族組織であつて、職員生徒を凡て一大家族と見做し、校長は同時に父ザルツマンと呼ばれ、考へよ、寛容なれ行へよを教育の三大方針と定め、師弟の情誼甚だ厚かつた。又教育に關する著述頗る多く、我が國にも廣く行はれた。シュネッペンタールの學校は今尙存續し、ザルツマンの子孫相繼いで、校

教育の風を深めるが第一と、書キておいたもの。

汎愛派の教育説

長となつてゐる。

教育説 汎愛派の教育の根本原則は、ルソーの自然主義で、自然に従へとは其の標語である。尙左の諸項は、特に此の派の事業として注意すべき點である。

一、貧富の懸隔、宗教の異同に關係なく、博愛の精神に基づき、四海同胞主義によつて教育を施したること。汎愛派の名は是に由来する(世界主義)。

二、教育の目的を實利主義に置き、實地生活に必要な近世語、實科、手工等を重んじたこと。カンペ曰く、馬鈴薯の栽培を始め、又は紡績車を發明した人の功績は、イリアッド及びオデッセイの著者のそれに比して優るとも劣らない。(實利主義)。

三、直觀教授を奨励し、實科の教授に主力を注ぎ、且なるべく自由に愉快に學習せしめ、遊戯的教授を極端に實行したること。

四、特に體育に注意し、體操と共に遊戯、遠足等を奨励したること。

獨逸體操の祖とも稱すべきグーツ、ムーツはシユネッペンタールの學校に教師であつた。

五、語學の教授を改良し、文法から教へる從來の方法を廢し、會話法を採つたこと。

六、訓練は模範による感化を重んじ、且體罰に反對し、從來の苛酷なる訓練法を改めたこと。

七、席次、賞牌等種々の表彰法を設けて、兒童の名譽心を刺戟したること。

八、ロヒウ、カムベ等は特に少年の讀物に注意し、幾多の良好な少年文學書を編したること。

汎愛主義は獨逸以外では最も廣く瑞西に行はれ、十八世紀に於ける教育改良運動の中心となり、其の教育法はカント、ゲーテを始

\*Guts Muths 1759-1839

ガルトムツの教育法  
があらわす  
ルソーは其を見せしめ

遊戯的活動を要し、  
自己活動の  
力を活用し、  
心身共に  
成長する。

め多くの學者を驚嘆せしめた。けれども、つとめて自然的ならうとする餘り、遊戯と學習とを混同し、學習による意志の陶冶を輕んじたのは其の一大缺點で、ヘルデルは當時已に此の點に着眼して痛撃を加へてゐる。

### 三、カント

傳記 近世に於ける最大の哲學者イムマヌエル・カントは獨逸のケーニヒスベルヒに生まれた。鞍匠の子である。幼時家庭で嚴肅な敬虔主義の感化を受け、十六歳郷里の大學に入り、夙に讀書思索を以て顯れた。大學卒業の後、九箇年間家庭教師となり、傍ら勉學をつゞけ、千七百五十五年ケーニヒスベルヒ大學の私教授に擧げられ、次いで正教授に進み、千七百九十七年に至る迄四十二年間、一日の如く其の職に盡くした。氏は終生娶らず、又旅行を好まなかつたから、常に一室に籠つて思索に耽るを無上の樂とした。生來蒲柳の質であつたが、極めて規則正しい生活をしたため、能く八十歳の長壽



Kant

カントと自署

\*Immanuel Kant 1724-1804

感嘆を覚悟して、  
カントの思想に畏れ  
の念を覚悟して、

啓蒙主義と新人文主義とを  
混同し、  
カントである

を保つことを得た。其の著作に成る「純粹理性批判」「實踐理性批判」及び「判斷力批判」は共に哲學上不朽の生命を有し、今尙哲學界を支配してゐる。氏の教育意見は「教育論」を通じて窺ふことができる。

### 教育説

カントは悟性の力を信じ、傳説及び教權より個人を解放しようとして力めた點に於て、啓蒙思潮に屬するが、併し、悟性を以て人間最高の本質とせず、人間最高の本質は道德的意志であるとして、主知主義を排せること、道德の目的は幸福でない、徳は幸福への方便でなく、自己目的である、無條件的に追求すべきであるとして、幸福説を排したこと等の諸點に於て啓蒙思潮を超越してゐる。

一、教育の目的及び可能 人の諸性能を發展し、人類種族として達し得べき完全の善を實現するに至らしめるのが教育究竟の理想である。人は他の動物の如く、本能の指導によりてのみ生

活することが出来ない。即ち人は教育を要する唯一の動物である。人を助けて善を爲さしめるのが教育であるから、教育は人に課せられた最高至難の仕事である。曰く「人は教育によりてのみ人となる事が出来る、人は教育の作つたものに外ならない」と。即ちカントは啓蒙時代の學者と等しく教育の力を過信してゐた。

二、教育の作用 教育の作用は養育、知育及び德育に三區分せられる。

養育の第一原理はルソーと等しく消極主義で、なるべく自然に従ひ、人爲的方法を用ひてはならない。又特に遊戯に注意して兒童の力を自由に働かせ、其の活動を善導すべきである。知育は強迫に失しても、又遊戯的に馳せても共に不可である。教授上では、特に形式陶冶を重んじ、ソクラテス問答法を巧みに利用すべきである。

德育は教育の中心で、理性の命ずる所に従ひ、義務の爲に義務を行ふに至らしむるを目的とし、兒童の教育にては、特に(一)従順(二)誠實(三)親愛の諸徳に注意すべきである。カントは宗教を離れた道徳教育の可能を信じ、又之を必要とし、之が爲に「道徳問答」を利用すべく、道徳の教授は愉快な氣分で之を行ひ、兒童をして、善に對し快感を起すに至らしめねばならぬとした。宗教教育は道徳教育の後に來るべきで、夫れは、ルソーと等しく、青年期に於て始むべきであるとした。

三、要約 カントの教育説は、半ばはルソー及び汎愛派の啓蒙思潮に一致し、半ばは其の嚴肅な道徳説に由來してゐる。特に道徳の本質を明らかにし、功利主義に反抗して、道徳の自律を高唱した點は、後の教育説、特にヘルバルト、フイヒテ等に大なる影響を及ぼした。

### 第三節 普通教育及び特殊教育の發達

普通教育の搖籃が獨逸であることは已に之を説いたが、更に十

第十八世紀に於ける獨逸の學校  
(メッテンライ  
テルの彫刻よ  
リ)  
フレデリキ大王  
と教育



八世紀に入り、一段の發達をなした。即ちフロイセンでは千七百三十六年、フレデリキ、ウイレルム一世は普通學校令を發布して五歳から十三歳迄を學齡と定めた。其の子フレデリキ大王は啓蒙運動の有力なる同情者であると共に、又頗る教育に熱心で、自ら教育意見をも發表し、啓蒙思想に基づいて初等、中等、高等の各

- 1. J. J. Hecker 1707-1768
- 2. J. I. v. Felbiger 1724-1788

方面の教育改善に努め、中にも普通教育は其の最も力を注いだところであつた。是より先、フランケの弟子<sup>1</sup>ヘツケルは千七百四十七年伯林に實科學校を開き、且師範學校をも附設したが、大王は之に保護を加へ、各地の學校は教師を是に仰ぐべき旨を達した。又七年戦争の終ると共に千七百六十三年、ヘツケルに起草せしめた地方學事通則を發布し、就學義務を五歳から十四歳に至る期間として、フロイセン小學校の基礎を定め、國民教育によつて、國家及び一般人民の眞の幸福を増進しようと圖つた。

フレデリキ大王の小學校令と相竝んで著名なるは、奧國女王マリヤ、テレサの發布したものである。この法令は千七百七十四年「男女の教育は國民の眞の幸福の基礎である」といふ趣旨の下にヘツケルに親炙した<sup>2</sup>フェルビゲルに起草せしめたもので、現時の奧國學制の基礎となつてゐる。



特殊教育の發達

- 1. Valentin Haüy 1745-1822
- 2. Abbé de L' Épée 1712-1789
- 3. Samuel Heinicke 1727-1790

盲啞教育の起原  
 視話法による  
 聾啞教育  
 (右方の教師は  
 米國の教師は  
 ツの祖カロー  
 トである)



以上の二法令は實に各國小學校令の母法とも稱すべきで、間接に我が小學校令にも影響してゐる。

ル、ハイニツケがライフチヒに聾啞學校を起し、發音法を用ひてから大に發達した。世にレペーの方法を佛蘭西式、ハイニツケの方法

盲啞に對する特殊教育も亦十八世紀に於て漸く發達した。盲人の教育は佛人ヴァランタン、アウイーが、一盲人の助を得て千七百八十四年訓盲院を巴里に起し、凸字を用ひて教授したのが起原である。聾啞の學校は佛人アペード、レペーが千七百六十一年私費を以て巴里に聾啞學校を起し、視話法によつて教授したのが嚆矢ある。後千七百七十八年獨人ザムエ

を獨逸式と呼ぶ。

第四節 啓蒙思潮への反動—新人文主義

啓蒙運動はフレデリキ大王の保護により一時全盛に達したが、十八世紀の八十年代より次第に勢力を失ひ、其の反動として起つた新人文主義次第に勢を得終に之に代るに至つた。新人文主義は獨逸ゲッテンゲン大學に源を發し、同大學教授ゲスネルは其の最初の代表者である、啓蒙思潮と新人文主義とは左の二點に於て著しき對照を示してゐる。

一、啓蒙思潮は合理的、機械的であるが、新人文主義は直覺的、有機的である。啓蒙思潮は一切を合理的に説明し、有機體をば一の精巧な機械に過ぎないとし、精神生活をも合理的に理解し得るものとし、藝術すら一定の法則に従つて構成せられるとした。然るに

知識のみを満足しない  
 心に新しい主義を生かす

新人文主義と啓蒙思潮

- 1. Neo-humanism
- 2. J. M. Gesner 1691-1761

直覺的有機的

新人文主義では、有機體の如きは内部より發展するもので、機械的には説明せられない、又藝術、宗教の如き精神的文化は天才の直覺に基づく、自由な創作であるとする。従つて啓蒙思潮は歴史を無視するが、新人文主義は精神生活の歴史的發展に着眼し、歴史の哲學的考察は新人文主義の學者(特にヘルダー)によつて其の基礎を置かれた。

二、啓蒙思潮は人生評價の最高標準を功利に置き、何の爲になるかといふ問がいつでも先に立つ。ロックはかゝる見地から「兒童の詩的傾向は進めるよりも寧ろ抑壓すべきである。」とすら言つた。然るに新人文主義は極力功利的見地に反對し、夫れ自身價值あるものを尊び、哲學、藝術、宗教等に於ける精神の自由な活動は、夫れ自身最高の價值を有すると主張した。

新人文主義と教育

かゝる見地の對立は、教育上にも亦大なる見解の相違を將來し、

た。ルソーは機械的な人爲的な教育法に反對して、素質の、内部よりの有機的發展を教育の理想とし、主知主義に反對して、感情の直覺を重んじ、カントは善き意志は夫れ自身目的である、善意志は何者もの方便でなく、夫れ自身價值を有すとし、共に啓蒙思潮を超越した。然るに、新人文主義は更に一步を進め、教育の理想は、啓蒙教育家の説く如く、功利でない、夫れは、人の凡ての素質を完全に發達せしめ、純粹に完全な、自己目的としての人を作るにあらんとした。即ち心身諸能力の調和的發展は新人文主義の教育理想である。そして、此の派は、かゝる調和的な、完全な、まことの人の理想は希臘に於て(例へばペリクレス、ソフォクレス、プラトンの如き人格に於て實現せられてゐると見、範を希臘に取り、之によつて、教育を根本的に改造しよう)と企てた。併し、新人文主義は十六世紀の人文主義の如く、唯、古代を模倣するに止らず、之を利用して、十八世紀の國

- 1. J. G. Herder 1744-1803
- 2. W. v. Humboldt 1767-1835
- 3. F. A. Wolf 1759-1824

民を希臘的に陶冶しようと力め、従つて、人文主義が拉丁を重んじ  
 たに反し、希臘に傾倒した。新人文主義の教育學者中、特に著名な  
 るは、<sup>1</sup>ヘルデル、<sup>2</sup>フンボルト、<sup>3</sup>ヴォルフ等である。  
キルヤフ人、ドイツの古典、大層な夜も、は、是れ等々に感化を及ぼした。

ヘルデル はケーニヒスベルヒ在學中、カントの勧めによりルソーの「エミール」を讀  
 みて大なる刺激を受け、カントとルソーを介して、人性の尊嚴を意識し、熱心な人文主  
 義者となつた。教科の中では、古典と聖書と歴史特に文化史を尊重し、外國語の教授  
 は自國語と等しく耳より耳に入るべく、文法より入るべからずとした。彼は又啓蒙  
 時代の世界主義に反對し、凡ての國民は夫れ夫れ特質を有する。國民は、言はば、大な  
 る個人であつて、國語、文學、道德、藝術、宗教等一として國民性を宿さないものはない。  
 だから、他國の文化を徒らに取り入れるのは、他人の肉を自分に附けたやうなもので、  
 百の害あつて一の益もない。唯、一つの例外は希臘で、希臘では人性が最も完全に(他  
 國の如く特殊的な表現ではなく)表現せられてゐるから、希臘を學ぶことによつて我  
 我は、まことの人性に對し眼を開くことが出來ると説いた。

新人文主義も主要な傾向の一つである

心理的傾向

## 第八章 第十九世紀の教育

### 第一節 第十九世紀に於ける主要なる傾向

#### 一、心理的傾向

ルソーの自然主義は教育界に一大革新を來したが、其の主張は主として外部の悪影響に反抗し、自然の性情を保護する方面を重んじ、消極的であつた。更に之を發展して積極的ならしめ、精密に兒童の精神状態を研究し、心理的法則に従つて、其の發達を助長する方案を定めたのは、十九世紀の教育家ペスタロチ、フレイベル、ヘルバルト等であつて之を心理的傾向と名づける。其の始めは、單に經驗的に兒童の精神状態を觀察し、之に基づいて教育の方法を樹つるに過ぎなかつたが、ヘルバルト以後、次第に科學的心理學に其の根據を置くに至つた。此の傾向は今後心理學の研究に伴なうて尙益發達すべきものである。

科學的傾向

二、**科學的傾向** 十九世紀に於て、自然科學は未曾有の大發達を遂げ、延いて教育上に至大の影響を及ぼした。即ち十六世紀以後科學の進歩に伴なうて徐々に發展し來り、ルソー及び汎愛派によつて更に高潮せられた**實利主義**、**直觀主義**は、十九世紀に入つて教育上の一大勢力となり、一方に於て、**自然科學**は教科課程中、主要な位置を占むると共に、他方に於て、**經驗的**、**歸納的**、**直觀的方法**は教授の最高原則と認められ、**人文主義**は次第に其の位地を**實學主義**に譲らねばならぬやうになつた。十九世紀の教育家中、特に此の方面を代表する者は英國の**スペンサー**である。

國家的傾向

三、**社會的國家的傾向** 從來の教育は多く個人主義であつたが、佛國革命及び**ナポレオン一世**の雄圖は、歐洲人の國家意識に一大變動を起し、教育に於ても、**意志強固**にして、**團體的**、**犧牲的精神**に富む人物を養成する必要を痛切に感じ、教育は茲に一轉して**國家**

**主義**となる機運を開いた。彼の**フイヒテ**が敵軍監視の下にありながら、有名なる「獨逸國民に告ぐ」といふ大演説を敢行して、**國家主義**の教育を鼓吹した如きは最も能く此の傾向を代表した者である。斯くて各國の君主は何れも國家の運命が普通教育に係ると頗る大なるを認め、競うて**強制教育**の制を布くに至つた。

第二節 第十九世紀の教育家

一、ペスタロチ

傳記

傳記 貧民の救主ヨハン、ハインリヒ、ペスタロチは瑞西のチューリッヒ市に生まれた。

父は醫師で母は奥國一將軍の姪である。六歳の時父を失ひ、慈愛深い母と、忠實な家婢バベリと共に教育せられたが、其の教育法の女子的であつたためか幼時より感情的で剛健の氣風を缺いてゐたといはれてゐる。九歳の時から、毎年近郊に牧師をしてゐる祖父を訪ひ、數ヶ月滞在する例であつたが、此の間に著しく敬虔博愛な祖父の感化を受け、早くから貧民に同情を寄せるやうになつた。小學校時代は學科の嗜好偏し、成績悪し

\*Johann Heinrich Pestalozzi 1746-1827

有るに對する同情と親交によりて其の心をなやませしむるに努むる。先づ其の心をなやませしむるに努むる。後拉丁學校を経てカレヂに入學し、詩人として知られたホードメル教授の感化を受け、同教授の組織せる一團體に加入した。此の團體は、もと農民の保護を目的とし、共和的思想を帯びてゐたため、政府に忌まれ、氏も一時逮捕せられたが、やがて放免せられた。

ペスタロチと自署

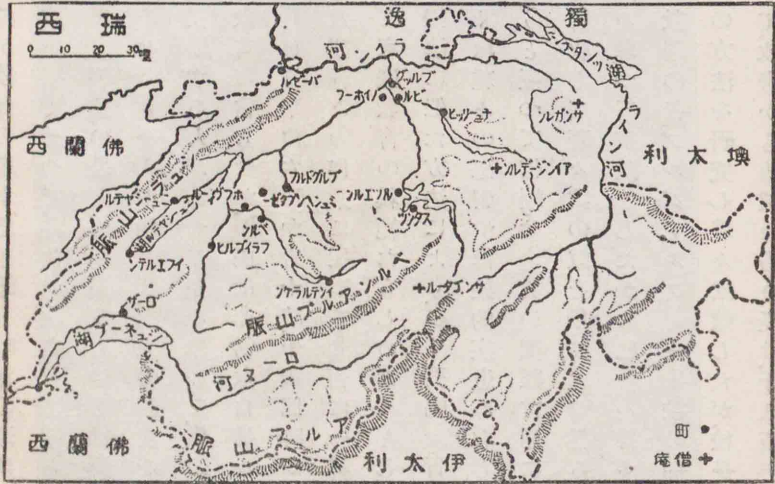


Pestalozzi

七年一商人から資金を借り、ビル村の近傍に土地を購ひ、ノイホーフと命名して農業を始めた。千七百六十九年チューリッヒの一富豪シユルテッス家の女アンナを娶つた。新夫人は温良で高潔、爾後四十六年間、困厄の裡にも形影相伴なひ、氏の大事業を成さしめ、内助の功は甚だ大なるものがある。ノイホーフの農業は、氣候の不順と、經濟的手腕の缺乏とで全く失敗に歸し、一時、非常

ノイホーフ

ペスタロチ教育地圖



の困難に陥つたが、意氣沮喪せず、更に志望を新にして、農場に一の貧民學校を設け、ノイホーフを以て、農業と教育事業との中心たらしめようと志した。千七百七十五年始めて茲に學校を開き、五十人の貧兒を收容した。氏は是等の兒童を使つて、夏は野外で勞働させ、冬は紡績に従事させ、傍ら初歩の教育を授けたが、此の計畫も亦失敗に終り、千七百八十年困厄の中に學校を閉鎖した。

其の後十八年間は、ノイホーフに於ける經驗を基礎として、専ら教育上の著述に従事し、千七百八十年、始めて『隱者の夕暮』を出し、職業教育に先だち、其の基礎として、一般的陶冶を施すべきを唱へ、次いで千七百八十一年有名な教育小説『リンハルト及びゲルトルト』第一巻を出版した。此の書は、下層人民の爲に書かれたもので、ゲルトルトを主人公と

スタンツ

し、氏が教育の根本思想即ち教育の源泉は家庭にある、家庭教育、学校教育及び共和政府の新組織によつて、社會を改良しようといふ意見を潤色したもので、ヂーステルヴェヒは氏の著書中最も價值あるものと推獎した。

千七百九十八年瑞西は從來の制度を破壊して共和政府を立てたが、政府の上官中、氏に同情する人があつて、氏を擧げて當時兵燹の慘害最も甚だしかつたスタンツ市の孤兒教育に當らせた。氏は非常な自信を以て之に赴き、舊教の一寺院に八十の孤兒を收容し、毎日午前六時から十時、午後四時から八時に至る間、教授をなし、其の他は菜圃の耕作及び種々の作業に従事させ、僅に一婢の助を受ける外、凡て獨力事に當り、スタンツを以て家庭教育の模範たらしめようとした。教授はベルランカスターの主張せる相互教授法に似た方法により、多く齊唱を行ひ、直觀教授を重んじた。然るに此の孤兒等は多くは種々の惡習や傳染的疾患を有し、剩へ新政府に反對の人々は、氏を政府の間諜だらうと疑つて信賴せず、其の困難言語に絶したが、至純な愛情と犠牲的な精神とは凡てを醇化して著々其の效を擧げた。然るに僅か五ヶ月で佛兵再びスタンツに來り、孤兒院を奪つて病院としたから、已むを得ず學舎を閉ぢてスタンツを去つた。

ブルグドルフ

數週の後、ブルグドルフの一學校の補助教師となり、スタンツの經驗に基づき、専ら教授の方法を研究し、着々成效したが、校長に妬まれて職を退き、當時知名の一教師と協力して政府から舊城を借り受け、千八百年、城中に一私立學校を起した。此の學校は世の



(シテルエフイ) 碑念記チロタスハ

好評を得て、氏の名聲漸く高く、校運日々に盛になつた。ゲルト・ルート・兒子教育法（千八  
年出）は、此の地の經驗に基づいて書かれたものである。

ミュンヘンブク  
ゼー  
イフェルテン

間もなく政府はブルグドルフ舊城を政府の一長官の官宅にあて、更にミュンヘンブク  
ゼーの一僧庵を貸し與へたが、學校管理の方法について不満を感じてゐた折柄、イフェ  
ルテン（イヴェルダン）市から招かれたので、千八百五年、數名の教師を率ゐて同市に赴いた。  
當時教育家としての氏の技倆は圓熟の域に達し、其の管理するイフェルテンの學校は  
忽ち隆盛に赴き、諸國の貴族學者、教育家等踵を接して來觀し、新教育の聲全歐洲を動か  
した。けれども、多數の參觀人は甚だしく職員を忙殺し、各國から集まつた生徒の國語  
の不統一は著しく教授を困難ならしめたのみか、職員間にも軋轢を生じ、校運次第に衰  
へた。千八百十五年ベスタロチ夫人逝くと、共に職員間の軋轢は遂に爆發して收容す  
べくもなく、同二十五年失望の中にイフェルテンの學校を閉ぢて、ノイホーフに退隱し  
た。時に年七十九。其の後餘生を文筆に託して、二三教育に關する著述を公にしたが、  
千八百二十七年ブルグに病歿した。ノイホーフの近傍ビルの一寺院に葬つたが、千  
八百四十六年、一百年祭に際し、更にビルの新築學校の門前に改葬し、壯大な墓表を建て、  
次ぎの碑銘を刻んだ。

「茲にハインリヒ・ベスタロチ眠る。千七百四十六年一月十二日チューリッヒに生まれ、千  
八百二十七年二月十七日ブルグに逝く。ノイホーフに於ける貧民の救助者、リーン

ハルト及びゲルトルートに於ける國民の宣教師、スタンツに於ける孤兒の父、ブルグドルフ及びミューンヘンブクゼーに於ける新國民學校の創設者、イフエルテンに於ける人類の教育者、眞の人の眞の基督教徒眞の市民として、凡て人の爲に計り、毫も己を顧みず、彼の名に祝福あれ。」

### 教育説

一、教育の本質及び目的 ペスタロチは、ルソーと等しく、兒童は本來發展すべき素質を有する、此の素質を助けて發展せしむるが教育であるとした。教育は園藝に比較せられる。園藝家は植物を培養して花を開き實を結ばしめるが、併し花や實の本來の性質を如何ともする事は出来ない。花や實は植物其の者の本質の中に始めから存在する。園藝家は植ゑ且つ培ふが、發展の力は神の與へたものである。即ち、彼は、教育は單に兒童の内よりの發展を助くるに過ぎないとして、啓蒙時代の教育萬能論に反對した。曰く「人が人に對し、爲し能ふ最良の事は、其の自助自ら爲すこと」を

### 教育の本質

### 教育の理想

助けるにある。」と。

人の本來有する根本能力は大體、知力、感情、意志を含む、行動技能の三者に區分せられる。此の三能力即ち頭、知、胸、道德及び宗教、及び手(行動)の三者を、胸に優位を與へながら調和的に發展せしむるが教育の理想である。しかも此の發展は教育の作業が、兒童の内部的發展の方向に順應し、兒童の心理作用に適合するときに於て、始めて可能である。斯くてペスタロチはルソーの内部的發展の説と新人文主義の調和的發展の説とを結合して、教育の理想に一種獨特の見地を開いた。

### 方法上の原則

二、方法上の原則 調和的發展の大理想を實現する方法上の原則として、ペスタロチは次ぎの諸項を挙げた。

- 一、受容せられた知識は應用せられ、練られ、能力とならねばならぬ。
- 二、即ち受容と發動とは並進せねばならぬ(自發性の原則)。



二、教育は一步一步間斷なく進み、飛躍があつてはならぬ**連続の原則**。

三、教育は兒童の心理的發展の順序を追ひ、正しく之に一致せねばならぬ**自然の原則**——子供の自然性に合せてゆけ主觀的**自然主義**。

四、教育は、兒童に最も手近かなもの、即ち、兒童の已に熟知せるもの、又は其の境遇に結合せねばならぬ。

五、教育は常に**直觀的**であらねばならぬ。直觀は凡ての認識の基礎である。併し、ペスタロッチの所謂直觀は、單に受動的に鏡

に物を映す如く、事物を受け容れることではなく、**發動的**に進んで事物を獲得する作用で、コメニウスの直觀よりも一層發動的である**直觀の原則**。

三、**教育の方法** 教育の方法は人の根本能力に應じて、之を知識の教育、**道德及び宗教の教育**、**技能の教育**の三者に區分する。

知的教育

一、**知的教育** 知的教育の出發點は直觀で、其の目的は明瞭なる概念である。學びし者を明らかに把握し、概念の對象を簡明に定義し、其の本質を短かき言語にて表明し得るに至つて、教授の目的は達せられる。

直觀より概念に達せんが爲には、我々は、(一)對象の數と、(二)其の形と、及び(三)對象につきて表明する語とに主として注意するを要する。**數・形及び語**は直觀の三要素で、又知的陶冶の三方面であり、一切の知識の基礎である。ペスタロッチは歴史、地理、自然科學の如き實科は、凡て、此の三方面の何れかに屬するものであると見た。

技能的教育

二、**技能的教育** 兒童に内存する一切の身體的勢力を發展せしむるを以て目的とし、**圖畫、書方、唱歌、手工**等の諸教科の任とする所である。ペスタロッチが手工的作業の價値を認め、且ノイホー

道德的宗教的教  
育

フの學校にて始めて之を實行せるは特に注目に價する。作業主義の教育は氏によつて始めて明らかに主張せられた。三、道德的宗教的教 兒童の能力を「まことの」人に迄發展せしむるを目的とし、教育上最も重要な位置を占むる。ペスタロチは生活の教育に及ぼす影響を特に重視し、生活其の者を宗教的に組織せねばならぬ、即ち道德及び宗教の基礎たる信仰と愛の感情が、自然に發達するやうに生活を組織せねばならぬ。」と説いた。そしてかゝる生活は家庭に於て最も容易に實現せられ得るから、家庭は道德及び宗教の最も自然な教育場である。のみならず、凡ての人間社會は、言はず、大きな家庭であるから、凡て人間種族の改善は家庭の道德的改善から始まらねばならぬ。かくて彼は家庭生活、特に母子の愛を以て、道德的宗教的教育的の根柢となし、此の主義を「リーンハルト及びゲルトルート」を始め多

要約

くの著書に反復表明した。四、要約 ロック及びブルットは上流社會の家庭教育より出發して、個人主義を説き、新人文主義は中等學校の改善に對し貢獻するところ大であつたが、之に反し、ペスタロチは、始めより、下層人民の、しかも學校教育に著眼し、下層人民も同様に教育上の權利を有することを主張し、純乎たる社會的教育學者として立つた。彼によつて國民學校は始めて其の倫理的、心理的基礎を與へられた。併し彼の偉大なるは其の學說よりも寧ろ人格にある。學說として見るときは、其の思想往々論理的明晰を缺き、且實地の教育に於ても方法を過重し、教授を機械化するの危険に陥つたが、熱愛と犠牲的精神と、鋭い直覺力とに充たされた彼の教育的人格は百世の下、尙教育者を奮起せしめねば置かない。是より以後、貧民に對する社會の同情漸く旺盛となり、彼の人類愛の精神に動かされて、盲啞兒

ペスタロチ主義

犯罪兒等の教育も漸く盛なるに至つた。後世に及ぼせる影響彼の如く大なるは未だ曾て見ざる所である。

ペスタロチ主義の運動は瑞西については先づ獨逸に起つた。ヘルバルト、フレーベルを始め多くの教育家は、自ら瑞西に赴いて、其の教育法を視察し、殊にフビテの大演説以後次第に獨逸各州に擴まり、其の他露西亞、奧太利、伊太利等の各國亦其の方法を移入した。米國ではホーレス、マン、盛に之を鼓吹し、我が國では明治十一年、高嶺秀夫(一八五四年)が、米國に於けるペスタロチ運動の中心であつたオスウィーゴ師範學校を卒業して歸朝し、始めて之を宣傳した。

\*F. A. Diesterweg 1790-1866

ペスタロチの後繼者中、最も名あるは獨逸に於けるペスタロチと呼ばれるヂーステルヴェヒである。氏はペスタロチの説を大成し、最も兒童の自己活動と、心力の形式的陶冶とを重んじ、且教授

に關する種々の精細な法則を立てた。

「完全な教育は、例へば肥料を含む水邊に植ゑられたる樹木のやうなものである。木としての全計畫、即ち樹木の形態、性質を凡て含蓄する一粒の種子は、藁くと共に成長を始め、有機的に、切れ目なく發展して、終に大なる樹木となる。人も亦樹木に等しく、生まると共に將來發展すべき諸種の能力を潜在的に具へてゐる。……従つて人に新しき能力を授け、呼吸と生命とを與へようとする如きは、教育者の任務でない。教育者はたゞ自然の發展を妨ぐる悪影響を遠ざけ、道德的、知的及び身體的諸能力を人工的に注入しないで、内部から暢發せしむれば足りる。信仰は信することによつて養はれ、愛は愛の行動により、思考は思考することにより、知識は研究することにより得られる。」

「道德的練習が同時に兒童の知的、身體的勢力を活動させ、知的發展が心情及び感覺機關を活動させ、身體の練磨が知的、道德的活動に影響すること、例へば樂器の一弦を彈すれば、他の弦が調和的に之に應ずるやうなものである。」

「自然其の物に對する直觀は、教授の眞の基礎である。蓋し直觀は凡ての認識の唯一の根據であるからである。」

「母の力と母の誠實は幼兒の道德教育の基礎である。愛と信頼との第一萌芽は之に

よりにて啓發せられる。

二、フイヒテ

傳記

傳記 ヨハン・ゴットフリート・フイヒテは獨逸のラムメナウに生まれた。大哲學者で且熱烈な愛國の士である。エナ大學卒業後、一時家庭教師となり、此の間にカントの哲學を

\*Johann Gottlieb Fichte 1762-1814

フイヒテ



つて早世した。

教育説 教育の目的は兒童の自己活動を進め、眞理の爲に眞理を愛し、善の爲に善を愛するに至らしむるにある。中にも眞理は

研究した。後エナ、エルランゲン、ケーニヒスベルヒ等の諸大學に教授をつとめたが偶ナポレオンが獨逸に侵入し、母國の運命且夕に迫つたので、猛然奮起し、千八百七年の冬から翌年に互り、柏林街頭佛兵彷徨する間に「獨逸國民に告ぐ」と稱する公開演説をなし、國民教育の必要を絶叫し、自ら之を新教育と名づけた。後柏林大學創設と共に其の教授となり、次いで總長に進んだが塞扶斯にかゝ

教育説

道德を實行する手段として價值を有するに過ぎないから、教育究竟の目的は、高尚純正な道德心と、道德の根柢である宗教心との養成にある。約言すれば教育の目的は物質的欲望を離れた高尚な精神生活を獲得せしむるにある。

精神生活は永遠に生命を有するが、この永遠の生命は、精神生活の維持者たる國家あるによつて始めて可能となる。國家は、本來の神の法則を地上に移し、精神生活を永遠に發展するを以て、其の任務となす者であるから、各個人が自己活動によつて獲得した精神生活は國家の中に發展する大なる精神生活の一分子となつた時に、始めて永遠に保持せられる。そして己が祖國を、此の永遠な精神生活の保持者と見る所に、眞の愛國心は湧き出で、此の愛國心は自ら國民をして、戦時に於ては祖國を保護し、平時に於ては善良の市民たらしめる。

教育の方法としては、特にペスタロチの教育説を推奨し、ペスタロチと等しく、直観と身體の練習を重んじた。彼は啓蒙時代の功利主義に極力反抗し、功利主義こそ祖國を危地に陥れたと難じ、凡て道徳は道徳律に對する尊敬の感情を以て其の動機とすべきである。賞罰の如きは人を感覺的功利的ならしめ、適當な教育上の手段でないと言いた。

次にフイヒテの所説中、特に注意すべきは、其の經濟的共產的な教育主義である。彼は當時の社會及び家庭を功利主義に墮落したものと見てゐる。従つて、此の惡風に感染せしめない爲には、新教育の國民一般に貫徹する迄は、兒童を家庭から引き離し、共同の教育所に入れ、教師と監督者の指導の下にあらしむべきである。共同教育所では、男女共學で、學習と作業とを結合し、農業、園藝、牧畜等をなし、自己の勞作によつて一切の經費を支辨し、個人の財産私有を許さず、一の理想的な經濟的小國家を形成せねばならぬと説いた。即ち彼は希臘の國家主義を近世的に潤色し、家庭すら無視した極端な國家主義を鼓吹したのである。

「確固不動の意志を、確實な法則に従つて陶冶するのが新教育の任務である。」

傳記

\*Friedrich Fröbel 1782-1852

フーレーベル



「自己の事業が永久に保持せられるといふ信仰は、國民が永久に存続するといふ希望から生ずる。」

「正及び善其の者に對する満足を以て從來重んぜられた感覺的快苦の情に代へ、此の満足を以て將來の生活に對する唯一の動機となすこと、これが余の計畫の大眼目である。」

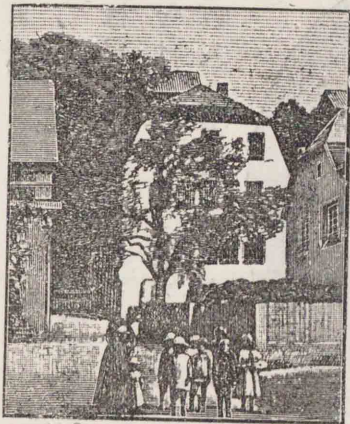
二、フーレーベル

傳記 幼稚園の創設者、フリードリヒ、フーレーベルは獨逸チューリンゲン地方のオーベルワイスマッハに生まれた。牧師の子である。生後九月母を失ひ、一家婢の手で養育せられた。數年後に迎へた繼母が冷酷であつたので、常に郊外に出で森林原野の間に自然を友とした。十八歳自然科學研究の目的を以

てエナ大學に入つたが、學資缺乏の爲退學し、建築技師にならうと志し、千八百五年フランクフルトに赴いたが、同市の模範學校長グルーネルは氏の教育的天才を看破し、勸めて己が學校の教師とした。フーレーベルはこゝに始めて永く求めて得なかつた自己の天職を發見し、「余は無限の幸福を得た、魚が水を得たやうなものである」と喜んだ。此

の學校でベスタロチの教育法を知り、研究の爲、イフェルテンに赴き滞在二年、歸國後再びゲッティンゲン、柏林等の大學に學んだ。偶、ナポレオンの侵入に遭ひ、廢學して普魯西義勇軍に投じ、戰の終る迄戰爭に従つた。

千八百十六年グリースハイムに學校を起し、翌年之をカイルハウに移し、カイルハウの學校は今尙存續してゐる。其の經驗に基づいて千八百二十六年「人類の教育」を著した。



プ  
ラ  
ン  
ケ  
ン  
の  
最  
初  
の  
幼  
稚  
園

\*Kindergarten

後瑞西政府に招かれ、ブルグドルフの孤兒院長となり、四歳から六歳迄の兒童を集めて教育した。幼稚園の思想はこゝに胚胎したものである。後柏林に歸り、千八百三十七年始めてブランケンブルグに一教育所を起し、傍ら雑誌を發刊して其の主義を擴めた。越えて千八百四十年之を「幼稚園」と命名した。蓋し、幼兒を植物に、教師を園丁に擬したのである。然るに、此の新教育事業は容易に世

人に理解せられず、千八百五十一年時の普國文部大臣は幼稚園禁止令を出した。其の後氏は専心この禁を解くに努めたが、成功を見るに及ばないで翌年病歿した。

### 教育説

#### 教育の目的

一、教育の目的と方法上の原理  
フレールベルの教育説の根本原理は萬有神性觀である。彼に従へば、萬有は神靈の表現で、凡て神性を有する。萬有の目的は、己れに内在する神性を發展せしむるに存し、人の使命は神性を意識的に實現するにある。従つて教育は本來善良なる人性を善導し、之を「神的統一の、意識的にして且純粹自由なる代表者たらしむる」を以て其の目的とする。

#### 方法上の原理

神性の實現は第一、内部よりの自由な發展を妨ぐる事情を遠ざけ、(消極主義)第二、兒童の自己活動を善導し、内部的發展を助長する(活動主義)によつて成る。しかも幼兒の活動は主として遊戯に現れ、遊戯は將來一切の生活の萌芽であるから、教育は兒童本性の自然の發露である自發活動を尊重し、遊戯をば徐々に變じて作業となさねばならぬ。「遊戯より作業へ」是が教育の進むべき道である。

#### 幼稚園教育の方法

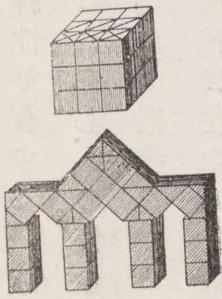
二、幼稚園教育の方法  
幼稚園の教育は、上の原理に基づき、た

恩物

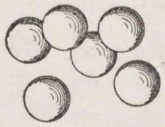
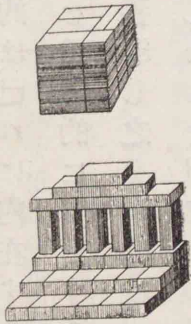
六種恩物

だ幼兒を看護するだけではなく、其の性質に應じた種々の遊戯を行はせ、活動性の満足と共に身體を強壯にし、手指及び覺官を練り、其の觀察力及び構成力を高めねばならぬ。遊戯を分かつて(一)運動的遊戯、(二)作業的遊戯の二種とする。前者は戶外で行進、跳躍、舞蹈等をなし、之に結合して唱歌を練習せしめ、後者は更に之を、(一)庭園にて草木を培養するものと、(二)卓上にて、恩物を用ひ、種々の形を構成するものとに二分する。フレイベルが最初に用ひた恩物は、

三第木積 五第



四第木積 六第



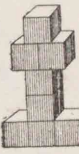
第一六種



第二三體



第三積木第一



第四積木第二



動的遊戯、(二)作業的遊戯の二種とする。前者は戶外で行進、跳躍、舞蹈等をなし、之に結合して唱歌を練習せしめ、後者は更に之を、(一)庭園にて草木を培養するものと、(二)卓上にて、恩物を用ひ、種々の形を構成するものとに二分する。フレイベルが最初に用ひた恩物は、

要約

\* Maria Montessori 1870-

圖に示した數種に過ぎなかつたが、其の後粘土細工、紙細工、豆細工等をも加へ、遂には其の數二十種に及んだ。

三、要約

幼稚園設立の主な動機としては、氏が幼時に於ける家庭の不幸、當時の家庭が教育思想に乏しかつたこと、及び氏の兒童に對する熱愛等を擧げることが出来る。氏は又幼稚園に保母養成所を附設し(千八百四十九年)、始めて教育者としての女子の價値を認めた。幼稚園の思想は、コメニウスにも見えてゐるが、フレイベルはコメニウス及び其の師ペスタロチとは異なつて、家庭教育に、あまり重きを置かなかつた。併し、兒童の自己活動と、構成的作業とを重んじ、之を教育の最高原理に掲げたのは、教育上に於ける彼の一大功績であつて、最近唱導せられてゐるモンテッソリ女史の教育法の如きも、氏の思想に基づいて組み立てられたものである。幼稚園の禁令は、其の後、千八百六十一年に解除せられたが、已

- 1. Marenholtz Bülow 1810-1893
- 2. Johann Friedrich Herbart 1776-1841

傳記

ヘルバルト  
と自署



Herbart

四、ヘルバルト

に其の以前に英、米等に傳はり、千八百七十六年には我が國にも移入せられた。幼稚園の普及について特に注意すべき功勞者はマレーンホルツ、ビューロウ男爵夫人である。

「余は兒童の遊戯に現るゝ活動勢力及び娛樂を、余の目的に利用し、遊戯を變じて作業とすることが出来る。そして是れが教育の眞の意義である。」

「神は自己の姿に人類を創造した。故に人亦自ら創造して神の如くならねばならぬ。これは作業及び構成的、創造的活動の大目的であつて又其の最も深い意義である。」

傳記

科學的教育學の建設者、ヨハン、フリードリヒ、ヘルバルトは、獨逸オルデンプルグに生まれ、幼より嚴格な母の手に教育せられた。エナ大學を優秀な成績で卒業した後、大凡三年間、瑞西の貴族フォン、スタイゲル家の家庭教師となり、此の間にベスタロチをブルグドルフに訪うて其の教育法を學んだ。千八百二

年始めてゲッチンゲン大學の私教授となり、七年の後、ケーニヒスベルヒ大學に轉じ、嘗てカントの占めた榮譽ある講座を擔當し、哲學及び教育學を講じ、名聲を博した。同時に大學内に教育練習所を設け、學生に實地練習を行はせたが、是れ實に大學附屬教育練習所の嚆矢である。在職二十四年、再びゲッチンゲン大學に歸り、在職中急病で歿した。教育學上の著述としては、「一般教育學」(千八百六年)及び「教育學講義綱要」(千八百三十五年)が特に名高い。

教育說

ヘルバルトは、教育の目的を倫理學に求め、其の方法を心理學に仰ぎ、此の二大科學を基礎として始めて教育學を科學的に建設した。従つて氏の教育說を正しく理解する爲には、先づ其の倫理學及び心理學を一瞥する必要がある。

一、倫理學 氏は倫理學上の動機論者で、善惡如何は二個以上の意志の關係を、直覺的に評價するによりて定まるとし、此の意志關係を五種(五道念)に區分した。

五道念



一、内心自由 知見と意志との一致した状態思ふ通りかそのまゝ、行はせぬ。 善悪を判断し、それを行ふ。

二、完全 意志活動が強く、集中持續し、多方で、しかも、統一した状態。意志の強固で道徳的勢力が充分行はせぬ。あるべき。

三、好意 己を忘れて、他人の意志を助長すること。己を助ける、好意の存する、心にかゝる。

四、正義 二個以上の意志が同一物に向つたとき、各其の分を守つて争はないこと。各々守るべきものを守る、侵略しない。

五、衡平(報償) 有意的に加へられた利害に對して報ゆること。何れか一方に有利なことを、他方に不利なことを、等しくする。

二、心理學 氏の心理學は從來の能力説を打破し、一切の精神現象を表象表像の一元に歸し、首尾一貫した主知説で表象心理學又は表象力學説と呼ばれてゐる。彼に従へば、心は本來不可分で、何等の性質をも有しない一の實體であるが、他の實體から妨げられたとき自己保存の作用を現し、茲に表象が生起する。即ち表象は妨害に對する實體の自己保存の結果である。そして一旦生じた表

象は、決して消失しないで、夫れ夫れ一定の力を有し、力の法則に従つて或は相助け、或は相排除する。高等な知的作用は勿論感情欲望等に至るまで、一切の精神作用は、悉く表象相互の助長及び抑制作用から派生するもので、精神現象は、要するに、多くの表象の統體に外ならない。

三、教育の目的と教授 教育の目的は鞏固な道徳的品性の陶冶にある。然るに、意志は表象相互の關係から派生するものであるから、教育の究竟目的たる品性の陶冶も、思想界の陶冶を介して始めて可能である。故にヘルバルトの教育學では、教授を以て教育の中心とし、其の他の教育作用、即ち管理と訓練とは、教育を補助する作用に過ぎないと見てゐる。

教授は單に知識技能を傳達するに止まらず、進んで意志の陶冶に與らねばならぬ。此の目的にかなふ教授をヘルバルトは教育

道徳的品性の陶冶

教育的教授

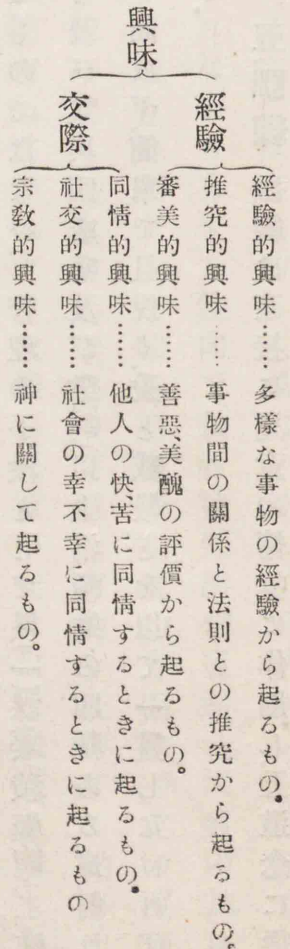
的教授とよび、反之、知識技能の傳達にのみ着眼する教授は非教育的であると貶した。詳しく言へば、教育的教授は、教授によつて兒童の興味を惹き起し、興味を介して、意志活動に導かうとするもので、教授究竟の目的は固より道德的意志であるが、其の直接目的は興味の喚發である。

興味

興味 は氏の教育學に於ける主要な概念であつて、單なる快感ではなく、進んで發動的に知識を増進し、擴充しようとする心の状態である。之を追求的興味とよび、左の三條件を必要とする。

- 一、直接 興味は事物其の者に對して起らねばならぬ。
- 二、永續 一時的の興味であつてはならぬ。
- 三、多方 教授は、常に、兒童が經驗と交際とによつて、已に獲得せる表象に結合し、之を整理し、且之を擴張し、表象の有力な系統を立つべきであるから、興味も亦偏く經驗及び交際の全範圍

に亙り、多方でなければならぬ。



凡て興味は、兒童既有の舊表象群が、新表象を類化するとき、生じ、個々の事物に集中し、没入する專心と、事物を相互に連結し、一定の統一を保持する致思とは其の二大條件である。そして氏は、此の二者を、更に靜動兩方面からながめ、始めて教授段階に關する説を立てた。此の段階は、其の後多少修正せられ、所謂五段教授法として永く教授界を支配した。

專心、致思

教授段階

管理

興味

致思

進動的	—	系統を正しく新事項に活用する	—	方法	—	方法	—	應用
靜止的	—	事物相互の正しき關係を究め、系統を立てる。	—	系統	—	系統	—	概括
進動的	—	個々の事物を明瞭に收得する。	—	聯合	—	聯合	—	比較
專心	—	一の專心から他の專心に移り、表象の聯合を生ずる。	—	明瞭	—	綜合	—	豫備

四、管理

兒童の身體的、覺官的欲望を抑へ、能く、靜肅にして秩序を守るに至らしむるを目的とし、教育の豫備的條件である。夫れは、たゞ、外部的秩序を維持するに止まり、心情に迄影響しようとするものではない。管理の手段としては、(一)課業、(二)積極的、(三)命令及び禁止、(四)威嚇及び懲罰(以上消極的)の四種あるが、何れの場合を問はず、簡單で且鋭く、愛と威嚴とを以て一貫しなければならぬ。

訓練

五、訓練

訓練は直接に兒童の情操に作用し、五道念に従つて行動し得る鞏固な道德的意志を養成するを以て其の目的とし、教授の後に來り、教授の事業を完成する。

客觀的品性と主觀的品性

品性には客觀的と主觀的との二方面がある。前者は兒童の生まれながら有する性向で、後者は知識が發達し、反省の加はるに至つて始めて生ずる。即ち品性の主觀的方面は一定の原理によつて統一せられた意志で、其の客觀的方面を統御する働きを有する。主觀的品性が徐々に發達し、兒童が能く自己決定をなし、自律的に「明瞭鞏固で、且斷乎たる判斷」に基づいて行動するに至つて、訓練の事業は完成せられる。

訓練の方法

訓練の方法は、之を(一)保持的訓練、(二)決定的訓練、(三)規正的訓練、(四)助成的訓練の四段階に分ける。(一)は同一の事情の下には常に同一の動作をなす様に兒童を導き、(二)は兒童を助け、行爲自然の結果に照らして、正しき選擇決定をなさしめ、(三)は兒童の行動中、前後一貫しない者を指摘して、行動に一定の主義あらしめ、(四)は兒童が

要約

1. K. V. Stoy 1815-1885
2. T. Ziller 1817-1882

一定の原則に従つて行動しようとして、未だ斷行し得ない時に、助けて之を遂行せしめる。

六、要約 ヘルバルトの教育説はペスタロチ、フイヒテ等に反して個人主義の色彩が濃厚であり、其の心理説は精神の自己保存のみを考へて、自由な自發的の創造作用を認めず、又あまりに主知的であつて、現今では唯、歴史的意義を有するに過ぎない。併し、彼が自己獨特の創見により、科學的教育學を建設した功績は、之を實地的教育改良家としてのペスタロチに比べても、あまり不當ではあるまい。されば氏の歿後に於ける教育學の發達は、恰も衆星の北辰に共ふが如く、一に氏の學説を中心として勃興し、十九世紀の教育界を風靡した。ヘルバルト直後に於て、ヘルバルト學派の重鎮となつた者はストイ<sup>1</sup>とチルレル<sup>2</sup>である。中にもストイは人格を以て勝り、チルレルは理論家として成效した。ストイは體育を大

1. W. Rein 1847-
2. Th. Waitz 1821-1864
3. F. W. Dörfeld 1824-1893
4. G. A. Lindner 1828-1887
5. O. Frick 1832-1891

に奨勵し、修業旅行を創め、學校園をも設けて、共同の作業を奨勵し又エナ大學に教育研究所を附設し、チルレルは科學的教育學會、即ちヘルバルト會の會長となり、ライフチッヒ大學に附屬教育研究所を起し、又教授の段階を修正し、中心統合法及び開化史的段階説を首唱した。此の系統の人々をヘルバルト、チルレル派と稱へ、現時に於けるヘルバルト派の驍將ライン<sup>1</sup>も亦之に屬する。其の他ヴァイツ<sup>3</sup>、デルペルト<sup>4</sup>、リンドネル<sup>5</sup>、ブリック等は、何れも錚々たる教育學者である。ヘルバルトの學説が我が國に紹介せられたのは、明治二十年代以後で、其の最も有力な宣傳者は谷本富氏である。

〔生理學が身體を纖維から構成する如く、心理學は精神を表象系列より、表象系列を單一の表象から構成する。〕

〔教育學の全體を通覽するに足るべき中心點は、心理的條件に従つて構成せられた道徳的品性である。〕

〔教授の究竟目的は徳である。併し此の究竟目的を達する爲に、更に他の近接目的を

\*Friedrich Daniel Schleiermacher 1768-1834

傳記

シュライエル  
マツヘル



五、シュライエルマツヘル

傳記

フリードリヒ、ダニエル、シュライエルマツヘルは獨逸のブレスラウに生まれた。

ハルレ大學にて神學、哲學等を修め、苦學生として辛酸を嘗め、卒業の後、暫時家庭教師を勤めたが、千八百四年ハルレ大學教授に任ぜられ、傍ら、終生の事業としてプラトンの翻譯を始めた。千八百七年伯林に轉じ、同十年伯林大學教授に任ぜられ、傍ら「三位一體教會」の牧師を兼ね、終生同地に活動し、國歩艱難の時に際し、ライヒトと共に大に愛國心を鼓舞するに力めた。學問該博、且雄辯であつて、牧師として、將た教授として、大なる人格的感化を與へた。氏は特に宗教學者として著名であつたが、大學教授在職中、三回、教育學の講義をなし、其の「教育論」は遺稿として千八百四十九年出版せられた。これによつて、世人は其の教育學の重要性を知る。

歴史的社會的見地

時代は即ち教育を定めるカ、といふこと、教育は常に當時の文化を顧み、之に結合するを要する。然るに、文化は時代により國民により異なつてゐるから、時、處を超越し、一般に妥當する教育學なるものは存在し得ない。教育學は一國の歴史的文化に規定せられる一の歴史的科學である。

自然と精神

二、文化活動と倫理(社會と個人) 文化は自然を精神化するこゝとによつて成立する。自然は其の中に精神的ならんとする傾向を有し、精神は自然を自己の目的に従屬せしめ、之を精神化する。

教育説

一、歴史的社會的見地 教育は前代が後代に及ぼす意識的な影響である。詳しく言へば、教育は、後代の者が唯、前代のものと同一

一程度の文化に高まるのみでなく、更に進んで前代の文化を一層發展せしめ得る如く、後代を導くを以て其の任務とする。従つて教育は、常に當時の文化を顧み、之に結合するを要する。然るに、文化は時代により國民により異なつてゐるから、時、處を超越し、一般に妥當する教育學なるものは存在し得ない。教育學は一國の歴史的文化に規定せられる一の歴史的科學である。

社會と教育

個人及び社會に存する自然的なものを精神化すること、これが文化活動である。そしてシュライエルマツヘルは自然の精神的なること(自然の理性化)を、凡て廣義に倫理と名づけ、教育學の基礎學は倫理學であるとした。

人性に存する自然は、社會に入り、社會に存する精神文化に接觸することによつて、始めて理性化せられる。従つて、社會を離れて教育は成立し得ない。社會の四大形式たる(一)國家國民性を基礎とする(二)教會(三)家庭及び自由な交際社會(四)科學の社會に入ることににより、人は始めて倫理的となる事が出来る。

シュライエルマツヘルの教育説は、上に明らかなる如く、社會的教育學である。併し、彼は決して、之が爲に個人を無視しない。個人は本來社會的性質を有し、社會の中にのみ生活し得るが、同時に又他の個人と區別せらるべき特質を有する。詳言すれば、個人は社

個人

教育の目的

教育の區分

會に存する精神的な一般價值を、己れに特有の仕方で表現する。

個人は、社會の鏡であるが、社會をば己れに特有な仕方で映す鏡である。夫れは一般的であると同時に特殊である。一般と特殊との結合である。従つて、個人は社會の單なる方便ではなくて自己目的である。社會の一般的價值を特殊に表現する人格、即ち特色あるまことの人間の養成が教育の最高目的である。かくてシュライエルマツヘルは極端な社會主義と個人主義とを結合して、前人未發の見地を開いた。

三、教育の區分と方法 人の倫理的(廣義)活動は、心情と心情の表現たる行動とに區分せられるから、教育は(一)心情の教育と(二)行動の教育とに二分せられ、後者は更に文化財を獲得する方面と文化の發展に向けられた方面とに二分せられる。

教育の方法

心情の教育——主として倫理的な社會生活により直接に行はれる。

教育

行動の教育

受動的に受容する方面……世界觀を築く。  
發動的に構成する方面……世界構成に導く。

教育の方法に於て、氏は特に生徒の自發活動を重んじた。生徒

の自發活動は、正しきは之を助長し、正しからざるは之を抑制すべきであるから、教育の主要な方法は抑制と助長とである。中にも最も助長を重んじ、抑制は之を過度に適用してはならない。蓋し、教育の目指す所は自律的活動に存するからである。

四、要約

シュライエルマツヘルヘルバルトの教育説は、之をヘルバルトに比べると、著しき對照を示してゐる。ヘルバルトの個人主義に傾けるに對し、シュライエルマツヘルは社會的見地に立ち、しかも個人の特質を重視し、前者が教授の方法を重んぜるに反し、後者は生活に

要約

よる直接の影響を重視し、前者が自發活動を多く説かざるに反し、後者は自發活動の善導を以て教育の眼目とした。シュライエルマツヘルは、實に、教育が歴史に依存すべきこと、教育上社會生活の必要なることを力説した最初の代表的教育學者である。凡そ是等の點に於て、彼の説は現代の教育に大なる影響を及ぼしてゐる。そして、是れ、現時の文化的教育學者が擧つて彼を祖述する所以である。ス。フ。ラ。ン。グ。ー。リ。ッ。ト。カ。代。表。

「倫理(廣義)は、自然に對する理性の行動の表現である。」

「凡ての個人は其の素質及び本分に應じて夫れ夫れ、純粹に理想的な人間性を表現する。」「凡ての人は自分に特有な任方で、人道を表現せねばならぬ。」

「人は宇宙との關係によつて始めて人となる。自我は、全體の懷から、自己創造によつて生まれ出づる。」

「教育は常に二つの姿を取る、其の一は生徒の自己活動を喚發し、其の二は喚發せられた自己活動を正しく指導することである。」

傳記

六、スペンサー

傳記

ハーバート・スペンサーは英國ダービーに生まれた。父は高等學校の教師で

スペンサー



ある。生來虚弱であつたから、専ら家庭にて教育を受け、十七歳の時僅かに三ヶ月代用教師として教育にたづなはつた。だが、鐵道技手となり其の職に在ること十年、轉じて雜誌「エコノミスト」の記者となり、職務の傍ら専心學術の研究に從來した。千八百六十一年「教育論」を出したが非常の高評を得、英國だけでも發賣高四萬部に及んだと言

\*Herbert Spencer 1820-1903

教育の目的

教育説

一、教育の目的

氏の「教育論」は、(一)最も價值ある知識、(二)知育、(三)徳育、(四)體育の四篇から成り、第一篇にて教育の目的と教科の價値とにつきて述べ、以下順次、知徳體の三育に論及してゐる。教育の

完全な生活

目的は、人をして生活の各方面に於ける完全な準備をなさしむるに在る。所謂完全な生活とは、即ち幸福な生活で、實用を以て其の主眼とする。從來の教育は徒らに古語、古典を尊重し、實用を棄てて虚飾を先にしてゐるが、此の如きは實に本末を顛倒せるもの、例へばオリノコ印度人が身に粉黛を施すに等しいとして、極力之を攻撃し功利主義を主張した。

二、生活と科學

完全な生活活動を分類し、之を其の重要な度に應じて、順次列擧すると、(一)直接に自己を保存する活動、(二)生活上必要な物資を得て、間接に自己を保存する活動、(三)子孫の教養を目的とする活動、(四)政治的及び社會的關係を適當に維持する活動、(五)趣味と感情の満足とに向けられた種々の活動の五種となる。そして、是等諸種の活動の基礎となるべき知識は、生理學、數學、物理學、化學、生物學、心理學、社會學等の諸科學である。加ふるに、科學は判

科學の價値



知育

斷、推理、記憶等の諸能力を練り、忍耐、誠實、謙讓、敬虔等の道德心、宗教心をも起さしむるに足りる。科學は實にあらゆる生活の根柢である。

三、**知育** スペンサーは知育に於てペスタロチの説を推獎し、進

化論に基づいて更に之を精練し、教授上左の諸原則を立てた。

一、單純から複雑に進め。

二、漠然たる知識から、次第に明瞭確實なる知識に進め。

三、凡て課業は、具體的なものに始まり、抽象的なものに終らねばならぬ。

四、**兒童の教育**は、歴史的に考察せられた人類の教育と一致せねばならぬ。即ち個人に於ける知識の發達は一般人類に於ける知識發生の順序を逐うて進まねばならぬ。

五、經驗から理論に進め。

德育

六、兒童をして自ら研究し、自ら發展せしめよ。

七、兒童に與へた興味の多少は、教育法の良否を判定する最後の標準である。

四、**德育** 德育にては、當時の苛酷な訓練法に反對し、ルソーに倣

つて自然主義を取り、人爲的の懲罰を排斥した。又道德的早熟は、知的早熟と同じく、有害であるから、初めから、高きを兒童に望むことなく、日常卑近の行爲より始め、恰も野蠻人の道德から文明人の道德に進む如く、徐々に之を誘導し、終に完全な自治に達せしめねばならぬ。こゝも<sup>ルソー</sup>化論<sup>がある</sup>。

五、**體育** 氏は又種々の方面から體育の必要を説き、教育第一の

任務は、先づ人を強健な動物に仕立てるにあるとし、方法上の原理としては自然主義を取り、飲食、衣服等、凡て自然の欲求に一任すべきであるとした。又遊戯の價値を高唱し、遊戯は、自然的であるか

體育

要約

ミルトン功利説  
ロックルソー  
進化論  
海軍  
永年教育思想  
根柢に於て

ら其の效果遙に體操に優つてゐると説いた。

六、要約 スペンサーの意見は、實利主義、自然主義の好典型で、多くの點に於てロックやルソーの所説に一致してゐる。けれども、其の「教育論」は、氏自身も言つてゐる通り、當時の英國教育を改良しようとする一の試みに過ぎないので、固より系統的な教育學でないから、説く所往々極端に馳せ、直ちに採つて現時の法とするには足りない。「教育論」は明治十三年尺振八氏之を邦譯し、一時我が思想界を動かした。明治初年の教育の支配する。實利主義を重んじてゐた。「精神の修練に於ても、生活の指導に於ても、科學は最も大なる價値がある。事物の意味を知ることは、其の效果遙に言語の意味を知るに勝り、周圍の現象を研究することは、之を文法、文學の學習に比べて、遙に能く知的、道德的、宗教的訓練に適する。」「自然は最も單純な仕方、で道德的訓練の眞の理法と實際とを現示する。」「訓練の目的は自ら支配する人を作るにある、他より支配せらるゝ人を作ることはない。」

「成功に對する第一の要件は、良き動物たるにある、國家を盛ならしむる第一要件亦良き動物たるにある。」

### 第三節 英國公衆學校とアーノルド

英國の教育の特色は、品性の陶冶を重んじ、善良な紳士の養成に主力を注ぐにある。そして此の特色の最も著しく發揮せられてゐるのは公衆學校である。

一、公衆學校 公衆學校は英國に於ける第一流の中等學校で

凡て私人の經營に成り、極めて自由な發達を遂げたものである。生徒は多く上流社會の子弟で、十二三歳から十八九歳に至り、凡て寄宿舎に收容する。古來英國著名の人物で、公衆學校の門をくぐらないものは極めて罕である。

公衆學校の特色は其の寄宿制度である。生徒は入學すると、各

公衆學校

\* Public Schools

寄宿制度

一八三三年

一七世紀

七大公衆學校  
ウインチェス  
ター、  
シユリユースベ  
リ、  
ラグビー、  
イトトン、  
ハロウ、  
ウエストミン  
スター、  
チャーターハ  
ウス、

\*Thomas Arnold 1795-1842

正門から見  
たラグビー



校長中最も著名なるは、トマス、アーノルドである。アーノルドは

一定の寮舎に入り、卒業迄之を變へることなく、各寮舎は運動競技及び其の他の團體的事業で、互に競争し、其の間に相互の品性を磨き、自由服従の精神も、誠實、公正等の諸徳も、凡てこゝで養はれる。學科は希臘、拉丁の古典を主とするが、近時に於ては、諸種の科學や、近世外國語を加ふるに至つた。

公衆學校中、最初の者は、ウインチェスター學校(一三八三)で、イトトン之に次ぎ、其の他は多く十六世紀の創立で、何れも三百年から五百年の古い歴史を有してゐる。

二、**アーノルド** 多くの公衆學校の

英國カウズに生まれた。税關長の子である。ウインチェスター公衆學校及びオクスフォード大學に學び、卒業後、暫く私塾を開いて青年を教育したが、千八百二十八年ラグビー公衆學校長に擧げられた。

アーノルドの教育法

アーノルド



此の方針の貫徹のために、種々の非難と誤解とを顧みず、誠心誠意學校の改善に身を捧げた。氏は一方に於て、從來公衆學校の二大傾向であつた(一)自治の精神と、(二)下級生に對する上級生の權力行使を、上級の教育は、下級の教育に立って進められる。

使とを利用し、其の長所を發揮せしむると共に、短所は極力之を矯正し、他方に於て宗教教育を學校の生命とし、最も誠實を愛した。勿論余は汝を信ず」とは、氏が生徒に對する慣用語であつたから、生徒も亦虚偽を語るな、校長は我等を信ず」と互に戒め合つた。若し不良の行爲あらば毫も假借する所なく嚴罰を加へ、且常に生徒を戒めて、生徒の數の多少は學校と多く關する所がない、唯、基督教的紳士の學校であることが必要である」と言つた。

在職十四年、ラグビーの校風大に擧がり、基督教的紳士の理想が學校の内外に貫徹した頃、突如として登校執務中に病歿した。けれども英國公衆學校の學風は、氏によつて一轉機を來し、ウインチェスター及びハーロウ先づ之に倣ひ、延いて全英國の公衆學校に波及した。當時墮落に傾きつゝあつた公衆學校を改造し、之に陶冶的精神を吹き込んだのは、實にアーノルドの力で、氏の名は英國教育の

育の特色と共に、長く教育界の瞻仰する所とならねばならぬ。

#### 第四節 第十九世紀教育の約説

#### 各教育家の主張

第十九世紀の教育は、前數世紀の教育事業を綜合し、大成した觀がある。其の心理的傾向は主として教育の方法に關し、科學的傾向は教育の材料に關し、國家的傾向は目的及び制度に關して、前世紀の缺點を改善し、更に之を發展せしめた。即ちペスタロチは兒童の心理的研究と、兒童に對する深厚なる愛情が教育事業の眞の根柢であること、又教育は各能力の内部的調和的發展を助長すべきであるが、しかも此の發展は、兒童自身の經驗と活動とによるべきこと、及び教育の基礎は家庭の感化にあることを教へ、ヘルバルトは教育學を科學的に建設し、教育の中心目的は、道德的品性の陶冶にあると主張し、アーノルドは之を英國に實現し、又フレイベル

善教育各方面の改

は自己活動を以て方法上の最高原則とし之を幼稚園に適用し、ス  
ペンサーは科學の價値を高唱して、教育は實利的なるべきを説き、  
功利主義を宣傳した。今、是等諸家の努力が、教育の各方面に對し  
て、如何なる影響を與へたかを、簡単に左に約説して見る。

一、教育の對象　ロック及びブルソーは、貴公子の家庭教育を説き、  
新人文主義は中等學校以上の教育に努力したのみで、未だ普通教  
育には及ばなかつたが、十九世紀に入ると、一面に於て、多くの教育  
學者が、児童心性の發達に注意を向け、一様に児童の教育法に主力  
を注ぐと共に、他面に於て、國家主義は次第に勃興し、相待つて普通  
教育の發達を促し、嘗てルーテルが想定し、コメニウスの學校系統  
中に示された平民の教化は、始めて完全に實現せられ、同時に凡て  
の教育機關を國家の手に統一するに至つた。

白痴及び低能兒の教育亦次第に發達し、十九世紀の中葉、白痴の

\*Edouard Séguin 1812-1880

使徒と敬はれてゐる佛人エドゥアール・セガンの研究によつて、始め  
て系統あるものに發達した。

二、教育の目的　十八世紀の個人主義から、十九世紀後半に於  
ける社會主義、國家主義への轉換は、教育の目的にも變動を來し、十  
八世紀に見るが如き個人主義、世界主義は次第に其の影を没し、國  
家主義が之に代らうとするに至つた。

三、教育の内容　教育の内容については、教育の(一)世俗化した  
こと、及び(二)實利的となつたことの二者が、最も著しい特徴である。  
前者によつて宗教教育は次第に勢力を失ひ、宗教と教育との分離  
を見、後者によつて自然科學は諸教科の主位を占め、其の結果おの  
づから古語の研究を制限し、教育と實際生活とを接近せしめ、實業  
教育、補習教育等の發達を見るに至つた。

四、教育の方法　併し、十九世紀の教育に於て、最も顯著な進歩

を見たのは、方法に關する領域であつて、心性の開發、多方の興味、兒童の自己活動等の唱導により、十八世紀に於けるルソーの改革的主張も、著實に具體的に實行せらるゝに至り、注入的服従的であつた教育は、一轉して自由で愉快な發動的教育に堂々其の歩武を進めた。

### 第九章 教育最近の發達

最近の發達

如何なる目的に向つて如何に兒童を教育すべきかとは、常に解決せられつゝ、しかも到底解決し盡くすを得ない永遠の課題である。第十九世紀に於て、教育は前古比類なき發展を遂げたが、時代の推移と學問の進歩に伴ひ、二十世紀には亦二十世紀の問題がある。かくて現世紀に入るや、多くの教育學者は、十九世紀の遺産を承け繼ぎながらも、新たな問題に眼を向け、最近二十餘年間に於

て、教育上の新運動は至る所に勃興した。是等の新運動を詳細に述ぶることは固より、教育史に屬する事業ではないが、左に其の大體の傾向を略述し、これによつて上來述べ來た所を結ぶと共に、將來の方向を暗示することとする。

現今教育上に現れた諸種の傾向は、大體之を(一)反動的傾向、(二)新學說の發展、(三)方法上の新傾向に三大別することが出来る。

#### 第一節 反動的教育思潮

反動的傾向には、(一)從來の教育を消極的に批判し破壊しようとするものと、(二)反動思想たると共に又積極的に從來の缺陷を補はうとするものがある。(一)は所謂自由教育說であり、(二)は藝術教育の主張である。

一、自由教育說 凡ての人を同様に教育しようとする一様主

自由教育

- 1. Ellen Key 1849-1926
- 2. Leo Tolstoi 1828-1910
- 3. L. Gurlitt 1855-

実用教育は

自由論 自由運動

併しあまり極端なる長  
つひに短なる

藝術教育

義機械主義方法萬能論に反對し、あく迄個性の権利を主張し、内部よりの自然的な自由な發展を教育の理想とする者で、夫れが極端な個人主義、自由主義であり、且兒童を神聖視する諸點に於て、ルソ

1. の説の現代に於ける復活と見られ得る。故に或は之を新ルソ

1. 主義とも呼ぶ。其の最も有力な代表者は瑞西のエレン・ケイ女

史で、女史は「教育の秘訣は教育せざるにある。」とすら主張した。其

の他、トルストイは之を自分の學校で實行し、グurlittは獨逸に宣

傳し、モンテッソーリ女史は幼稚園の教育に適用した。

日本にも、<sup>2</sup>自由運動、<sup>3</sup>自由主義を實行した。

二、藝術教育運動 從來の教育が科學を偏重し、<sup>1</sup>庄知主義、科學

萬能主義に陥れるに反對し、藝術に於ける直觀と構想との人格に

對する價值を力説し、<sup>1</sup>教育上、藝術を、科學及び道德と鼎立の位置に

高め、<sup>2</sup>家庭學校及び一般民衆に對し、藝術趣味の普及を圖る運動を

藝術教育運動と呼び、<sup>3</sup>二十世紀の初頭獨逸に起つた一大運動で、其

- 1. A. Lichtwark 1852-1914

- 2. C. Darwin 1809-1882
- 3. A. Comte 1798-1857

の最も有力な代表者はリヒトヴァルクである。この運動はリヒト

ヴァルクの明言してゐる通り、藝術教育は國民教育の全領域に於け

る一部分を意味するに過ぎない。」と主張するもので、全教育を藝術

的ならしめようとか、又は藝術を教育の最も重要な要素に押し立

てようとするのでなく、唯從來の主知主義に反對して、藝術が教育

上要求すべき當然の位置を確保しようといふに止まり、極めて

穩健な立場を支持する。

### 第二節 教育學說の發展

十九世紀の後半以後に起つた新しい學術は、十九世紀に於て、已

に教育學に新しい精神を吹き込んだが、廿世紀に入つて其の影響

益著明となり、新學說は各種の方面から發展した。所謂新しい學

術とは第一にダーウ<sup>2</sup>ンに發した生物學であり、第二にコン<sup>3</sup>トによ

つて首唱せられた社會學であり、第三に歴史的の研究の學的發展であり、第四に、カント哲學の復興と其の祖述である。今是等多様な新學說について、特に重要なもの二三を左に摘記して、簡単な説明を加へて置く。

一、經驗主義の教育學 *経験的科學を以て教育の基礎とする*

實驗教育學

一、實驗教育學 實驗教育學は十九世紀後半に起つた實驗心理學の研究法を教育學に導入し、*経験的科學を以て教育の基礎とする* 観察、實驗及び統計を利用して、教育問題を研究し、教育學をば科學的根據を有する獨立の科學たらしめようとする主張である。夫れが、教育問題を教育上の立場より眺めようとする態度に於ては、實驗心理學と異なるが、其の方法に至つては、實驗心理學と何



モイマン

の區別もない。實驗教育學は千八百七十年代に於ける疲勞の研究に端を發し、二十世紀に入つて始めて教育學の一體系として發達した。之について貢獻する所最も大なるは、*打つて* ヴントの高弟モイマンである。*日本へもはつて* *乙ヶ巻*

生物的教育學

二、生物教育學

生物學研究の結果を教育學に適用し、生物發展の原則に基づき、順應の理法によつて教育學を建設しようとするもので、又之を進化論的教育學とも呼び、米國に於て特に喧傳せられてゐる。其の泰斗は、*打つて* デューイであるが、獨逸に於ても、*打つて* ライは生物學を基礎とせる實驗教育學を唱へ、*打つて* ベルゲマンは生物學的考察の上に社會的教育學を立てた。

二、社會的教育學

社會的教育學は必ずしも現代に特有な思想ではない。希臘及び羅馬の國家主義は、已に一種の極端な社會的教育學である。又

1. E. Meumann 1862-1915
2. J. Dewey 1859-
3. A. Lay 1862-1926
4. P. Bergemann 1862-

社會的教育學



啓蒙時代の個人主義實利主義に反對して起つたフイヒテの國家主義は已に述べた如く、一面に於て希臘思想特にプラトンの復活であり、ペスタロチは實際上、社會的教育學者であり、シュライエルマツヘルに於て社會的教育學は始めて體系ある一學說に組織せられた。併し、其の精密な規定に至つては、固より二十世紀を待たねばならなかつた。

社會的教育學は時勢の推移に促されて自然に熟したもので、一派の學者の單獨な主張ではない。従つて經驗主義、理想主義の兩方面から、共に、有力な代表者を得てゐる。

一、ベルゲマン <sup>ロバート・ベルゲマン</sup> は生物學を基礎とし、歸納的方法を採用してゐる。彼は歸納的に、個人は身體精神共に社會の所産であり、生物の目的は其の屬する種族の保存と發展にあると斷定し、之より次ぎの教育目的を立てた。曰く教育は己が屬する國民の文化問題を解決する事に喜んで參與する勢力に富める人、更に國家の有力なる一市民、世界人類の有用なる一員たるべき人を養成するにある」と。

\* P. Natorp 1854-1924

ナトルプと  
自著



二、デューイ は同じく生物學を基礎として、社會的教育學を立て、教育は其の本質上社會的の者で、社會の發展が教育終局の理想であるとした。其の方法としては、社會的、共同作業に生徒を參與せしめ、之によつて社會に順應せしむべく、學校をば小規模の社會に組織すべきであるとして、學校の社會化を力説した。<sup>三、ナトルプ</sup> 以上の學者が經驗主義なるに反し、ナトルプはカントを祖述し、理想主義の上に社會的教育學を立てた。彼は教育の中心任務は意志の陶冶にあるとした。併し、意志の陶冶は人が社會に入り、自らの意志と他の意志とが相互に關係するによつて始めて可能である。社會的教育學は、個人は社會に入りて始めて人とする陶冶

社會的教育學は、社會により、社會にまで、教育するといふことを其の標語とする。即ち人は社會に入り、社會の影響を受けて、始め

社會により個人は教育される  
個人は社會の力により發展する社會生活の陶冶條件と

社會的教育學は、社會により、社會にまで、教育するといふことを其の標語とする。即ち人は社會に入り、社會の影響を受けて、始め

公民教育説

て人としての發達を遂げ得る。社會を離れた個人は例へば物理學の原子の如く、單なる抽象に過ぎない。(ナトルプ)と共に、社會も亦個人の力によつて始めて發達する。個人は社會によつて人にまで教育せられるが、同時に個人を教育して社會の發展に寄與する所ありしめ、社會にまで教育せねばならぬと説く。そしてかゝる主張は啓蒙時代の個人主義を一蹴し、教育の目的及び方法を、凡て社會に關係せしめて決定し、特に教育上、諸般の社會的施設を重視し、教育と言へば直ちに學校教育を意味する如く考へ來つた從來の偏見を打破し去つた。彼の近時唱導せらるゝ公民教育説は社會的教育學の上に立つもので、公民教育説の有力な代表者ケルシエンシュタイネルは、現代國家に於ける凡ての學校は、出來得るだけ、見識に富み強い意志を有する、社會に有要な公民を養成すべきであると説いてゐる。

文化教育學

1. E. Spranger 1902-  
2. Th. Litt. 1880-

精神的教育學

三、文化的教育學

一面に於て新人文主義やシュライエルマツヘルの歴史の見解教育は之を一國の歴史的發展に關係せしめて解すべきであるとす。説を祖述し、社會的見地を取ると共に、他面精神的價値の實現を重視して理想主義に立ち、同時に、最近發展し來つた精神科學的心理學を基礎とし、新しい見地を開いたものが、最近唱導せられつゝある文化的教育學である。即ち文化的教育學は文化と教育とが相互に依存關係を有することを力説し、文化の構造と陶冶との關係に着眼し、文化の存續發展を教育終局の目的となすもので、其の最も有力な代表者はシュフランゲル<sup>1</sup>とリット<sup>2</sup>である。

四、精神的教育學

オイケンの哲學を基礎とし、自然に對する精神生活の勇敢なる戰により、科學、道德、藝術及び宗教の精神的價値を實現し、完全なる

\* G. Budde 1865-

人格を陶冶しようとする理想主義の一派を精神的教育學と呼び、其の最も有力な代表者はブッデである。精神的教育學の主張はブッデの次ぎの一語に最も能く表れてゐる。曰く「精神的教育學は、其の最高原理を、社會的教育學の如く、社會に求めず、又極端な個人的教育學の如く(例へばエレン、ケイ)個人の自由な氣分に置かず、之を人間界を超越する超時間的秩序、即ちオイケンの所謂精神生活に仰ぐ。……この精神生活を認め、科學、藝術等一切の文化、特に宗教及び道德に現示する永遠の精神的秩序を身に體するのが人間の本分である。」と。

### 第三節 方法上の新傾向

以上諸家の教育説は各立場を異にし、一樣に論ずることを得ないが、其の何れもが(モイマンを除く)主意主義を採り、從來の主知主

主意的傾向

義に反對してゐる點に於ては一致してゐる。従つて方法上に於ても、十九世紀の教育を支配してゐたヘルバルト派の主知説を破壊して、生徒の自發活動を重んじ、又ヘルバルト派の機械的な教授法に反對して自由な要素を加へ、方法よりも寧ろ人格といふ考へ方が勢力を奮ふに至つた。そして是が、ペスタロチ及びフレーベルが、ヘルバルトに比べて一層近代的であると言はれる所以である。

作業主義

### 一、作業主義

現代教育に於ける方法上の一大特色は、作業主義である。作業主義は「自己活動により、自己活動にまで」を標語とし、獨逸に於て最も強く主張せられてゐる。之に手工的作業を重視するものと、精神作業に於ける自己活動を力説するものとの二派あるが、何れも、從來の受容に偏した教育を破棄し、ルソー、ペスタロチ、フレーベル等の意見を受け、自己活動によつて、教授を一貫し

1. G. Kerschensteiner 1854-
2. H. Gaudig 1860-1923
3. Project method.
4. Dalton plan
5. E. Linde 1864-

藝術的要素

身體的教育

ようとする。其の最も有力な代表者はケルシエンシュタイネルとガウディヒである。近時米國に起つたフロジエクト、メソッド、ドルトン案等も亦一種の作業主義と見ることが出来る。

二、教育の藝術的方面 ヘルバルト派の方法萬能論に反對し、方法よりも人格的影響を重視し、教育は藝術の創作に似た所があるとして教師の自由な人格的活動を重んずること亦現時の一特徴で、其の有力な代表者はリンデである。彼は、概念による論理的方法よりも感情による直觀的體得を重んじ、教師の人格によつて教材に生命を與ふること、例へば、藝術家が其の素材を生かすが如くし、感情に訴へ、生き生きとした直觀によつて、事物を捉へしむべきことを極力主張した。

三、身體的方面の重視 主意的傾向は延いて、意志と身體との關係に著眼せしめ、身體の鍛鍊を以て教育の重要な一部とし、嘗て

個性教育

モンテニウの描いた「心身兩面に互る完全な陶冶」といふ理想は次第に實現せらるゝに至り、病弱兒に對する特殊の施設も各種の方面から注意せられ來つた。

四、個性と教育 現時の社會的教育學は個性を無視しないのみならず、却つて、社會の發達は、各個人が、各、其の分に應じた活動を營み、夫れ夫れ社會に寄與する所あるによつて、始めて可能であるとし、個性に應じた教育を要求する。この主張と近時に於ける個性心理學の發達と相待つて、個性教育は次第に其の分野を拓いた。能力の相違による學級編制とか、分團教授とか、職業指導とかは、かくて現時の教育に於て極めて重要視せらるゝに至り、又低能兒、俊才、盲啞、不良兒等に對する教育も著しく發達した。

以上述べ來つた所は、現今教育の趨勢に對する極めて簡単な鳥

瞰圖的展開である。主意的傾向と歴史的傾向とは其の二大支柱であつて、これによつて一樣主義と個別主義、理想と現實、一般と特殊とを綜合統一しようとするのが其の大勢である。知識に偏した十九世紀の教育法から脱し、知情意三方面の要求を夫れ夫れ適當に認め、教育を獨り學校の分内の事とせず、其の範圍を擴むると共に、又一段の深みを加へ、あくまで教育の眞義に徹しようとする努力は到る所に想見せられる。教育に對する研究熱の盛なる、現今の如きは前古未曾有であるといつても敢へて過言でない。

## 第十章 歐米の學制

### 第一節 獨逸

獨逸に於ける普通教育の發達及びフレデリキ大王の功績については已に之を述べたが、降つてフレデリキ、ウィルヘルム二世は千

獨逸學制の發達

七百九十四年普通國法を制定して、凡ての教育事業を國家の監督の下に置き、同三世はナポレオンに挫擢せられた國力を、教育の力によつて恢復しようとし、留學生を瑞西に派遣して、ペスタロチの新教育法を學ばしめ、大に普通教育を振興した。爾來駁々として發達し來つたのであるが、世界大戰に於て一敗地に塗れ、國力疲憊を極めた。けれども千九百十九年には新憲法を宣布し、其中に教育の大綱をも示して、銳意復興を策してゐる。

教育制度は、邦により多少異なつてゐるが、其の代表たる普魯西について述べると、普國の學事は文部大臣之を總攬し、全國を十二州に分け、各州に州學務局を置き、各州は又之を二乃至六縣に分け、各縣に縣學務局を置いてゐる。州學務局は、主として、中學及び師範教育を、縣學務局は初等教育を管掌する。縣は更に郡、町、村に分せられ、各事務官及び視學を置いてゐる。

現時の學制

初等教育

兒童は滿六歳で國民學校に入り、八箇年の義務教育を受ける。大戦前には國民學校に入るものは、貧民の子弟のみで、他は始めか



十八世紀後半に於ける獨逸の學校 (ベルリンの學校博物館にある繪畫から)

ら中學附設の豫備科に入り、貧富によつて學校を異にしてゐたが、戦前より已に之に對する反對運動、即ち所謂統一學校運動が起り、機漸く熟し來つたので、戦後に於ては、上級學校に進むものと雖も、始め四年間は國民學校に入り、貧富の區別なく、共同に教育を受けねばならぬことゝなつた。此の四年間を特に基礎學校と名づけ、これと同

中等教育

時に中學校の豫備科は全然廢止することにした。學科は宗教、國語、直觀科、歴史、算術、幾何、理科、地理、圖畫、書方、唱歌、體操及び裁縫、女とし、修身科を置かない。又、基礎學校の第一年にては學科を區分しないので、所謂合科教授を施してゐる。劣等生の爲に補助學級又は補助學校も置かれてゐる。國民學校の卒業生は補習學校に入る。新憲法では滿十八歳までの補習教育を強制してゐる。

**中學校** は其の教授する語學の種類に應じ、分かつて文科中學校、實科中學校、高等實科學校の三種とし、近時改良中學といふ者も各地に起つた。修業年限は何れも九箇年で、基礎學校を修了したものを入學せしめる。此の外六年程度の中學校もあり、又獨逸文化に特に重きを置く、獨逸高等學校(修業年限九箇年)も新に設けられようとしてゐる。高等女學校から大學に入らうとするものは、女學校の大學豫備級に入り、又家婦としての充分な資格を得ようとするもの、及び教員たらんとするものは、女學校卒業後、其の高等級の婦人級又は教員養成級に入學する。

大學

中等學校の卒業生は **大學** 又は **高等專門學校** に入る。大學は神學、醫學、法學、哲學(我が國の文科及び理科に當る)の四分科に分かれ、凡て自由聽講の制を取り、一定の期間在學(最少限三箇年)せるものは、ドクトルの試験を受くることを得る。現今二十三個の大學があり、其中最大なるはベルリン大學で、ミュンヘン、ライプツヒ、ボンの諸大學之に次ぐ。民衆教化の爲に國民高等學校(丁抹の高等國民學校に類せるもの)も亦各地に設けられつゝある。

教員養成機關

小學校教員を養成する爲に **師範學校** がある。修業年限は豫科二年、本科三年で、其の卒業生は准教員となり、二箇年乃至五箇年の後に、州學務局で行ふ第二回の試験を受けて、始めて正教員となる規定である。併し、これについては、久しき以前より改造論喧しく、師範學校を廢止して(已に廢止した州もある)前に擧げた獨逸高等學校卒業生を、一定の年限大學に入れ、教員としての深い修養を

教育發達の狀況

\*La Chalotais  
1701-1785

與へようと説くものもあり、又別に師範大學を設けようと説くものもあり、近く根本的の改革が行はれるであらう。中學校教員は大學で養成する。

其の他獨逸では、林間學校、休日植民、少年保護所、幼兒預り所、孤兒院、白痴院、感化院、勞働者夜間教育、圖書館等種々の教育上の施設が完備してゐる。

第二節 佛蘭西

佛國の國民教育は、十八世紀後半に於けるエスイタ派の排斥に始まる。<sup>\*</sup>ラ、シャロテーは千七百六十三年、始めて、教育は政府の事業たるべきを論じて、宗教教育排斥の先鞭を著けたが、偶、佛國大革命起り、自由、平等に關する國民の意識著しく發達して、國民教育の必要は革命家によつて盛に唱道せられた。次いでナポレオン一世

\*F. P. G. Guizot 1787-1874

革命以前の佛國の學校  
(ホアソール作金  
屬版から)



位に即き、フランス大學を創設(一八〇〇年)して全國の教育を統轄する方針を立てたが、小學校は依然として宗教團體の手にあり、其の教育は英國から移入した相互教授法によつて行はれてゐた。越えて千八百三十三年、ルイ、フィリポは時の文部大臣ギゾーに小學校令を發布せしめ、公立小學校を設け、教育をば國家の事業とした。千八百七十年獨逸と戦つて大敗してから、益々教育の必要を感じ、千八百八十一年無月謝の制を布き、同八十二年義務教育制度を確立し、同八十六年愈教育の權を曾

現時の學制、  
文部省

侶の手から奪つて、強制、無月謝、宗教に獨立なることを以て其の三綱領となし、更に千九百四年の法令によつて、普通教育を行ふ宗教學校を凡て閉鎖した。

佛國の學制は畫一主義により、幼稚園から大學に至るまで整然と秩序が立つてゐる。文部大臣は全國の學事を總攬し、同時に巴里大學區の總長である。其の下に高等教育會議があつて之を補佐する。全國を十七の大學區に分け、各大學區に一大學あり、各大學の總長は、學區内の中等教育及び初等教育を監理する。文部省には視學官あり、各縣、各郡にも亦視學官があつて、視學制度能く整つてゐる。

初等教育を施す學校は、(一)母親學校、(二)尋常小學校、(三)補習科及び高等小學校、四)徒弟學校及び實業補習學校である。母親學校は幼稚園に相當するもので、滿二歳から六歳迄の幼兒を保育する。母

母親學校



尋常小學校

親學校若しくは小學校に附屬して幼稚科があり、四歳から七歳に至る兒童を教育する。尋常小學校は六歳幼稚科からゆくものは七歳から十三歳に至る兒童に義務教育を施す所で、教科目は修身及び公民科、讀方、書方、佛語、算術、歴史及び地理、實物教授及び自然科學、初歩、農業、圖畫、唱歌及び手工、體操、裁縫(女兒等)である。學校に於ける宗教科を廢して、修身及び公民科を課し、日曜以外一週一日の休暇を與へて宗教教育を受けしめる。千九百二十年の法令を以て義務就學の年齢を更に十四歳迄延長した。

補習科及び高等小學校

補習科の年限については別に規定なく、土地の事情によつて之を決定する。高等小學校の修業年限は三箇年以上で、學科を普通科と職業科とに區分する。

中學校

中學校は國立のものをリセー、地方立のものをコレージュと呼び、修業年限本科七箇年で、其の下に四箇年の豫備科を置き、七歳か

大學

ら入學を許可する。女子の中學は十二歳から入學を許し、五箇年の修業年限で、其の下に豫備科が置いてある。大學は多くは文學科、理學科、法學科及び醫學科に分かれ、凡て女子の入學を許してゐる。現在十七個の大學中、巴里大學は古來其の名最も高く、學生の數、世界の大學の首位を占めてゐる。

教員養成機關

師範學校は各縣に男女各一校を設け、初等教育の教員を養成する。滿十五歳で入學せしめ、修業年限三箇年を本體とするが、二箇年に短縮することをも許してゐる。但此場合には十六歳以上のものを入學せしめる。中等教育及び高等小學校の教員は、高等師範學校(修業年限三箇年)で養成する。

### 第三節 英吉利

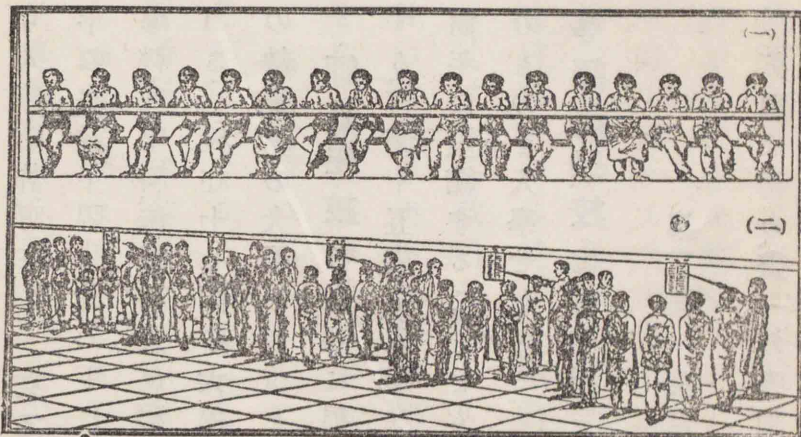
英國は初め、畫一の學制を立つることなく、一切之を個人又は宗

教育發達の狀況

相互教授法

- 1. Robert Raikes 1735-1811
- 2. Andrew Bell 1753-1832
- 3. Joseph Lancaster 1778-1838

（千八百三十一年）  
 外國學校協会の出版  
 第一号から五号の  
 第二号の五号の  
 第三号の五号の  
 第四号の五号の  
 第五号の五号の  
 第六号の五号の  
 第七号の五号の  
 第八号の五号の  
 第九号の五号の  
 第十号の五号の  
 第十一号の五号の  
 第十二号の五号の  
 第十三号の五号の  
 第十四号の五号の  
 第十五号の五号の  
 第十六号の五号の  
 第十七号の五号の  
 第十八号の五号の  
 第十九号の五号の  
 第二十号の五号の  
 第二十一号の五号の  
 第二十二号の五号の  
 第二十三号の五号の  
 第二十四号の五号の  
 第二十五号の五号の  
 第二十六号の五号の  
 第二十七号の五号の  
 第二十八号の五号の  
 第二十九号の五号の  
 第三十号の五号の  
 第三十一号の五号の  
 第三十二号の五号の  
 第三十三号の五号の  
 第三十四号の五号の  
 第三十五号の五号の  
 第三十六号の五号の  
 第三十七号の五号の  
 第三十八号の五号の  
 第三十九号の五号の  
 第四十号の五号の  
 第四十一号の五号の  
 第四十二号の五号の  
 第四十三号の五号の  
 第四十四号の五号の  
 第四十五号の五号の  
 第四十六号の五号の  
 第四十七号の五号の  
 第四十八号の五号の  
 第四十九号の五号の  
 第五十号の五号の  
 第五十一号の五号の  
 第五十二号の五号の  
 第五十三号の五号の  
 第五十四号の五号の  
 第五十五号の五号の  
 第五十六号の五号の  
 第五十七号の五号の  
 第五十八号の五号の  
 第五十九号の五号の  
 第六十号の五号の  
 第六十一号の五号の  
 第六十二号の五号の  
 第六十三号の五号の  
 第六十四号の五号の  
 第六十五号の五号の  
 第六十六号の五号の  
 第六十七号の五号の  
 第六十八号の五号の  
 第六十九号の五号の  
 第七十号の五号の  
 第七十一号の五号の  
 第七十二号の五号の  
 第七十三号の五号の  
 第七十四号の五号の  
 第七十五号の五号の  
 第七十六号の五号の  
 第七十七号の五号の  
 第七十八号の五号の  
 第七十九号の五号の  
 第八十号の五号の  
 第八十一号の五号の  
 第八十二号の五号の  
 第八十三号の五号の  
 第八十四号の五号の  
 第八十五号の五号の  
 第八十六号の五号の  
 第八十七号の五号の  
 第八十八号の五号の  
 第八十九号の五号の  
 第九十号の五号の  
 第九十一号の五号の  
 第九十二号の五号の  
 第九十三号の五号の  
 第九十四号の五号の  
 第九十五号の五号の  
 第九十六号の五号の  
 第九十七号の五号の  
 第九十八号の五号の  
 第九十九号の五号の  
 第一百号の五号の



教團體の手に委せてあつた。即ちロバート、レークスは千七百八十年日曜學校をおこし、主として宗教及び簡易な讀書教授を施し、次いでアンドルー、ベル、ジョセフ、ランカスターの二人、時を同うして、年長者を助手とする相互教授法をはじめ、普通教育の振興を圖つたが、十九世紀の始め、英國及び外國學校協會、國民協會の二協會が起り、ベル、ランカスターの趣旨に基づき、競うて學校を設立し、普通教育の普及を圖つた。是に於て政府は千八百三十三年以來、兩協會に補助金を支出し、後中央

現時の學制、文部省

小學校及び補習學校

政府に教育局を設け、其の事務を掌らしめた。千八百七十年小學校令を出して就學強制の法を定め、始めて公立の小學校を認め、爾來幾多の改良を経て、強制教育の制度次第に確立した。千九百二年更に新教育令を發布して、初等教育及び中等教育の統一を企て、千九百十八年の法令で一層之を確立した。

**文部省** は全國の學事を統轄し、省内に教育評議委員及び視學官がある。又全國を幾多の學區に分け、區毎に學校事務局を置き、其の委員は學区内で公選せられる。

英國の學校は凡て自由な發達に任せ、私立學校主義であつたから、**小學校**も私立が多く、公立のものは少い。學齡は五歳から十四歳迄であるが、地方によりては、十五歳乃至十六歳迄延長するこゝとが出来た。小學校の教科は國語、書方、算術、圖畫(模型製作を含む)、觀察科及び自然研究、地理、歴史、唱歌、衛生及び體操、家事(女兒)を必修

科とし、其の他の學科を適宜附加する。また臨時に修身の道を授け、公立小學校では特定の宗教を授けないのを本體としてゐる。別に、三歳乃至五歳または六歳の幼兒を收容する幼兒學校、及び三箇年程度の高等小學校があつて、十二歳以上の兒童を入學せしめる。

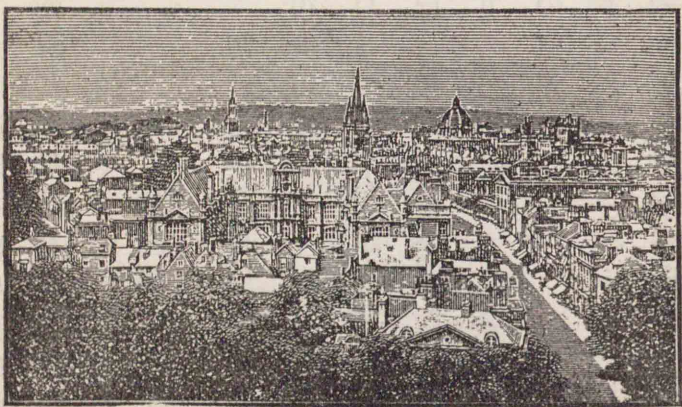
**補習學校** は十四歳から十八歳迄の青年に補習教育を施す所で、他の學校に在學しないものは、十六歳迄就學を強制せられる。凡て無月謝である。

**中學校 及び 大學** は、凡て私立で極めて自由な歴史的發達をなし、政府は少しも之に干渉しない。従つて教科目、修業年限(中學校は多く十二三歳より十六七歳に至る)等一定せず、各學校は各特色ある發達を成してゐる。一般に運動、競技を奨励し、寄宿舎の生活を重んじ、人格の陶冶を目的とせるは其の一大特色である。中

中學校及び大學

教員養成機關

オックスフォード大學



學程度の學校では、イートン、ハーロー、ラグビーを始め多くの公衆學

校、大學ではオックスフォード、ケンブリッジ、ロンドンの諸大學特に有名である。

**教員の養成** については從來種種の方法行はれ來つたが、千九百五年「學生教師組織」を創め、現今では多く之に依つてゐる。其の法、中等學校在學生中から教員志望者を募り、一定の學資を與へ、其の學校にて修學せしめ、其の後一箇年間小學校で實地練習を積んだ上、更に師範學校に進み、一定の試験に合格した後、始めて正教員に採用する。

近時諸國で盛に行はれてゐる大學擴張運動は、千八百七十三年英國に起つたものである。

#### 第四節 米 國

教育發達の狀況

- 1. Horace Mann 1796-1859
- 2. Henry Barnard 1811-1900

初め北亞米利加に移住した歐洲人は、何れも宗教改革及び文藝復興の影響を受け、學術に對する趣味殊に深かつたから、學校を設けることも亦頗る早く、マサチューセツ州の如きは、千六百四十二年已に強制教育令を布き、無月謝の公立小學校を有した。けれども、其の後、戰亂のため、教育は一時頓挫し、十九世紀に到つて再び隆盛の氣運に向つた。そして、此の發達に與つて功績のあつたのは、ホーレス・マンとヘンリー・バーナードである。中にもマンは、千八百三十七年當時新に設けられたマサチューセツ州の教育局長となり、在職十二年、ペスタロチの主義に基づいて種々の教育的施設をな

現時の學制

マン、マ



し、或は義務就學の法令を定めて普通教育を振興し、或は校舎の設備を整へ、教師の待遇を高め、或は師範學校を設立する等、效果頗る顯著であつたから、他の諸州何れも範を之に取り、争うて教育局を設け、米國の教育爲に、全く面目を一新するに至つた。

米國は最も自由を尊ぶ國であるから、教育も之を各州の自治に一任し、各州に設置せる教育事務局専ら其の州の教育事務を司どり、全國統一の制度なるものは存しない。千八百六十七年内務省に國立教育局を設けたが、これは只、學事に關する諸般の調査報告をなすに止まり、教育上の指揮、監督に當るものではない。従つて修業年限の長短、教科目、就學の年齢等州によつて異同がある。

小學校

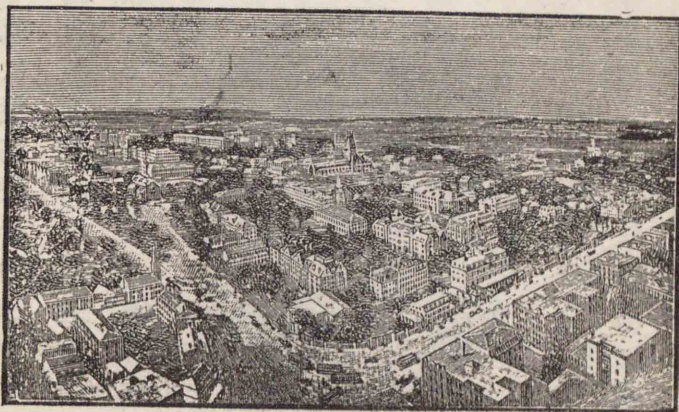
現今、各州共に強制教育を施し、**小學校**の修業年限を八箇年とするのが最も普通である。小學校は

通常之を二部に分かち、(一)尋常小學校は六歳から十歳に至り、(二)高等小學校は十歳から十四歳に至り、兒童は貴賤貧富の區別なく、凡て同一の小學校に就學する。宗教科は全く家庭に委せ、また小學校に附帶して職業的陶冶を施すもの多く、其の教育は著しく實利的、自治的の傾向を有してゐる。教師の多數は女子で、學校教師といへば直ちに女子が聯想せられる。

**中學校**は通常、修業年限四箇年で

中學校

ハイヴァード  
大學



月謝を徴集せず、其の教育は常に社會の實際的方面に着眼し、著しく實利的傾向を帯びてゐる。近時、小學校第六年修了者を入れ、三年の課程を有する**幼年・中學校**が各地に起つたため、一般の中學校の年限も三年に改めるものが多い。これが所謂六・三・三案で、今では以前の八・四案よりも優勢である。教科目は一定してゐないが、一般に選擇科目を多くし、自由に採擇せしめてゐる。

**大學**は修業年限四箇年のもの多く、私立ではハイヴァード、エール、コロンビヤ、シカゴ、州立ではカリフォルニア、ミシガンの諸大學が特に著名である。

大學

男女共學

米國は女子の爲に學校を特設することが尠い。けれども下、小學から上大學に至るまで、男女共學の制が行はれてゐるから、女子で高等教育を受けるもの甚だ多く、従つて女子の社會上の地位も一般に高い。

教員養成機關

教員養成の爲には師範學校と大學の教育部とがある。師範學校は中學校卒業生を入れ、修業年限二箇年のものが多かつたが近時多くの州では之を四箇年程とし師範大學と稱するに至つた。即ち略ぼ大學程度の教育を受けて、始めて小學校教員となる組織である。生徒は男子よりも女子の數が遙に多い。

第三篇 本邦維新以後の教育

第一章 明治初年の教育

明治元年三月十四日、明治天皇紫宸殿に臨御したまひ、天神地祇を祭り、五箇條の御誓文を宣せられた。是れ即ち開國進取の國是であつて、教育の大方針も亦昭乎として明らかになつた。維新以後に於ける教育上の施設は、一として舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ク。知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス。の精神に基づかぬものなく、明治初年に於ては、特に皇道を振起し、且漢土西洋の學を採つて、國運の發展に資するを、其の理想とした。

明治元年、政府は、仁孝天皇天保十三年、朝臣子弟の操行を矯正し、學藝を教ふる爲に建て給へる京都の學習院を再興して、大學寮代となし、公卿教育の端を開き、又江戸の昌平黌醫學所、開成所を復興

明治元年三月十四日、明治天皇紫宸殿に臨御したまひ、天神地祇を祭り、五箇條の御誓文を宣せられた。是れ即ち開國進取の國是であつて、教育の大方針も亦昭乎として明らかになつた。維新以後に於ける教育上の施設は、一として舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ク。知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス。の精神に基づかぬものなく、明治初年に於ては、特に皇道を振起し、且漢土西洋の學を採つて、國運の發展に資するを、其の理想とした。

世界の教育は、いかに皆、自ら  
道に羽翼を与ふるため、  
併し、西洋思想を輸入し、  
あまりに急を為す明治初  
年に於ては、  
なごなごな本を針を志  
れ、  
こころを又、  
いて来た、

文部省の設置

私立學校

し、四方の碩學を徵して其の教授に任じた。次いで大學寮代を廢し、京都に皇學所及び漢學所を開き、國體を辨明し名分を正し、漢土西洋の學を以て共に皇道の羽翼とする旨趣に基づいて教育を施した。  
明治二年昌平黌を大學と改稱して、全國の教育行政を統べしめ、皇漢兩學所を廢し、開成所を大學南校、醫學所を大學東校に改めた。小學校は明治二年始めて京都に設け、同三年東京に六校開いたが、未だ普及するまでには至らなかつた。明治四年大學を廢して新に文部省を置き、教育事務を總括せしむることとし、大木喬任を文部卿に任じた。  
私立學校では安政五年に設立した福澤諭吉の慶應義塾、近藤眞琴の攻玉社(文久三年創立)、中村正直の同人社(明治六年創立)等が、最も有名であつた。

第二章 學制時代の教育

學制の頒布

思想は英米流と、  
制度は佛國をまねた、  
大政、  
青森、  
岩手、  
愛知、  
東京

教育制度

明治五年八月太政官の布告を以て學制を頒布した。學制は實に大寶令以來、教育に關する最初の法令で、ナポレオン一世の立案した佛國の制度を範とし、之に多少の變更を加へたものである。其の大意は、全國を八大學區に分け、翌六年之を七大學區に改む、每區に大學校一校を設け、一大學區を三十二中學區に區分し、每區に一中學校を置き、一中學區を更に小分して二百十小學校となし、每區に小學校一校を置くべき定めである。此の計畫によると、小學校は全國を通じて其の數實に五萬三千七百六十校となり、當時の人口約六百に對して一校の割合であつた。  
文部省は全國の學制を統べ、大學區には督學局あり、中學區には學區取締がある。學區取締は區内一般人民の子弟の就學勸誘及

び督勵學校の設立、保護、其の他一切の學務を擔任する。小學校は上下二等の尋常小學校、下等小校は六歳—九歳、上等小學校は十歳—十三歳、女兒小學校、村落小學校、貧人小學校、小學私塾、幼稚小學校及び癡人學校に區分し、中學校は上下二等、下等中學は十四歳—十六歳、上等中學は十七歳—十九歳に、大學の學科は理學、文學、法學、醫學の四科に區分した。其の他學制には師範教育、教員生徒及び試業、海外留學生、學費等に至る迄悉く規定し、章を重ねること二百十三、頗る周密、大なるものである。

學制の主旨

學則の主旨を明らかにする爲に、太政官より、別に左の「仰被、出書」を出した。普通教育の普及と、實學の獎勵は其の二大綱領である。

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を盛にして、以て其生を遂ぐるゆゑんものは、他なし、身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め、智を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず、是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行、言語

身を修め、智を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず、是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行、言語

の英米流を取らざるを要す

の徳川時代の意向は、道徳生活を重んじ、才藝を軽んじた

の徳川時代の意向は、道徳生活を重んじ、才藝を軽んじた

の徳川時代の意向は、道徳生活を重んじ、才藝を軽んじた

書算を初め、士官農商百工技藝及び法律、政治、天文、醫療等に至る迄、凡人の營むところの事、學にあらざるはなし。人能くその才のある所に應じ、勉勵して、之に従事し、しかして後、初て生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありてより、年を歴ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及婦女子に至つては、之を度外におき、學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶものも、動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立るの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尙に似たりといへども、之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是すなはち沿襲の習弊にして、文明普ねからず、才藝長ぜずして、貧乏、破産、喪家の徒多きゆゑなり。是故に人たるものは、學ばずんばあるべからず。之を學ぶに、宜しく其旨を誤るべからず。之に依て、今般文部省に於て學制を定め、追、教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民、華族、農工商、必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるなり。高上の學に至ては、其人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は、男女の別なく、小學に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事。



教員養成

\*Scott

就學督勵

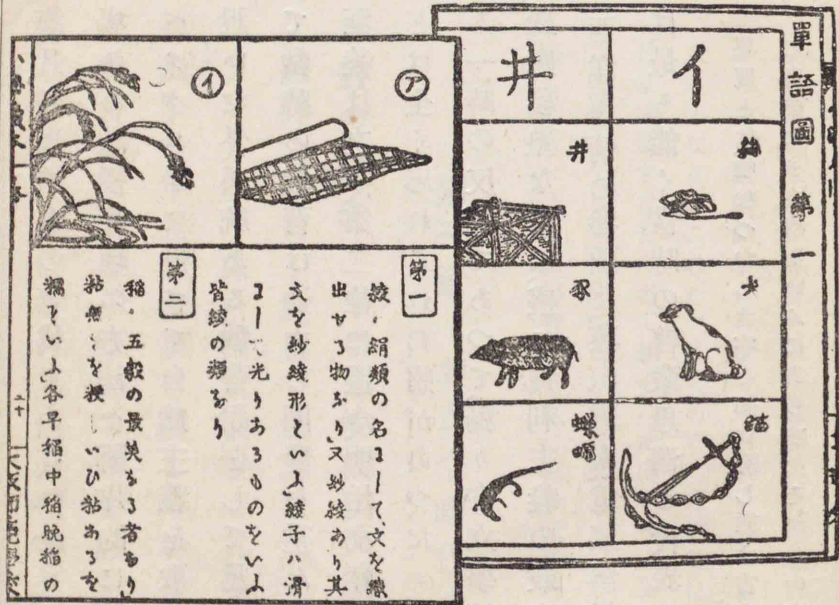
幼稚園

大學

學制の實施につき當局者の最も力を注いだのは教員養成と小  
 學兒童就學督勵とである。教員養成については明治五年舊昌平  
 覺趾に東京師範學校を起し、米人スコットを聘して教師とし、次いで  
 大阪宮城、愛知、廣島、長崎及び新潟に各官立の師範學校を設け、又東  
 京女子師範學校(明治七年)を開き、短期の教員傳習所、教員講習所等  
 を各地に設置した。其の後、各府縣の公立師範學校が次第に整頓  
 したため、地方の官立師範學校は之を廢し、府縣師範學校に補助金  
 を與へて其の發達を促した。就學については、明治八年學齡を定  
 めて滿六歳から十四歳迄とし、督勵を加へたから、漸く其の效果顯  
 れ、明治十一年には、公私立小學校二萬六千六百校、學齡兒童の就學  
 歩合四一・二六に達した。明治九年東京女子師範學校に幼稚園を  
 開設し、同十年元の大學南校及び大學東校を合せて、東京大學と稱  
 へ、法學、醫學、理學、文學の四學部を置いた。

- 1 J. P. Wickersham, School Economy.      \*David Murray 1830-1905  
 2 J. S. Hart, In the Classroom.  
 3 D. P. Page, Theory and Practice of Teaching.  
 4 C. Northend, Teacher and Parent.  
 5 N. A. Calkins, Primary Object Lesson.

明治初年の  
 教科書は  
 右門小學  
 左門小學  
 入本小學  
 省に編纂  
 のし、た  
 のし、た



第一  
 披、胡類の名より、文を繼  
 出ヤ了物ふり、又妙あり其  
 文を妙形といふ、鏡子ハ滑  
 コーで光りあるものをいふ  
 皆鏡の類なり

第二  
 稻、五穀の最美る者あり  
 若無くを獲し、いひ給あるを  
 糶といふ、各早稲中稲晚稲の

### 教育思想

學制は其の

範を佛國に取つたが、教育思  
 想は専ら米國を宗とした。  
 即ち、文部省には、デーヴイド、  
 モルレーを聘し、東京師範學  
 校にはスコットがゐて、學則の  
 立案、教授法の研究等、凡て米  
 國式であつた。當時文部省  
 で翻譯刊行した著書は、ウイ  
 カーシヤムの學校通論、ハート  
 の學室要論を始め、ページの  
 教授論、ノーセンドの小學教  
 育論、カルキンズの庶物指教

目的論  
實利主義  
方法論  
断片的な教授方法  
自然主義

戦近近世教育史改訂版

等、凡て米國人の著述である。是等の著書は、何れも、實利主義の立場から、教授管理の方法を断片的に述べたに止まり、ページの書がペスタロチに倣つて自然主義を取り、人性の自然的、調和的發展を説いた外、系統ある教育説として見るべきものはなかつた。従つて、當時の教育は知力の開發を重んじ、實利主義に馳せ、國民道德の涵養は之を第二位に置き、明治初年の理想であつた皇道の振起などは、全く忘れられた感があつた。如此は從來の儒教主義に對する一時の反動であつて、獨り官立學校ばかりでなく、私立學校でも、慶應義塾などは、盛に實利主義の鼓吹に力めた。福澤翁が其の著「西洋事情」の巻頭に「蒸汽濟人、電氣傳信、四海一家、五族兄弟」と題せるは、最も能く當時の啓蒙思潮を代表したものである。

學問とは、唯むづかしき字を知り、解し難き古文を讀み、和歌を樂み、詩を作るなど、世上に實のなき文學をいふにあらず。それらの文學も、自ら人の心を悦ばしめ、隨分調法

なる者なれども、古來世間の儒者、和學者などの申すやう、さまであがめ貴ぶべき者にあらず。古來漢學者に、世帯持の上手なる者も少く、和歌をよくして、商賣に巧なる町人も稀なり。これがため、心ある町人、百姓は其子の學問に出精するを見て、やがて身代を持崩すならんとて、親心に心配する者あり、無理ならぬことなり。畢竟學問の實に遠くして、日常の間に合はぬ證據なり。されば、今、斯る實なき學問は、先づ次にして、専ら勤むべきは、人間普通、日常に近き實學なり（福澤諭吉學問のすゝめ）。

### 第三章 教育令時代の教育

教育令の發布

#### 教育制度

學制は規模廣大、頗る整然たるものであるが、餘りに翻譯的であり、且、畫一、急進に失し、我が經濟事情に適應しないところがある。加之、西南戦争は、其の實施に一大打撃を與へたので、明治十二年九月學制を廢して、新に教育令を發布した。

教育令は大、中、小學區の制を廢し、各町村に小學校を設置させ、學區取締の代りに、町村人民の選舉した學務委員を置き、義務教育年

は制があまり  
大初  
田中  
放法  
さ

官制令のよるまじさぬ  
有判時代と云ふ

限を十六ヶ月と定め、兒童に體罰を加ふることを禁じ、其の他の規定も、只大綱を示すだけで、是が細節は町村の自治に一任した。是れ一には、學制時代の干渉に對する反動であり、一には當時民間に流布した佛國の自由主義の反映であつた。然るに、當時の人心未だ幼稚で、自治の精神に乏しく、教育令は聊か放任に過ぎた感があつたので、明治十三年十二月再び**改正教育令**を發布するに至つた。

改正教育令の發布

改正教育令に於ける改正の要點は、(一)各町村は府知事、縣令の指  
定に従ひ、獨立に、或は聯合して、其の學齡兒童を教育するに足るべき、一個若しくは數個の學校を設置すべきことを定め、(二)學務委員の選任を嚴にし、且委員中に戸長を加へ、(三)就學義務年限を三ヶ年に延長し、(四)學校の設置、廢止の管理を嚴にし、(五)師範學校の設置を強制した等、法令は漸く密となり、自由主義から保護干渉主義に轉

教則大綱

じた。越えて十四年小學校教則綱領、中學校教則大綱、師範學校教則大綱を定め、教育令實施の方法を示した。

中等學校

**中學校**は小學校の發達に伴なつて漸次増設せられたが、管理が行き届かなかつたため、施設、頗る區々であつたのを、中學校教則大綱によつて整頓した。**女學校**は明治十五年東京女子師範學校に附屬高等女學校を設け、從來東京女學校(明治五年設置)等に行はれてゐた歐風の教育法を改め、始めて我が國情に適した教育を施した。是れ本邦で高等女學校といふ名稱を用ひた始めである。**教員養成機關**は、各府縣師範學校次第に整頓し、之と同時に、中等教員養成の機關たる東京師範學校も亦漸く發達し、且體操教習所(明治十年)、音樂取調掛(明治十年)を置いて、體操及び音樂の教師を養成した。改正教育令の効果は一時甚だ顯著であつたが、明治十七年前後に於ける經濟界の不振は、教育界に一大打撃を與へ、政府は經費節

減の旨趣に基づいて、明治十八年八月再び教育令を改正し、土地の  
情況により小學教場の制を設け、小學校よりも一層簡易な教授を  
なし得る制を立てた。けれども發布後僅か八ヶ月で、學校令之に  
代るに至つた。

特殊の教育としては、**盲啞教育**。始めて此の期に發達した。即ち、  
明治十一年山尾庸三及び我が國盲人教育の祖とも稱すべき古川  
太四郎の力により、始めて京都に私立京都盲啞院が起り、次いで明  
治十二年大阪府に模範盲啞學校を、同十三年東京に私立の共立訓  
盲院を開いた。共立訓盲院は明治十八年文部省の直轄となり、二  
十年始めて東京盲啞學校と改稱し、四十三年又盲學校と聾啞學校  
との二校に分かれた。

其の他、此の期間には、前記の私立學校の外に、早稻田專門學校(明治十五年)、  
濟生學舍(明治九年創立)、同志社(明治八年創立)及び明治十三年以來起つた

其の他の教育事業

盲啞教育

教育のたぐひに徹底して来たの  
で盲啞に於ける教育も、まことに  
この方面に於ける教育の思想  
に活きて来た。

法律専門學校が漸く盛となり、諸種の教育會も亦組織せられ、明治  
十六年には大日本教育會(現今の帝國教育會)が創立せられた。又神宮皇學館  
及び東京大學内古典講習科の設置(共に明治十五年)なども、國粹保存の一の  
あらはれとして注目に價する。

教育思想

教育令時代に入つて、從來の教育教授の斷片的研

究は、稍系統あるものに組織せられた。けれども、其の思想は前期  
と同じく、實利主義であつて、スペンサーの教育論、ベインの教育學  
等最も愛讀せられ、教育以外の書籍では、スペンサーの哲學、ミル、ベ  
ンナム等の倫理學が行はれたが、是等はいづれも實利主義、功利主  
義を標榜せるものである。又一方に於て、明治八年、師範教育取調  
の爲、米國に派遣せられた伊澤修二(二五五七一年)、高嶺秀夫(二五五七〇年)の  
二氏は、明治十一年歸朝してペスタロチの開發教育法を宣傳した。  
明治十五年には伊澤修二の教育學が刊行せられたが、是れ邦人の

教育思想

\* A. Bain, Education as a Science.

實利主義の思想  
スペンサー  
白鳥祥吉の思想  
實利主義  
ベインの教育論  
目的  
實利主義の思想  
道徳、精神の教育の重要性  
ペスタロチの開發教育論

高峯伊澤の米口へ行つた後、丁を米口は、その時の全盛時代であった。

オスカー・コーン  
ハリス  
二七二

晩近近世教育史(改訂版)

近代時代の教授法の進歩  
その一(南條の教授法)  
その二(南條の教授法)  
その三(南條の教授法)  
その四(南條の教授法)  
その五(南條の教授法)  
その六(南條の教授法)  
その七(南條の教授法)  
その八(南條の教授法)  
その九(南條の教授法)  
その十(南條の教授法)

\* J. Johonnot, Principles and Practice of Teaching

手に成つた教育學書の嚆矢である。若林虎三郎、白井毅共著の改正教授術明治十六年)も亦、ペスタロチの教授法の普及に於て與る所大であつた。斯くて實利主義と開發主義とは相合して、偏へに知力の開發に傾き、主知主義の教育が全盛を極めた。ペスタロチの調和的發展の思想に實利主義を交へた米人ジョホノット(一八二八)の教育學(高嶺秀夫譯)教育新論が最も廣く行はれたのは、當然のことであると言はねばならぬ。加之一般の人心、甚しく歐化主義に流れ、盛に自由民權の說を主張し、我が國固有の長所を没却しようとするに至つた。是に於て、一部の人士は國粹の保存を唱へ、歐化主義に對する牽制運動を起し、時の文部卿福岡孝悌は明治十四年小學校教員心得を出し、尊王愛國の大義を鼓吹し、德育の重きを諭し、人を導きて善良ならしむるは、多識ならしむるに比し一層緊要なることを道破した。又翌年勅撰幼學綱要を全國の各學校に

問答と道徳に於ける  
ものも南條の如く

國粹保存

福岡孝悌

頒ち、明治十五年には軍人への勅諭を下し給へるなど、各種の方面から國民道德の振興を圖つたが大勢の赴く所如何ともしがたく、歐化の潮は國內に漲り渡つた。修身(後)の如く、

左に摘出せるは、心力開發的の新主義の普及の爲に若林、白井兩氏の著せる改正教授術の卷頭に掲げた教授の主義である。當時の教授法の傾向を知るに足るものがある。

- 教授ノ主義
- 一 活潑ハ兒童ノ天性ナリ 動作ニ慣レシメヨ 手ヲ習練セシメヨ
  - 二 自然ノ順序ニ從ヒテ諸心カヲ開發スベシ 最初、心ヲ作り後之ニ給セヨ
  - 三 五官ヨリ始メヨ 兒童ノ發見シ得ル所ノモノハ決シテ之ヲ説明スベカラズ
  - 四 諸教科ハ其ノ元基ヨリ教フベシ 一時一事
  - 五 一步一步ニ進メ 全ク貫通スベシ 授業ノ目的ハ教師ノ教ヘ能フ所ノ者ニ非ズ生徒ノ學ビ能フ所ノモノナリ
  - 六 直接ナルト間接ナルトヲ問ハズ各課必ズ要點ナカルベカラズ
  - 七 觀念ヲ先ニシ表出ヲ後ニスベシ
  - 八 已知ヨリ未知ニ進メ 一物ヨリ一般ニ及ベ 有形ヨリ無形ニ進メ 易ヨリ難

本論 第三篇 第三章 教育令時代の教育

十二年  
修身令が此の時修身令第五位  
文部大臣、文部大臣をお呼びになす。一はに存すおを、修身令を尋ね、小長

幼童綱要  
根柢は、あやもあやも、  
始の日は、  
たあ、  
あや、  
よ、  
そ、

十三号 十頁  
改正教育令の時始めて修身科を第一にのぼした。

輓近近世教育史(改訂版)

示セケイも便利功利にあきつたか、あかる。

ニ及ベ 近ヨリ遠ニ及ベ 簡ヨリ繁ニ進メ  
九 先ヅ總合シ後分解スベシ

### 第四章 學校令時代の教育

#### 第一節 學校令の發布

明治十八年官制の大改革あり、森有禮(三五〇七)新に文部大臣に任ぜられ、多年海外に學んだ新知識と實務に於ける經驗とに基

づいて、教育法令の大刷新を行つた。

即ち、明治十八年文部省に視學官を置き、十九年帝國大學令、師範學校令、小學校令、中學校令及び諸學校通則を發布し、之を總稱して**學校令**と呼んだ。

學校令によると、小學校、中學校及び

學校令の發布

森有禮

學校令の概観



師範學校は各尋常、高等の二等に分かれ、大學は大學院及び法醫、工、文、理の五個の分科大學に分かれ、高等小學校(修業年限四箇年)を卒業した者は、順次に尋常中學校(修業年限五箇年)、高等中學校(修業年限二箇年)を経て、帝國大學に入り、又は尋常師範學校(修業年限四箇年)を経て、高等師範學校(修業年限一男子三、二箇年、女子四箇年)に入ることもなり、茲に一の完全な學校系統を組織し、現今の教育制度の基礎を確立した。

**小學校令** には、小學校の設置、區域及び位置等は、凡て府縣知事の指定によることとし、就學義務年限を尋常小學校の四箇年に延長し、土地の情況によつて、修業年限三箇年以内の小學簡易科を置き、尋常小學校に代へることを得しめた。

公立師範學校は、從來其の數を規定してゐなかつたが、**師範學校令** では、一府縣一箇所に制限し、全力を此の一師範學校に集中させる方針を取つた。蓋し、森文部大臣は國運發展の基礎を、國民

小學校

師範學校

獨逸の學問

\*Hausknecht

教育に置き、國民教育の消長は師範教育如何に依存すると考へたから、特に師範教育を重んじ、生徒は凡て寄宿舎に入れ、其の訓育は順良、信愛、威重の三氣質を養成するを以て根本義と定め、兵式體操を課して、精神を鍛鍊した。又尋常師範學校長は其の府縣の學務課長を兼ね得ることとし、小學校長及び教員は尋常師範學校卒業生を以て之に任ずるを本體とするなど、明らかに師範學校を以て普通教育の根原と認められた。

明治二十一年文科大學内に教育學特約生を置き、獨逸人ハウスクネヒトを聘して教育學を講ぜしめた。これより我が學風次第に英、米を去つて獨逸に向ひ、ヘルバルトの學說始めて盛に唱導せらるゝに至つた。

## 第二節 教育勅語の下賜

教育勅語

歐化主義の最も盛であつたのは、明治二十年前後で、其の極端なものは、悉く我が古來の文物制度を排し衣食住の習慣迄も改め、英語を以て國語に代へようとするものさへあるに至つた。是に於て、明治十九年、西村茂樹は「日本道德論」を著し、又日本弘道會を起し、明治二十年、勝安芳は當路者に建白して、其の反省を求め、三宅雪嶺等は、明治二十一年、政教社を興し、雜誌「日本人」を出だして、大に國粹の保存を唱へた。けれども、歐化といふも、國粹保存といふも、共に我が國運の發展を以て其の終局目的とするに至つては一であるから、兩者の思想次第に和熟し、其の歸着點やうやく明らかならうとする際、明治二十二年二月十一日皇室典範及び帝國憲法の發布あり、越えて二十三年十月三十日教育に關する勅語を下賜せられ、時の文部大臣芳川顯正之を奉戴して、全國諸學校に頒布するに及んで、政治思想、倫理思想始めて統一の氣運に向ひ、國家主義の教育

小學校令改正

是より勃興するに至つた。  
 明治二十三年十月地方學事通則を定め、同時に小學校令を改正し、小學校の目的を「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ、道德教育及ビ國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。」と定めたが、これは其の範を獨逸に取つたものである。又小學簡易科を廢し、義務教育たる尋常小學校の修業年限を三箇年若しくは四箇年とし、從來授業科を以て小學校經費の本體とした制を廢し、經費は凡て市町村から支出させ、其の他市町村制の實施(明治二十二年)に伴ふ諸般の改正を施し、翌二十四年獨逸の制に倣ひ、小學校教則大綱を發布し、各科の程度及び要旨を明らかにした。

國學の獎勵

明治二十六年井上毅(三五〇四一、三五五五年)文部大臣となり、一方に於て國

小學校教則大綱

實業教育の諸規程

學、漢學の研究を奨めて、外國語偏重の弊を矯め、國家主義の教育を鼓吹すると共に、他方に於て國運發展の基礎は一に國力の充實にありとし、大に實業教育を奨勵し、實業補習學校規程、實業教育國庫補助法を始め、多くの實業教育に關する規程を定めた。

第五章 明治の教育家——福澤諭吉

明治の教育家中特に功績ある人々は、同人社をおこして、多くの子弟を教育した中村正直(二四九二一、二五五一年)、攻玉社の創立者近藤眞琴(九一四一、二五〇三年)、同志社を創めて、基督教主義の教育に一生を委ねた新島襄(二五五〇三、二五五〇三年)、及び福澤諭吉であるが、就中、最も有名なるは福澤諭吉である。

傳記

福澤諭吉は豊前中津の藩士、天保五年(二四九四年)大阪に生まれた。幼時漢學を學び、後緒方洪庵の塾に入つて蘭學を修めた。安政五年二十五歳で江戸に出て、鐵砲洲に塾舎



福澤諭吉



擊である。

氏は獨立自尊を以て道德の根本とし獨立の方便として衣食住の三者を擧げ、大に實學を獎勵した。「獨立とは先づ他人の厄介たるを免れ、自分の力にて衣食し、親子の間にて、其の分界を明ら

教育上の功績

かにして、然る後に、我が思ふ所を言ひ、我が思ふ所を行ふの義にして、其の基礎既に立つ上は、苟も本心に恥づる所を犯して他に屈することを爲すべからず。」といひ、また「我輩は古來の學説を根柢より顛覆して更に文明學の門を開かんと欲するものなり。」と宣言してゐる。所謂古來の學説とは實地に疎い漢學で、文明學とは「有形に於ては數理の學、無形に於ては獨立心」である。即ち獨立と實用とは氏の二大主張で、門生を教ふるにも、社會を導くにも、一として之に基づかぬはなく、明治の文運に貢獻した功績頗る大である。

### 第六章 國民の自覺と教育の勃興

明治二十七八年清國との戦争に、目覺ましい勝利を得たので、我が國民は自國の眞價を自覺すると共に、戦勝のおもな原因が教育に在ることを悟り、自ら教育發展の氣運を開いた。乃ち政府は先

二十七八年戦役と教育

づ議院の建議を容れ、教育基金(一千万圓)を分賦して、普通教育を奨励し、國民もまた争つて其の進歩を圖つたから、諸般の教育的施設が勃興し、兒童の就學歩合は著しく増加し、從來餘り省みられなかつた女子教育及び實業教育も頗る進歩した。其の一例を舉げると就學歩合は、明治二十七年末に於て六一・七二であつたが、明治三十六年には九三・二三となり、女子の就學は二倍以上に達し、中學校は明治二十七年末の八十一校から、三十六年度には二百六十八校に増加した。

初等教育

**小學校令** は、明治二十三年の改正以後、三十三年更に之を改正し、義務就學の年限を四箇年とし、義務教育年限中は授業科を徴收しないのを本體とし、且試験を全廢した。同三十六年教科用圖書を國定とした。また明治三十七八年戰役以後、國運の發展に伴ふ施設として、同四十年再び小學校令を改正し、義務教育年限を

中等教育

尋常小學校六箇年に延長し、高等小學校の修業年限を二箇年乃至三箇年に改めた。これが現行の小學校令である。

**中學校令** は十九年の改正以後、明治三十二年現行の中學校令に改めた。即ち、尋常中學校を中學校と改稱し、男子に須要な高等普通教育を爲すを以て其の目的とし、且補習科を置くを得しめた。**女學校** は明治二十八年始めて其の規程を定め、同三十二年現行高等女學校令を發布し、修業年限四箇年を以て本體とし、一個年の伸縮を許し、且補習科、技藝專修科及び專攻科を置くことを得しめた。女子に須要な高等普通教育を爲すのが其の目的である。明治四十三年更に其の一部を改正して、實科又は獨立の實科高等女學校を置くことを得しめた。又明治三十二年現行の實業教育令を發布した。

師範教育

**師範學校令** は明治十九年以後、明治三十年之を改正し、尋常

師範學校を師範學校と改稱し、各府縣師範學校は、從來一校に限られてゐたのを改めて一校又は數校とし、同四十年現行師範學校規定を定め、簡易科を廢し本科を二部に分け、且豫備科を設くるを本體とした。高等師範學校は從來の東京男女兩高等師範學校の外に、更に廣島高等師範學校(明治三十五年)及び奈良女子高等師範學校(明治四十年)を増設した。

専門教育

**専門學校** については、明治二十七年高等中學校を高等學校と改稱して、専門學科を教授する所とし、別に大學豫科を設くるを得しめ、同三十六年専門教育令を發布して、公立私立の専門學校を統一した。大學は國家ノ須要ニ應ズル學術、技藝ヲ教授シ及其濫奥ヲ研究スル所で、明治十九年教育令發布の當時は、東京に一大學(明治十三年)あつただけであるが、其の後京都帝國大學(明治三十四年)東北帝國大學(明治三十四年)九州帝國大學(明治三十四年)を増設し、其の他、各種の實業専門學校も

次第に起つた。

教育行政

教育行政機關

については、明治二十九年學政の最高諮問機關として、高等教育會議を設置し、同三十二年府縣に視學官及び視學を、郡に郡視學を置いた。

教育思想

教育思想の變遷

明治二十年代の教育思想家として特に注意すべきは能勢榮(二五五—二五六年)である。氏は自己の創見に基づいて教育に關する著述を公にした外、折衷主義の學者、佛國コンペーレ(Compayré)の教育學邦譯根氏教授論及びヘルバルト派のラインの教育學邦譯萊因氏教育學を翻譯した。谷本富氏は、實用教育學及び教授法「科學的教育學等を著して、大にヘルバルト學風の鼓吹に力めた。ヘルバルトの教育學は、其の德育主義なる點に於て、我が教育勅語の精神に合致する所があつたから、ヘルバルト派の學者の著書は、盛に翻譯せられ、明治二十年代の後半には、教育者であつて、品性陶

\*J. G. Compayré 1843-1913

治多方興味、五段教授法、開化史的段階等の語を口にせざる者なく、甚だしきは儒教の五常をもヘルバルトの五道念にあて、解釋するに至り、英米實利主義の學風は全く一掃せられた觀があつた。ヘルバルトの教育學は、品性陶冶を主とするけれども、個人主義に偏する嫌があるので、二十七八年戰役以後、國家主義の盛なるに従ひ、之に嫌らぬやうになり、明治三十年代以後、社會的教育學が提唱せられた。谷本富氏の「將來の教育學」はその先鞭で、爾來多くの學者により、ナトルフ、ベルゲマン等の所説が移入せられた。モイマン、ライ等の實驗教育學も、明治四十年以後、一部の人士によつて紹介せられた。

### 第七章 大正の教育

明治四十五年七月明治天皇崩御し給ひ、大正天皇踐祚あらせら

る教育振興に關する御沙汰

れ、其の朝見式に於て「祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニヨリ……先帝ノ遺業ヲ失墜セザランコトヲ期ス」と宣はせ給うた。又大正四年十二月文部大臣を宮中に召し、左の御沙汰書を下し給うた。

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令を布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ。

先帝の教育に軫念したまふこと此の如く渥く、當局者よく聖旨を奉體して各其の力を致したから、大正以後教育の發展漸く著しく、各種の施設年と共に完備し、今や新附の國民に至る迄、治く教育の恩澤に浴するに至つた。

### 教育の發達

大正二年高等教育會議を廢し、新に教育調査會を起し、大正六年又臨時教育會議に代へ、教育に關する制度を審議

教育の發達

初等教育

せしめられ、其の結果多年の懸案であつた學制問題は、一應解決せられた。此の會議は大正十年には教育評議會となり、大正十三年、文政審議會に改められた。

**初等教育** 大正七年、市町村義務教育費國庫負擔法を公布し、尋常小學校教員俸給の一部を國庫にて負擔することとし、大正八年、時勢の要求に應じ、小學校令の一部を改正して、小學校の教科目を整理し、同十二年更に小學校令の一部を改正すると共に盲啞教育令を發布した。同十五年には義務教育費國庫負擔金を七千萬圓に増加し、尙小學校令の一部を改正して、高等小學校を改善し、別に幼稚園令を出して幼稚園教育に一大刷新を加へた。

師範教育

**師範教育** 大正十四年、師範學校規程に大改正を加へた。其の主旨は、多數の優良な教員を養成して、普通教育の刷新を圖ると共に、義務教育年限延長に備へようとするのであつて、(一)從來の豫

高等教育

備科を廢し、(二)本科第一部の修業年限を五箇年、同第二部の修業年限を一箇年に改め、(三)本科の上に修業年限一箇年の專攻科を置いて、修身教育及び其の他の學科の精深な研究に便し、(四)之に伴なふ學科目及び其の内容を整理をしたのが改正の要點である。なほ同時に、各府縣に補助金を交附し、本科第二部の學級を増加せしめた。

**高等教育** 大正八年度から十三年度に至る六箇年を期し、高等教育機關の大擴張を企てた結果、高等學校及び各種専門學校が各地に増設せられた。又大正七年、高等學校令を發布し、其の目的を、男子の高等普通教育を完成し、特に國民道德の充實に力むることとし、修業年限七箇年(高等科三年、尋常科四年)、其の高等科には、中學校第四學年修了のものを入學せしむることとし、官立の外、公立、私立をも認め、高等女學校令もまた之に準じて、大正九年、改正を加へ、從來

の高等女學校の上に高等科(修業年限二乃至三箇年)を置くことを得しめた。大學令は大正七年根本的に改正せられ、其の目的を「國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス」とし、始めて單科大學を認め、官立の外、公立、私立をも許した。其の結果大正九年以後、專門學校で大學に改造せられたものが多い。官立では大正七年北海道帝國大學を、同十三年朝鮮大學を増設した。其の他、大正九年から同十年に亙り、實業學校規程を改正し、同十一年朝鮮教育令及び臺灣教育令を發布し、新附國民の教育に一大刷新を加へた。又大正十年、各府縣に社會教育主事を置き、其の管内に於ける社會教育の施設經營にあたらせた。

教育思想の變遷

教育思想の變遷

明治四十年代以後に於ける我が教育思想の特色は、從來の如く、實利主義とか、狭い道德主義とかの一方に偏

することなく、廣く、各方面の思潮に眼を注ぎ、其の長所を取らうとする自由な態度である。是れ、我が教育學者の思想が次第に熟したゞの模倣より脱出して、精神的に自由になつた結果で、著しい進歩である。大戰以後、デモクラシーの思想普及すると共に、デモクラシーを標榜する米國の思想特にデュイの學說に傾き、教育の社會化を主張するものが多かつたが、併し、他方に於て、其の經驗主義に嫌らないで、ナトルプの理想主義社會的教育學を宣傳するものも少くなかつた。一方に於て、精神的歴史的文化を高唱する文化的教育學が歡迎せらるゝと共に、他方に於て、實驗教育學や教育測定、知能測定等の研究が盛になり、其の他、自由教育、藝術教育、作業主義の教育等一として紹介せられないものはない。従つて、スペンサーやヘルバルトの如く、一本筋に深い影響を與へた學說は見當らないが、どんな小さな流れでも受け入れて、多くの花が一時に亂

れ咲くさまを呈してゐる。此の如きは、一方から見れば思想界の混乱であるが、他方から見れば、是等多様の學說の上に選擇を加へ、統一ある眞に我が國情に適した教育說の現出すべき前階として寧ろ大に歓迎すべきである。併し、大體の趨勢について言ふと、ヘルバルト派の主知的見解は、今や殆んど跡を絶ち、主意的傾向が盛になり、作業者主義、創造主義、自己活動主義に傾き、又ヘルバルト派の機械的な方法に反對して、自由主義、藝術主義、個性主義の教育が勢力を張つてゐる。明治二十年前後の教育者の態度を十六世紀の人文主義の夫れに比べると、現時の學者は遙かに之を超越して、新人文主義の態度を持してゐる。夫にしても、更に新人文主義を超越した、フイヒテやシュライエルマツヘルの如き思想家の我が國に出づるの日を、我々は期待して已まない。そして、模倣より獨立に獨立より獨創へと進みつゝ、ある我が教育界に於て、此の期待の實

現せらるゝ日は、恐らく遠いことではあるまい。

## 第八章 我が國教育の特色と

### 維新以後の教育

凡て教育は國民性の上に建設せられる。國民性を離れて、教育はなく、一國教育の特色は凡て之を國民性の上に求めねばならない。我が國の教育は古來儒教及び佛教の影響を受け、最近泰西の思想に接觸したけれども、之を一貫する大精神は毫も渝ることなく、常に他國の長を採りながら、しかも其の本を忘れず、極めて健全な發達を遂げ來つた。左に、我が國教育の特色とも見るべき諸項を擧げ、之と維新以後の教育との關係について簡單に述べて見る。

一、**國家主義** 國家主義の教育は、今日世界の一大勢であるが、西洋諸國が此の見地に達する迄には、永い紛争を経たものである。

國家主義

然るに、我が國では、古來國家主義を以て一貫し、忠君愛國の思想は自ら教育の神髓をなしてゐる。下つて、明治維新後には教育事業を國家の手に統一し、殊に明治十九年、森文部大臣が教育諸法令の統一を試みてからは、國家主義は制度の上にも完全に實現せられ、學校は固より、圖書館、博物館等に至る迄、大凡國家の手で經營し、教育上諸般の施設は悉く國家を中心として發達し來つた。

道德主義

一、**道德主義** 道德主義については、徳川時代の教育に於て、已に之を述べた。維新以後、泰西思想の移入に伴なうて、教育も一時知育に偏し、實利主義に傾いたが、教育勅語の下賜以來、再び道德主義となり、修身科を諸教科の主位に置いた。下つて明治四十一年には、戊申詔書を下賜せられて、専ら勤儉自彊を奨め給ひ、明治四十年代以後國民道德に關する研究漸く盛となつた。更に下つて、大正十二年、關東地方大震火災の後には、國民精神作興の詔書を下賜

宗教と分離

せられ、歐洲大戰後、頓に著くなつた、浮華放縱の習と、輕佻詭激の風とを戒められ、國民精神の振作更張を奨められた。

三、**宗教、教育分離主義** 教育と宗教との分離も亦我が教育の一大特色であつて、彼の西洋諸國の、宗教を以て教育の根柢とするもの、又は宗教と教育との分離について紛争を重ねつゝあるものとは大に趣を異にしてゐる。我が國では、古來特定の宗教を以て教育に配したことなく、彼の佛教の如き、社會教育上に利用せられたことはあつたが、一般の學校教育とは何等の關係なく、學校の教育は専ら儒教に基づいて行はれ、まゝ古神道を交ふるものがあつたに過ぎない。そして、此の分離主義は、維新以後に至つても渝ることなく、教育勅語は永久に教育最高の規準である。特に明治三十二年、文部省は訓令を出だして、一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要なる所以を通達した。



進歩主義

四、進歩主義 舊慣に泥まず、舊義を墨守せず、廣く他國の長所を採つて包容同化し、以て國本を培養するは、我が國民性の一大特色である。されば、徳川時代に於て殆ど全く忘れられてゐた實用の學は、維新以後西洋の學術に接觸すると共に急速に進歩し、實業教育は俄に勃興し、半世紀前迄唯一の學科であつた漢學は、今日では、諸外國に於ける拉丁語よりも軽い位置を占むるに過ぎない。是れ實に「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス」といふ維新の皇謨に則つたもので、僅々五十餘年の短日月に於て、西洋諸國に比べても、敢へて劣らない教育上の大發展を遂げ得たのは、主として進歩主義に基因する。

戰近近世教育史(改訂版)終

二年十月	校(三年) 尋常小學校(四年)	書作文・ 術・△體 本地理・ △圖畫・ ○唱歌・ ○手工・ 修身國語算術・ 體操・(○圖畫 日本歴史・地理・ 理科圖畫唱歌・ 裁縫女 ○裁縫女 體操・裁縫女 手工)	校(四年) 尋常小學校(六年)	修身國語算術・ 日本歴史・地理・ 理科圖畫唱歌・ 體操裁縫女 手工・農業・商業 裁縫女(縫 外國語・ 業手工)
明治卅三年八月	校(三年) 尋常小學校(四年)	書作文・ 術・△體 本地理・ △圖畫・ ○唱歌・ ○手工・ 修身國語算術・ 體操・裁縫女 手工)	校(三年) 尋常小學校(六年)	修身國語算術・ 日本歴史・地理・ 理科圖畫唱歌・ 體操裁縫女 手工・農業・商業 裁縫女(縫 外國語・ 業手工)
明治四十年三月	校(三年) 尋常小學校(六年)	書作文・ 術・△體 本地理・ △圖畫・ ○唱歌・ ○手工・ 修身國語算術・ 體操・裁縫女 手工)	校(三年) 尋常小學校(六年)	修身國語算術・ 日本歴史・地理・ 理科圖畫唱歌・ 體操裁縫女 手工・農業・商業 裁縫女(縫 外國語・ 業手工)

(戰近近世教育史末尾)

此ハ同シク缺クテ得ルモノ、○ヲ附セルハ陸意科ト  
ヨリ増減スルヲ得シメズ。

自明治五年至同治四十年 小學校教科目變遷一覽表

(絶近近世教育史末尾)

學校 發令年月	學 校	尋常小學校程度		高等小學校程度	
		名稱、學 年、限	目 科 教	名稱、學 年、限	目 科 教
明治五年八月	尋常小學校(四年)	小學(四年)	字綴習字單語 會話讀本修身 書牘文法算術 養生法、地學大 意、理學大意體 術、唱歌	上等小學(四年)	下等小學ノ教科 皮ビ 史學大意、幾何 學野畫大意、博 物學大意、化學 ノ一二、記簿法、 書學、天球學)
明治十二年九月	尋常小學校(四年)	小學(四年)	讀書習字算術 地理歷史修身 算術、唱歌、體 操又は物理、生 理、博物等の大 意、裁縫女 (裁縫兒)		
明治十三年十月	尋常小學校(三年)	小學(三年)	修身讀書習字 算術、地理、 歷史、(野畫、唱 歌、體操又は物 理、生理、博物等 の大意、裁縫女 (裁縫兒)	小學高等科(二年)	修身讀書習字 算術地理、日本 歷史理科圖畫 博物唱歌體操 裁縫等ノ續キ及 ビ化學生理、幾 何、經濟初歩男 家事經濟女
明治十四年五月	尋常小學校(四年)	小學初等科(三年)	修身、讀書、 作文、(及ビ)讀 方 習字、算術、算 術初歩、唱歌、體 操	高等小學校(四年)	修身讀書作文 習字算術地理 歷史理科圖畫 縫女、(英語、農 業、手工、商業) 體操裁縫女、幾 何初歩、外國語、 農業商業手工)
明治十九年四月	尋常小學校(四年)	尋常小學校(四年)	修身讀書作文 習字算術體操 (圖畫、唱歌)	高等小學校(三年)	修身讀書作文 習字、算術、日本 歷史、地理、理 科圖畫、唱歌、 體操裁縫兒、及 ビ
明治廿三年十月	尋常小學校(三年)	尋常小學校(三年)	修身讀書作文 習字、算術、 唱歌、手工、裁 縫兒)	高等小學校(四年)	修身國語算術 日本歷史、地理 理科圖畫、唱歌 體操裁縫兒、及 ビ
明治卅三年八月	尋常小學校(四年)	尋常小學校(四年)	修身國語算術 體操、(圖畫、 唱歌、手工、 裁縫兒)	高等小學校(三年)	修身國語算術 日本歷史、地理 理科圖畫、唱歌 體操裁縫兒、及 ビ
明治四十年三月	尋常小學校(六年)	尋常小學校(六年)	修身國語算術 日本歷史、地理 理科圖畫、唱歌 體操、裁縫兒、手 工)	高等小學校(三年)	修身國語算術 日本歷史、地理 理科圖畫、唱歌 體操裁縫兒、及 ビ

注意 一、才施七ルハ當分缺クテ得ルモノ、拓弧内ノ教科ハ土地ノ情況ニヨリ加設スルヲ得ルモノ、△才附セラルハ同シク缺クテ得ルモノ、○才附セラルハ隨意科ト  
ナスヲ得ルモノゾアル。又明治十四年ノ改正ニテハ修身讀書、習字及ビ算術以外ノ教科ハ土地ノ情況ニヨリ増減スルヲ得シメタ。

附 錄 教 育 史 年 表

皇紀年代	事	蹟
六七	ソロン、アテネの憲法を定む。	
九八?	釋迦カピラ城に生まる。	
一一〇	孔子魯の昌平郷に生まる(周靈王二十一年)。	
一五二	羅馬王政を廢し共和制となる。	
一七六?	釋迦入寂。	
一八二	孔子歿す(周敬王四十二年)。	
一九二	ソクラテス生まる。	
二六二	ソクラテス歿す。	
三一四	プラトン歿す。	
三三九	アリストテレス逝く。	
六五七	キリスト生まる(西紀前四年)。	
六八九?	キリスト磔殺せらる。	
七六〇?	クインチリアヌス歿す。	
皇紀年代	事	蹟
九四五	儒教傳來(應神天皇十六年)。	
一一三六	西羅馬帝國滅亡。	
一一八九	僧庵學校起る。	
一二二二	佛教傳來(欽明天皇十三年)。	
一二六四	聖德太子憲法を定む。	
一二六七	留學生を隋に遣はす。	
	法隆寺學問所を設く。	
一二七〇	ムハメッド回々教を創む。	
一二八一	聖德太子薨す。	
一三〇五	大化の改新。	
一三六二	大寶令を發布す。	
一三七二	「古事記」成る。	
一三八〇	「日本紀」成る。	

一四〇一	諸國に國分寺を建つ。	二二一三	東羅馬帝國滅ぶ。
一四一七	家々に「孝經」を備へしむ。	二二五二	コロンブス亞米利加を發見す。
一四五四	平安奠都。	二二七七	ルーテル宗教改革を唱ふ。
一四八二	最澄入寂。	二二八八	王陽明卒す(明世宗嘉靖七年)。
一四八八	空海、蘇我種智院を起す。	二二九〇	コペルニクス地動説を唱ふ。
一四九五	空海入寂。	二二九四	エスイタ派起る。
一五六三	菅原道真薨す。	二二九六	人文主義大家エラスムス逝く。
一六七〇	歐洲に武士制度起る。	二二〇〇	エスイタ派法王の允許を受く。
一八五二	陸象山卒す。	二二〇六	ルーテル逝く。
	頼朝征夷大將軍となる。	二二〇九	フアンソア、ザヴィエー來る。
一八六〇	朱熹卒す(南宋寧宗慶元六年)。	二二一三	ラブレール歿す。
一九二二	親鸞入寂。	二二一六	イグナチオ、ロヨラ歿す。
一九三〇	金澤文庫起る。	二二二〇	メランヒトン逝く。
一九四二	日蓮入寂。	二二五二	コメニウス、モラヴィアに生まる。
一九九九	神皇正統記成る。	二二六一	モンテーニッ歿す。
二〇九九	足利學校起る。		徳川家康、學校を伏見に設く。
二二一〇	グーテンベルヒ「拉丁文法書」を印刷		

二二六三	家康、幕府を江戸に開く。	二二三三	フランケ生まる。
二二六八	中江藤樹近江に生まる。	二二三六	荻生徂徠生まる。
二二七九	熊澤蕃山生まる。	二二三〇	シュペーネル敬虔主義を唱ふ。
	藤原惺窩歿す。	二二三三	コメニウス、アムステルダムに逝く。
二二八二	ワイマルに強制教育令を布く。	二二三九	ミルトン歿す。
二二八六	山鹿素行生まる。	二三四二	フエネロンの「女子教育論」出づ。
二二八七	ペーコン歿す。	二三四四	山崎闇齋歿す。
二二九〇	伊藤仁齋生まる。	二三四五	ラサル、基督學校同胞團體を組織す。
二二九二	貝原益軒福岡に生まる。	二三五〇	山鹿素行歿す。
二二九五	ロック生まる。	二三五〇	ラサル、師範學校を起す。
二二九七	ラトケ歿す。	二三五一	昌平覺起る。
二三〇二	ヤンセン派始めて學校を開く。	二三五三	熊澤蕃山歿す。
二三〇八	ゴータ侯新教育令を發布す。	二三五五	ロック「教育思想」を著す。
二三〇八	中江藤樹逝く。	二三五七	フランケ貧民學校を起す。
二三二一	林羅山逝く。	二三五八	「大日本史帝王本紀」成る。
二三二一	コメニウスの「世界圖解」出づ。	二三六一	木下順庵歿す。
二三二二	ヤンセン派禁止せらる。		僧契沖逝く。

二三六二	中村惕齋歿す。	二四〇七	ヘッケル伯林に實科學校を開く。
二三六四	ロック歿す。	二四二〇	レベール聾啞學校を創む。
二三六五	伊藤仁齋歿す。	二四二四	新人文主義の唱道者ゲスネル逝く。
二三七二	ルソー、ジュネーブに生まる。	二四二二	ルソーの「エミール」出づ。
二三七四	貝原益軒歿す。		フイヒテ生まる。
二三七五	フエネロン歿す。	二四二三	フレデリキ大王小學校令を出す。
二三八〇	徳川吉宗禁書令を解く。	二四二八	シュライエルマッヘル生まる。
二三八三	バゼドウ生まる。	二四二九	賀茂眞淵逝く。
二三八四	カント生まる。	二四三三	エスイタ派團體を解く。
二三八五	新井白石歿す。	二四三四	バゼドウ汎愛學校を設く。
二三八七	フランケ歿す。		マリア、テレサ教育令を發布す。
二三八八	荻生徂徠歿す。	二四三五	ベスタロチ、ノイホーフに學校を開く。
二三八九	細井平洲生まる。	二四三六	ヘルバルト、ホルテンブルグに生まる。
二三九四	石田梅巖心學を創む。	二四三八	ルソー頓死す。
二四〇四	室鳩巢歿す。	二四四一	ベスタロチの「リトーンハルト及びゲルトリート」出づ。
二四〇六	石田梅巖逝く。	二四四二	フレールベル生まる。
	ベスタロチ、チューリッヒに生まる。		

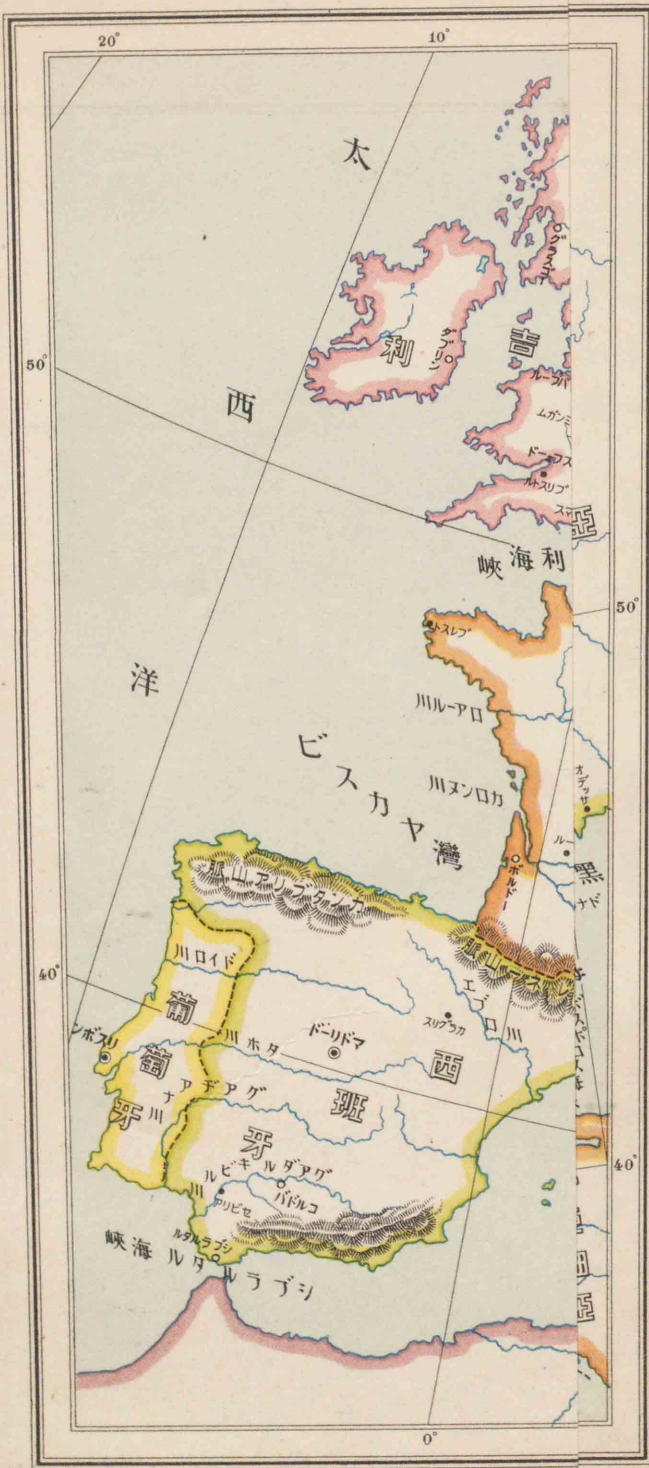
二四四四	アウイー訓盲院を起す。	二四六九	ダーキン生まる。
二四四七	二宮尊徳相模に生まる。	二四七一	ザルツマン逝く。
二四五〇	バゼドウ逝く。		蠶書和解方を置く(開成所の起原)。
二四五三	幕府異學の禁を布く。	二四七四	フイヒテ歿す。
二四五六	和學講談所起る。	二四八六	スペインサー生まる。
二四五八	ホーレス、マン生まる。	二四九〇	フレールベルの「人類の教育」出づ。
二四五九	本居宣長「古事記傳」成る。	二四九二	吉田松陰生まる。
二四六一	ベスタロチ、スタンツに赴く。	二四九二	アンドルー、ベル歿す。
二四六三	ベスタロチ、ブルグドルフに赴く。	二四九二	頼山陽逝く。
二四六四	本居宣長、細井平洲歿す。	二四九四	アーノルド、ラクビー學校長となる。
二四六五	「ゲルトリート」兒子教育法」出づ。	二四九七	シュライエルマッヘル逝く。
二四六六	新人文主義大家ヘルデル歿す。		ホーレス、マン教育局長となる。
	大哲カント逝く。	二四九八	フレールベル幼稚園を開く。
	ベスタロチ、イフェルテンに赴く。	二五〇一	ジョセフ、ランカスター歿す。
	日本外史成る。	二五〇二	ヘルバルト逝く。
	ヘルバルト其の大著「普通教育學」を出	二五〇三	アーノルド歿す。
	だす。		平田篤胤逝く。

二五二二	フレールベル歿す。	二五三二	八月學制を頒布す。
二五一六	二宮尊徳歿す。	二五三三	東京に師範學校を置く。
二五一八	松陰松下村塾を開く。	二五三四	中村正直同人社を起す。
二五一九	福澤諭吉慶應義塾を起す。	二五三五	大學擴張運動英國に起る。
	吉田松陰刑せらる。	二五三六	東京女子師範學校を置く。
	ホーレス、マン歿す。	二五三七	學齡を六歳より十四歳迄と定む。
二五一九	ダーウインの「種の起原」出づ。	二五三八	同志社起る。
二五二一	スベンサーの「教育論」出づ。	二五三九	東京女子師範學校に幼稚園を置く。
二五二三	近藤眞琴改玉社を起す。	二五四〇	西南の役。
二五二六	ヂーステルヴェット逝く。	二五四一	大學の組織成る。
二五二七	獨逸に補助學級起る。	二五四二	京都に私立盲啞院起る。
二五二八	明治維新。	二五四三	九月教育令を出だす。
	京都の學習院を再興す。	二五四四	改正教育令を出だす。
二五二九	昌平黌、醫學所、開成所を再興す。	二五四五	私立共立訓盲院を東京に開く。
二五三〇	昌平黌を大學と改む。	二五五六	小學校教則綱領、中學校及び師範學校
二五三一	大、中、小學規則を定む。	二五五七	教則大綱を出だす。
	文部省を置く、大木喬任文部卿となる。	二五五八	福岡文部卿小學校教員心得を出だす。

二五四二	軍人への勅諭を下し給ふ。	二五五三	中村敬宇逝く。
	チルレル及びダーウイン逝く。	二五五四	井上毅文部大臣となる。
	東京女子師範學校に附屬高等女學校を置く。	二五五五	廿七八年戦役起る。
二五四三	早稻田専門學校起る。	二五五六	實業教育國庫補助法を定む。
二五四四	大日本教育會起る。	二五五七	高等教育會議規則を定む。
二五四五	再び教育令を改正す。	二五五八	スベンサーの「綜合哲學」大成す。
	森有禮文部大臣となる。	二五五九	師範學校令改正。
二五四六	學校令を發布す。	二五六〇	地方視學を置く。
二五四七	共立訓盲院を東京盲啞學校と改稱す。	二五六一	京都帝國大學を設く。
二五四八	帝國大學内に教育特約生を置く。		文部省に實業教育局を置く。
二五四九	憲法發布。		公立學校に學校醫を置く。
二五五〇	十月教育勅語を下賜せらる。		實業學校令を定む。
二五五一	地方學事通則發布。		府縣視學官、視學及び郡視學を置く。
	小學校令改正。		高等女學校令、中學校令改正。
	新島襄逝く。		教育基金特別會計法公布。
	小學校教則大綱を定む。		八月小學校令を改正す。
			福澤諭吉逝く。

二五六二	日英同盟成る。	二五七三	教育調査會を置く。
二五六三	廣島高等師範學校を設置す。	二五七四	地方學事通則を改正す。
	スベンサー逝く。	二五七五	教育に關する御沙汰書下る。
	専門學校令を出だす。		モイマン逝く。
	福岡に醫科大學を置く。	二五七七	臨時教育會議を置く。
二五六四	三十七八年戰役起る。		伊澤修二逝く。
二五六七	三月小學校令を改正し、義務教育年限を六ヶ年とす。	二五七八	北海道大學を置く。
	四月師範學校令改正。		市町村義務教育費國庫負擔法を發布す。
	東北帝國大學を置く。		大學令、高等學校令發布。
二五六八	十月戊申詔書を下賜せらる。	二五七九	獨逸新憲法を發布す。
	奈良女子高等師範學校を置く。	二五八〇	高等女學校令、實業學校規程改正。
二五七〇	實科高等女學校の制を定む。	二五八一	教育評議會を置く。
	九州帝國大學を置く。		各府縣に社會教育主事を置く。
	高嶺秀夫逝く。	二五八二	朝鮮教育令及び臺灣教育令發布。
	明治天皇崩御。	二五八三	盲啞教育令發布。
二五七二	今上陛下御踐祚。	二五八四	文政審議會を置く。

二五八四	朝鮮大學設置。		
	ナトルブ逝く。		
二五八五	師範學校規程改正。		
二五八六	小學校令一部改正。		
	エレン、ケイ逝く。		





巴羅歐部西圖附史育教世近



大正十一年十二月五日印刷  
大正十二年二月二十日訂正再版印刷  
昭和二年一月十二日訂正三版印刷  
大正十一年十二月八日發行  
大正十二年一月十七日訂正再版發行  
昭和二年一月十七日訂正三版發行

昭和二年三月十四日訂正四版發行  
昭和二年三月十四日訂正四版發行

定價金壹圓拾參錢

不許  
複製

(版訂改)

著作者 篠原助市  
著作者 小川正  
著作者 佐藤熊治  
發行者 大葉久吉  
印刷者 東勇治  
東京市日本橋區室町四丁目五番地  
東京市小石川區久堅町百〇八番地

發行所  
關西專賣

東京市日本橋區室町四丁目  
振替口座東京二八〇番  
大阪市西區阿波堀通四丁目  
振替口座大阪四三番

株式會社 寶文館  
株式會社 大阪寶文館

共同印刷株式會社印刷

Sh-67

三原女子塔範号校予~~西~~号年

一西本雪枝



95



広島大学図書

2000079645

